【資料４】

# 第３期「あまがさきし地域福祉計画」の点検・評価について

## 【令和元年度実績】

令和２年８月

福祉課

-目次-

計画の進行管理と評価　P.1
１　計画の進行管理と評価　P.2
２　取り組みを進めるための視点　P.3
３　施策の展開方向と取り組み・方向性　P.4
４　各目標の進捗を図る指標　P.6
５　点検・評価シートの見方　P.8

点検・評価シート　P.11
基本目標１　「支え合い」を育む人づくり
展開方向１　福祉学習の推進　P.12
展開方向２　地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援　P.14
展開方向３　地域福祉活動を支援する人材の育成　P.16
基本目標２　多様な主体の参画と協働による地域づくり
展開方向１　地域を支えるネットワークづくり　P.18
展開方向２　地域での見守り、支え合いの充実　P.20
展開方向３　多様な手法による地域福祉活動の推進　P.22
展開方向４　社会福祉法人、企業、NPO 等による地域貢献の推進　P.24
基本目標３　誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり
展開方向１　包括的・総合的な相談支援体制の充実　P.26
展開方向２　権利擁護の推進　P.28
展開方向３　適切な福祉サービスの提供と情報利用の推進　P.30
展開方向４　要配慮者（災害時要援護者）支援の推進　P.32
展開方向５　安全・安心に暮らせる環境整備　P.34

参考資料　関連事業一覧　P.37

# 計画の進行管理と評価

## １　計画の進行管理と評価

地域福祉計画は、その性格から対象となる事業が広範囲にわたるとともに、各分野別の計画とも関連が強いため、計画の進行管理や評価等にあたっては、庁内関係部局で構成する「あまがさきし地域福祉計画」庁内推進会議において、市が実施している施策評価等及び地域福祉計画で定めた各目標の進捗を図る指標をもとに評価、進行管理を行います。

あわせて、尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会において、毎年、取り組み状況の評価等について報告を行い、意見を頂くなどの方法により、取り組みの妥当性の検証や必要な改善策、評価方法の見直し等について検討を行うほか、進捗状況を把握するために「「あまがさきし地域福祉計画」の評価・推進にかかる意識調査」を第３期計画期間中に実施します。

また、自治のまちづくりに向けて、地域における住民自治を支えるための地域振興センターをはじめとした地区施設の機能の再構築や人員の配置のあり方、身近な地域課題の解決に向けた地域住民の意思を反映した予算執行のあり方、さらには職員の意識醸成や能力形成などについて検討が行われる「地域振興のあり方」とも整合性を図りながら、取り組みを進めます。

なお、国では、社会福祉法を改正し、地域福祉計画の充実（福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置づけるなど）をはじめとした地域課題の解決力を強化する取り組みを進めようとしています。そのため、今後、必要に応じて計画改定や推進体制の充実についても検討を行います。

**第3期「あまがさきし地域福祉計画」の進捗管理の流れ（平成30年度以降）**

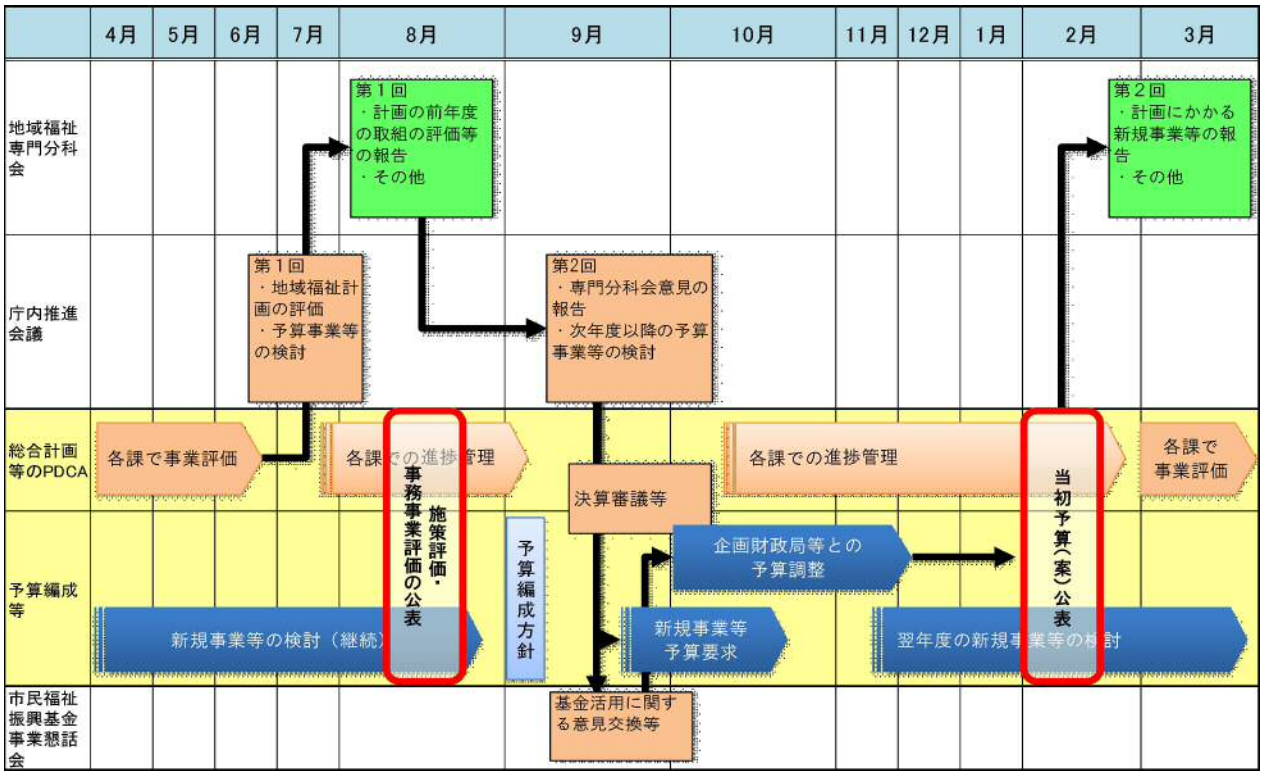

## ２　取り組みを進めるための視点

基本理念の実現に向けて具体的な各施策・事業の展開を図るために、第３期計画では、尼崎市民の福祉に関する条例及び尼崎市自治のまちづくり条例の考え方を基にした次の視点を踏まえ、取り組みを進めます。
また、これらの視点は取り組みを評価するためのポイントとしても活用していきます。

**○市民（当事者）主体の視点**

全ての市民は、支援する側、支援を受ける側の双方の面をもっているため、みんながまちづくりの当事者として考え、行動することで、安心して暮らせる社会の実現につながります。尼崎市では、地域の特性に応じた身近な交流の場を通して、気軽に地域の課題を話し合い、それをきっかけに地域住民が主体的に考え、活動が行われています。

こうした身近な地域の課題等についての話し合いや学びを通して、全ての市民が地域社会への関心を持ち、まちづくりの当事者として主体的に地域福祉活動に参画していくことを推進します。

**○情報共有と参画・協働の視点**

市民のまちづくりへの関心が高まり、主体的な参画が進んでいくためには身近な地域の課題を共有するとともに、多様な地域活動の主体が地域において活動しやすいように情報の共有が必要となります。そういった仕組みづくりとあわせて、行政の持つ様々な情報が、必要に応じて本人等の同意を得ながら提供されるよう取り組みます。

また、単独では解決できない課題の解決や、新たなまちづくりの取り組みが生まれるなど相乗効果が見込まれるため、多様な主体が社会や地域の一員として、また、まちづくりの当事者として対等な立場で参画し、適切な役割分担のもとで協働することを推進します。

**○総合化・効率化の視点**

地域における課題は、公的なサービスだけではきめ細やかな対応が難しいため、公的サービスの総合的な提供に合わせて、地域の様々な力を活かした取り組みが求められます。

また、行政の各分野において様々な課題に対応するための多様な会議体が設置され、目的、構成員が類似、重複するなど縦割りによる非効率化が課題となっています。限られた資源を有効に活用し、多様なニーズに応えた質の高いサービスを包括的に提供するためにも、各分野の重複するような内容を可能な限り総合化して取り組みの効率化に努めます。

**○予防と早期把握の視点**

地域の生活福祉課題の解決には、課題が複雑化、深刻化する前のできるだけ早い段階で、適切な支援につなげることが大切です。そのために、行政が持つ様々な情報を活用して、課題を抱える方を適切に把握するよう取り組むほか、市民からの相談に対しては表面化している課題に対応するだけでなく、潜在化している課題を把握し、情報提供や適切な支援につなぐことに努めます。

また、地域の個別課題は行政では把握が難しいこともあり、地域社会が個別課題を地域全体の課題として捉え、その発生を予防し対処していく取り組みを支援します。

## 3　施策の展開方向と取り組み・方向性

| 基本目標 | 展開方向 | 頁数 | これからの取り組み・方向性 | 取り組みの視点 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 市民主体 | 情報共有・協働等 | 総合化・効率化 | 予防・早期把握 |
| 1「支え合い」を育む人づくり | (1)福祉学習の推進 | P56 | ○地域の集まり、企業内研修など、あらゆる機会を通じて、地域課題に関心や理解を持つ層を増やす取り組みを進める。 | ○ | | | ○ |
| | | | ○交流・体験などを通じて仲間づくりや福祉活動への参加を促進するなど、参加者自身が自らの知識や能力を活用し、主体的に参加する意欲を高める取り組みを進める。 | ○ | | | |
| | | | ○子どもや学生が地域と関わり、地域に対する愛着や誇りが育まれるよう取り組む。 | ○ | ○ | | |
| | | | ○次の担い手の育成に取り組むために、若い世代が地域課題の解決を体験的に取り組むことを推進する。 | ○ | | | |
| | | | ○「みんなの尼崎大学」の取り組みを活用し、福祉課題の解決に向けた意識を醸成するための体系的な学びの場を作る。 | ○ | | ○ | |
| | (2)地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援 | P58 | ○インターネットを活用してSNS等により、若い世代に向けた地域活動の情報発信に取り組む。 | ○ | ○ | | |
| | | | ○若い世代向けのボランティア講座等を行う市社会福祉協議会のボランティアセンターの活動を支援する。 | ○ | ○ | ○ | |
| | | | ○「あまがさきチャレンジまちづくり事業」において引き続き、福祉課題の解決に向けた取り組みを支援する。 | ○ | | ○ | ○ |
| | | | ○地域福祉活動を希望する人の能力、希望に応じてマッチングを行う仕組みの充実を検討する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | (3)地域福祉活動を支援する人材の育成 | P60 | ○引き続き、地域での活動を支援する市社会福祉協議会の地域福祉活動専門員に対する支援を行う。 | | ○ | ○ | ○ |
| | | | ○各団体との連携に取り組むNPO法人の活動に対する支援について検討を行う。 | | ○ | ○ | |
| | | | ○市民の活動を支援するために市職員に対して地域福祉に関する研修を実施する。 | | ○ | ○ | ○ |
| | | | ○多様な福祉専門職が、地域住民と協働するための取り組みについて検討を進める。 | | ○ | ○ | ○ |
| 2多様な主体の参画と協働による地域づくり | (1)地域を支えるネットワークづくり | P62 | ○地域を支える重層的なネットワーク構築に向けて市と市社会福祉協議会が連携して取り組む。 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | | ○身近な生活圏域で、地域住民が「子育て」「高齢者等の見守り」などのテーマを自主的、継続的に話し合う場の構築を支援する。 | ○ | ○ | | ○ |
| | | | ○地域の人々の学びやスキルを発揮して学校を支援する活動が進むことで、そうした活動に参加している地域住民、団体のつながりづくりを進める。 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | | ○6地区に地域住民と各専門機関が課題を共有し、解決に向けて協議する（仮称）地域福祉ネットワーク会議の設置に取り組む。 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | | ○全市的な取り組みを様々な関係機関等と協議する（仮称）地域福祉推進協議会を設置する。 | | ○ | ○ | ○ |
| | (2)地域での見守り・支え合いの充実 | P66 | ○訪問型の高齢者等の見守り活動とともに、通い型の高齢者ふれあいサロンなど、地域特性に合わせた多様な見守りによる支え合いを進める。 | ○ | | | ○ |
| | | | ○子どもに寄り添い地域のつながりの場にもなる取り組みが一層広がるよう検討する。 | ○ | | | ○ |
| | | | ○地域の様々な居場所が子どもから高齢者まで、また課題を抱えた当事者も含めて交流できる居場所に発展するよう取り組みを進める。 | ○ | | ○ | ○ |
| | (3)多様な手法による地域福祉活動の推進 | P68 | ○ホームページ等を活用し、市民に向けて地域で行われている活動の情報提供を充実させる。 | | ○ | ○ | |
| | | | ○活動への参加を希望する人の希望等に応じて地域活動につなげる市社会福祉協議会のボランティアセンターの取り組みを支援する。 | ○ | ○ | ○ | |
| | | | ○地域福祉活動の立ち上げ支援、有償ボランティアなどの、様々な手法による地域福祉活動の推進に向けた検討を行う。 | ○ | ○ | | ○ |
| | | | ○先進的に取り組む活動事例をPRし、新たに地域福祉活動へ参画しようとする団体が取り組みやすい環境づくりを進める。 | | ○ | | |
| | | | ○市職員有志のボランティア活動や研修を推進し、職員の地域活動の参加促進に取り組む。 | ○ | | | |
| | | | ○ソーシャルビジネスの担い手が数多く集まり、生まれ育っていく環境づくりを進めるための支援策を検討する。 | | ○ | | |
| | (4)社会福祉法人、企業、NPO等による地域貢献の推進 | P70 | ○社会福祉法人に対して、地域公益活動の積極的な実施に向けた、啓発や情報提供などの働きかけを引き続き行う。 | | ○ | ○ | |
| | | | ○社会福祉法人、企業、NPO、ボランティア団体の取り組みを市のホームページ等を活用して庁内外に発信する。 | | ○ | | |
| | | | ○社会福祉法人、企業、NPO等がそれぞれのつよみを活かし、協働して地域の課題に取り組むよう働きかける。 | | ○ | ○ | |
| | | | ○社会福祉施設が地域の交流の場や福祉避難所としての協力を行うなど、地域貢献に取り組むよう働きかける。 | | ○ | ○ | |

| 基本目標 | 展開方向 | 頁数 | これからの取り組み・方向性 | 取り組みの視点 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 市民主体 | 情報共有・協働等 | 総合化・効率化 | 予防・早期把握 |
| 3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり | ⑴包括的・総合的な相談支援体制の充実 | P 72 | ○市政出前講座やホームページなどを通じて行政等の各相談窓口について広く周知する。 | | ○ | | |
| | | | ○「しごと・くらしサポートセンター尼崎」の体制充実と地域、専門機関、行政の重層的なネットワーク強化により関係機関の活動を支援する。 | | ○ | ○ | |
| | | | ○各相談窓口と連携し、地域における課題の早期把握・支援のネットワークの充実、強化に取り組む。 | | ○ | ○ | ○ |
| | | | ○市各窓口への研修を充実し、市職員一人ひとりが相談支援のワンストップ窓口であることを意識した早期把握、早期対応に取り組む。 | | | ○ | ○ |
| | | | ○関係機関と連携して、相談者の意欲・能力に応じた段階的な就労支援に取り組む。 | | ○ | ○ | ○ |
| | | | ○「貧困の連鎖」を防止するための取り組みを進める。 | | ○ | ○ | ○ |
| | | | ○福祉の専門的な支援に加え、法的支援などの様々な分野別の専門機関と連携するための取り組みを進める。 | | ○ | ○ | ○ |
| | | | ○設置予定の子どもの育ちに係る支援センターで、子どもに関する幅広い範囲の総合相談や、総合的かつ継続的な支援を行うための拠点として取り組みを進める。 | | ○ | ○ | ○ |
| | | | ○専門機関の支援終結後も、必要に応じて社会福祉協議会支部事務局と連携して地域福祉活動など地域の支え合いにつなぐ。 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ⑵権利擁護の推進 | P 75 | ○虐待についての広報・啓発や成年後見等支援センターの周知を図るとともに各相談窓口や警察とも連携を深め迅速な対応に努める。 | ○ | ○ | | |
| | | | ○(仮称)保健福祉センターの保健福祉総合相談窓口と成年後見等支援センターが連携するために、一体的な設置を進める。 | | | ○ | |
| | | | ○福祉サービスの利用援助事業を推進することで、後見には至らないが支援の必要な人の自立と社会参加を進める。 | | | | ○ |
| | | | ○関係機関のネットワーク強化に努め、福祉サービスの利用支援、虐待等の早期発見、迅速な対応などの取り組みを進める。 | | ○ | ○ | ○ |
| | | | ○障害者差別解消法に基づく合理的配慮の取り組みの広報・啓発、障がい者差別の相談事例等の共有により差別解消に努める。 | ○ | ○ | | ○ |
| | | | ○市職員に対して虐待やDV防止、差別解消に向けた研修等に取り組む。 | | | | ○ |
| | ⑶適切な福祉サービスの提供と情報利用の推進 | P 77 | ○適切な福祉サービスの確保に向けて、市の関係各課が連携し指導監査等の充実を図るとともに、苦情解決体制の向上を図る。 | | | ○ | ○ |
| | | | ○意思疎通に課題を抱える市民を支援し、様々な媒体を活用して必要な情報を取得するための制度などの情報提供に努める。 | | ○ | | ○ |
| | | | ○障がい特性に応じて、必要な情報が合理的な配慮のもとで適切に確保、利用できるよう、広報、啓発等に取り組む。 | ○ | ○ | | ○ |
| | | | ○地域課題の共有・解決策の検討のために、行政の様々な情報を地域の関係者や団体、専門機関で適切に共有する方法を検討する。 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | | ○将来的な取り組みとしてICT(情報通信技術)を活用して様々な情報を関係機関の間で共有し、支援の一体的提供の仕組みの検討を進める。 | | ○ | ○ | ○ |
| | ⑷要配慮者(災害時要援護者)支援の推進 | P 79 | ○避難行動要支援者名簿を整備するとともに、災害時に備えて日頃のつながり作りの大切さ等についての啓発を行う。 | ○ | | | ○ |
| | | | ○尼崎市避難行動要支援者避難支援指針をもとに、避難行動要支援者の避難支援体制を市民、事業者、関係団体、関係機関とともに整備する。 | ○ | | | ○ |
| | | | ○社会福祉施設等に協力要請を行ない、福祉避難所の拡大等に努める。 | | ○ | | ○ |
| | | | ○災害時要援護者支援連絡会での意見を踏まえて、福祉避難所の運営マニュアル等の作成を進める。 | ○ | | | ○ |
| | ⑸安全・安心に暮らせる環境整備 | P 81 | ○高齢者等の見守り活動等とも連携し、各世代に応じた消費者教育や啓発活動を行う。 | ○ | ○ | | ○ |
| | | | ○普段の散歩等、市民それぞれの日常生活の中で気軽に参加できる防犯活動を進める。 | ○ | | | ○ |
| | | | ○防犯カメラの設置効果について検証を行い、今後のあり方について検討を進める。 | | | | ○ |
| | | | ○住宅・住環境の整備を促進するとともに、放置自転車の対策など、誰もが安全・安心に暮らしやすい環境整備に取り組む。 | | | | ○ |

※　４つの視点は全ての取り組みの基本となりますが、そのうち「これからの取り組み・方向性」において、特に重視していく視点に“○”を記載しています。

## 4　各目標 の進捗を図る指標

| 目標 | 展開方向 | 評価指標 | 基準値（※3） | 目指す方向 |
|---|---|---|---|---|
| 1「支え合い」を育む人づくり | | | | |
| | ⑴福祉学習の推進 | | | |
| | | ①ボランティア活動などの地域の支え合い活動に「興味・関心がある」と答えた市民の割合 | 74.1% | ⇗ |
| | | **【指標の考え方】**　市民のボランティア活動等に興味をもつ意識の醸成を評価するため、アンケート調査（※1）において、市民がボランティアなどの地域の支え合い活動に対して「興味・関心はない」「不明」以外の項目を回答した割合を増やします。 | | |
| | | ②みんなの尼崎大学と連携し、福祉に関して体系的に学ぶことのできる福祉コースの受講者数 | ― | ⇗ |
| | | **【指標の考え方】**　みんなの尼崎大学と連携して、福祉に関して体系的に学ぶことのできる福祉コースを設置し、その受講者を増やすことに取り組みます。 | | |
| | ⑵地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援 | | | |
| | | ①ボランティア活動など地域の支え合い活動に参加する市民の割合 | 12.1% | ⇗ |
| | | **【指標の考え方】**　地域福祉活動の担い手が増えているかどうかを評価するため、アンケート調査（※1）において、市民がボランティア活動など地域の支え合い活動へ「参加している」と回答した割合を増やします。 | | |
| | | ②あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数 | 51団体 | ⇗ |
| | | **【指標の考え方】**　地域活動に取り組もうとする団体が増えているかどうかを評価するために、あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数を増やします。 | | |
| | ⑶地域福祉活動を支援する人材の育成 | | | |
| | | 民生児童委員及び福祉事業者が普段の活動の中で相談、協力を求める先として「地域福祉活動専門員」を選択した割合 ／ 民生児童委員 | 15.8% | ⇗ |
| | | 民生児童委員及び福祉事業者が普段の活動の中で相談、協力を求める先として「地域福祉活動専門員」を選択した割合 ／ 福祉事業者 | 18.4% | ⇗ |
| | | **【指標の考え方】**　地域福祉活動専門員が、民生児童委員や福祉事業者との連携状況を把握するために、アンケート調査（※1）において、民生児童委員及び福祉事業者が、普段の相談、協力を求める先として「地域福祉活動専門員」と回答する割合を増やします。 | | |
| 2多様な主体の参画と協働による地域づくり | | | | |
| | ⑴地域を支えるネットワークづくり | | | |
| | | （仮称）地域福祉ネットワーク会議の設置数 | ― | ⇗ |
| | | **【指標の考え方】**　地域のネットワークの構築に向けて6地区での（仮称）地域福祉ネットワーク会議の設置に向けて取り組みます。 | | |
| | ⑵地域での見守り、支え合いの充実 | | | |
| | | ①担当区域で地域福祉活動が行われていると答えた民生児童委員の割合 | 68.0% | ⇗ |
| | | **【指標の考え方】**　地域での見守り、支え合い活動が行われているかどうかを把握するために、アンケート調査（※1）において、地域における身近な相談支援窓口である民生児童委員が、自分の担当区域における地域福祉活動を把握していると回答した割合を増やします。 | | |
| | | ②高齢者等見守り安心事業及び高齢者ふれあいサロンの実施数 | ― | ⇗ |
| | | **【指標の考え方】**　高齢者等見守り安心事業の実施地区数及び高齢者ふれあいサロンの実施箇所数を増やすことに取り組みます。 | | |
| | | ③食や学習支援などを通して子どもに寄り添う地域の居場所の数（※2） | 5か所 | ⇗ |
| | | **【指標の考え方】**　食や学習支援などを通して、子どもに寄り添う地域の居場所づくりを支援することで、そうした居場所の数を増やすことに取り組みます。 | | |
| | | ④孤立感を感じている市民の割合 | 35.9% | ⇘ |
| | | **【指標の考え方】**　様々な地域での見守り、支え合い活動が行われることで、総合計画のアンケート調査において、地域の中で孤立していると感じている市民の割合を減らします。 | | |
| | ⑶多様な手法による地域福祉活動の推進 | | | |
| | | ①小地域福祉活動実施団体数（延べ） | 658件 | ⇗ |
| | | **【指標の考え方】**　地域福祉活動の広がりを評価するために、小地域福祉活動の実施団体数を増やします。 | | |
| | | ②あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数 | 51団体 | ⇗ |
| | | **【指標の考え方】**　地域活動に取り組もうとする団体が増えているかどうかを評価するために、あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数を増やします。 | | |
| | | ③ソーシャルビジネスの支援数 | ― | ⇗ |
| | | **【指標の考え方】**　ソーシャルビジネスの手法により、尼崎市が抱える課題、これから先に顕著化してくる課題の解決を目指す取り組みを支援するために、尼崎市ソーシャルビジネス支援メニューで支援した団体数を増やします。 | | |
| | ⑷社会福祉法人、企業、ＮＰＯ等による地域貢献の推進 | | | |
| | | 地域において何らかの活動に「特に取り組んでいる」と答えた福祉事業者の割合 | 75.2% | ⇗ |
| | | **【指標の考え方】**　福祉事業者の地域貢献の推進を図るため、アンケート調査（※1）において、福祉事業者が、地域において何らかの活動に「特に取り組んでいない」「不明」以外を回答した割合を増やします。 | | |

※1　「あまがさきし地域福祉計画」の評価・推進にかかる意識調査」の項目による。　※2　こども政策課把握数

※3　「あまがさきし地域福祉計画」の評価・推進にかかる意識調査の項目は平成28年度、それ以外は平成27年度を基準とする。

| 目標 | 展開方向 | 評価指標 | | 基準値（※3） | 目指す方向 |
|---|---|---|---|---|---|
| ３誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり | | | | | |
| | ⑴包括的・総合的な相談支援体制の充実 | | | | |
| | | ①困り事があった時に「相談できる人はいない」「相談しようと思わない」と答えた市民の割合 | | 3.7% | ⇘ |
| | | **【指標の考え方】**　市民が課題を抱えたときに相談しやすい体制が構築できているかを評価するため、アンケート調査（※1）おいて、市民が困りごとがあった時に「相談できる人はいない」「相談しようと思わない」と答えた市民の割合を減らします。 | | | |
| | | ②自立相談支援窓口に相談した市民の割合 | | 0.015% | ⇗ |
| | | **【指標の考え方】**　早期把握に取り組む生活困窮者自立支援制度の自立相談支援窓口である「しごと・くらしサポートセンター尼崎」（平成27年4月開設）に相談に来所した市民の割合を増やします。 | | | |
| | ⑵権利擁護の推進 | | | | |
| | | 成年後見制度利用支援事業の利用者数 | | 51人 | ⇗ |
| | | **【指標の考え方】**　権利擁護の推進を評価するために、成年後見制度利用支援事業の利用者数を増やします。 | | | |
| | ⑶適切な福祉サービスの提供と情報利用の推進 | | | | |
| | | ①福祉事業者が地域へ福祉等に関する情報発信をしている割合 | | 28.8% | ⇗ |
| | | **【指標の考え方】**　福祉サービスを提供する福祉事業者が、地域に対する情報の発信ができているかどうかを評価するために、アンケート調査（※1）において、福祉事業者が地域への福祉等に関する情報発信をしていると回答した割合を増やします。 | | | |
| | | ②意思疎通支援事業の利用者数 | | 81人 | ⇗ |
| | | **【指標の考え方】**　課題を抱えた方の情報利用が推進できているかどうかを評価するために、意思疎通支援事業における手話通訳及び要約筆記の利用者数を増やします。 | | | |
| | ⑷要配慮者（災害時要援護者）支援の推進 | | | | |
| | | ①地域にお住まいの要配慮者（災害時要援護者）の避難支援のために日頃から「取り組んでいる（取り組もうとしている）」と答えた市民等の割合 | 市民 | 22.2% | ⇗ |
| | | | 民生児童委員 | 82.1% | |
| | | | 福祉事業者 | 75.2% | |
| | | **【指標の考え方】**　要配慮者（災害時要援護者）支援の推進を評価するため、アンケート調査（※1）において、市民、民生児童委員、福祉事業者が要配慮者（災害時要援護者）の避難支援のために日頃から「取り組んでいることはない」「不明」以外の項目を回答した割合を増やします。 | | | |
| | | ②要配慮者（災害時要援護者）支援協力団体数 | | ― | ⇗ |
| | | **【指標の考え方】**　避難行動要支援者名簿を受け取った地域の団体の数を増やします。 | | | |
| | ⑸安全・安心に暮らせる環境整備 | | | | |
| | | 日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合 | | 58.8% | ⇗ |
| | | **【指標の考え方】**　安全・安心に暮らせる環境が整備されているかどうかを評価するために、総合計画のアンケート調査における日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合を増やします。 | | | |

※1　「あまがさきし地域福祉計画」の評価・推進にかかる意識調査」の項目による。

※3　「あまがさきし地域福祉計画」の評価・推進にかかる意識調査の項目は平成28年度、それ以外は平成27年度を基準とする。

## 5　点検・評価シートの見方

第３期地域福祉計画の基本理念達成のために設定した３つの基本目標になります。

### 基本目標１　支え合いを育む人づくり

| | 評価指標 | 基準値 | | 方向性 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | ボランティア活動など地域の支え合い活動に参加する市民の割合 | 12.1 | % | ↑ |
| 2 | あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数 | 51 | 団体 | ↑ |

計画の基本目標の進捗を図る指標になります。基準値は「あまがさきし地域福祉計画」の評価・推進にかかる意識調査の項目は平成 28 年度、それ以外は平成 27 年度を基準とし、目指す方向を矢印で示しています。

**主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ）**

| | |
|---|---|
| 取組・方向性①（Ｐｌａｎ） | 若い世代に地域の活動を幅広く知ってもらうために、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などインターネットの活用等による情報発信に取り組む。 |
| 関連主要事業 | ⑴市民活動 |

⑴インターネット上で市民活動
ス数は、イベントの掲載事業数
⑵学びの場や、学んでいる人、
めたまちの学びの情報を一元化
なった。
⑵この「学びの検索サイト」を活用して、幅広い世代への福祉学習を推進するために、市民活動団体が公益的に行っている学びの活動の情報発信に努めた。（H30：みんなの尼崎大学ささえあい分野等・登録講座数13）
⑵子どもから大人までを対象とした、幅広い身近な学びの情報だけでなく、学んだことや得意なことを活かせる場所が掲載されている年2回発行の尼崎の「学び」の情報を集めたフリーペーパーをHPに掲載し情報発信を行った。また、「子育てコミュニティワーカー日記」を通じて、市の子育てコミュニティワーカーが様々な地域の子ども・子育て支援活動団体の取組内容についての情報発信を行った。

基本目標の展開方向にある取組内容と実績等になります。
取組・方向性（Ｐｌａｎ）に基づく令和元年度の関連主要事業の取組内容・実績等（Ｄｏ）を記載しています。

学校協働本部と連携した、小学生対象のボランティア講座、小学生親子向け福祉・防災学習等が行われた。（市社協主催講座等開催数、参加者数H29：178回/3,294人、H30：160回/3,490人（延べ参加人数））

| 取組・方向性 | 主な活動指標 | 方向 | 基準値 年度 | 基準値 数値 | 基準値 単位 | 実績値 H29 | 実績値 H30 | 実績値 R1 | 実績値 R2 | 実績値 R3 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | 市民活動ポータルサイト平均月間アクセス数 | ↑ | H28 | 2,103 | 件 | 2,866 | 2,685 | | | |
| | 考え方：市民活動ポータルサイトの年間アクセス数の月平均件数を増やす | | | | | | | | | |
| ② | 市社協ボランティアセンター講座開催数 | ↑ | H28 | 49 | 回 | 44 | 31 | | | |
| | 考え方：市社協ボランティアセンターが開催した講座回数を増やす | | | | | | | | | |
| ③ | （評価指標2を参照） | | | | | | | | | |
| | 考え方： | | | | | | | | | |
| ④ | 生活支援サポーター養成研修修了者数 | ↑ | H29 | 315 | 人 | 315 | 510 | | | |
| | 考え方：高齢者を支える担い手の | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 考え方： | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 考え方： | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 考え方： | | | | | | | | | |

計画の基本理念の実現に向けて、基本目標ごとに位置づけられた施策の展開方向の取り組み・方向性の進捗を図る活動指標となります。
基準値は、計画の策定年度である平成 28 年度を基本とし、それ以外は平成 29 年度の値を記載しています。
また、各指標の目指す方向を矢印で示すとともに、実績値の推移や指標に関する考え方を記載しています。

基本目標ごとに設定された施策の展開方向を記載しています、展開方向は全部で 12 方向あり、この展開方向ごとに点検・評価シートを作成しています。

## 展開方向２　地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援

| 実績値 H29 | 実績値 H30 | 実績値 R1 | 実績値 R2 | 実績値 R3 | 説明等 | 施策評価の目標値(R4) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| － | － | | | | 地域福祉活動の担い手が増えているかどうかを評価するため、アンケート調査において、市民がボランティア活動など地域の支え合い活動へ「参加している」と回答した割合を増やす。 | ― |
| 53 | 49 | | | | 地域活動に取り組もうとする団体が増えているかどうかを評価するために、あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数を増やす。 | 55 |

| | |
|---|---|
| 取組・方向性③（Ｐｌａｎ） | 市民が自ら考え、力を合わせて取り組む公益的な事業を支援する「あまがさきチャレンジまちづくり事業」等において、福祉課題の解決に向けた取り組みを支援する。 |
| 関連主要事業 | ⑴あまがさきチャレンジまちづくり事業　⑵地域福祉推進事業　【新】⑶支え合いの人づくり支援事業 |

⑴地域の課題解決に取り組む活動を行う団体、グループが実施する事業に対し補助する「あまがさきチャレンジまちづくり事業」は、事業全体の申請団体数は平成29年度と比べ減少したものの、高校生グループからの申請件数が4件増加するなど、若い世代が地域への関心、興味を持つ一助となった。
⑶「支え合いを育む人づくり支援事業」を活用し、10校13グループ350人の高校生、大学生が市民活動団体等と協働して、子どもや高齢者の居場所づくり、災害時要援護者支援等の福祉課題の解決に取り組んだ。参加した学生・生徒からは、地域ニーズと向き合い活動することで「自分たちができることは何か」を考えるきっかけとなったといった意見があったほか、学生と地域団体との継続的な関わりがもたれた。

| | |
|---|---|
| 取組・方向性④（Ｐｌａｎ） | 平成29年度から介護保険制度の総合事業において、新たな担い手の拡大に向けた「生活支援サポーター」の養成に取り組むと |
| 関連主要事業 | ⑴ |

計画の取り組みを進めるための４つの視点（①市民(当事者)主体の視点　②情報共有と参画・協働の視点　③総合化・効率化の視点　④予防と早期把握の視点）を踏まえた展開方向ごとの点検・評価（Ｃｈｅｃｋ）を記載しています。

⑴⑵市社協が各支部
の修了者（活動指標④）等の中で、地域福祉活動を希望する人を登録し、希望する地域福祉活動のマッチングを進めた。（「むすぶ」新規登録者数 H29:177人　H30:81人）

| | |
|---|---|
| 計画の評価（Ｃｈｅｃｋ） | ①②多くの市民の福祉への興味・関心を醸成し、活動に繋げていくためには、より身近な地域で、市民が気軽に参加でき、地域課題の気づきにつながる内容や、より専門的、実践的な内容など、興味・関心に応じて学ぶことのできる場を増やすとともに、学びや活動の情報を一元化するなど効果的な周知が課題となっている。<br>③高齢化の進展等により今後も支援を必要とする人が増えていくことが予想される中、地域福祉活動を維持・発展させるためには、担い手となる人を効果的に確保・育成する仕組みづくりが課題となっている。 |
| 今後の取り組み（Ａｃｔ） | ①②身近な地域で福祉学習を広げるために、生涯学習プラザを中心として、地域振興センターや市社協と連携し、地域の福祉ニーズ等に応じた様々な学びの場づくりと効果的な情報発信について検討を進める。<br>③学生等が地域活動に参加しやすい環境づくりに向けて、市ホームページやFMあいあいを活用した学生等の取組の情報発信を行うほか、市社協や子育てコミュニティワーカーと連携して地域の福祉課題や協働先となる市民活動団体の紹介等を行う。また、新たな担い手づくりに向けて、市社協や小学校区ごとに配置する地域担当職員と連携し、様々な学びの場の参加者等が活動に結び付くための仕組みを検討する。<br>④引き続き、市社協と連携し、地域福祉活動に関心の高いと考えらえる尼崎市生活支援サポーター要請講座修了者等に対し、ささえあい地域活動支援センター |
| 委員の意見 | 【平成30年度(平成29年度実績)評価にかかる委員の意見】<br>取組・方向性① 市報やHP等を通じて提供しているイベント情報の一元化とともに、効果的な情報発信についての検討や取組が必要。 |

基本目標の展開方向ごとの今後の取組方向（Ａｃｔ）となります。

社会保障審議会地域福祉専門分科会委員からいただいた意見等を記載します。
また、いただいたご意見についても、あまがさきし地域福祉計画庁内推進会議において、関係所管課に提示する予定です。

# 点検・評価シート

# 基本目標１　支え合いを育む人づくり

| | 評価指標 | 基準値 | | 方向性 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | ボランティア活動などの地域の支え合い活動に「興味・関心がある」と答えた市民の割合 | 74.1 | % | ↑ |
| 2 | みんなの尼崎大学と連携し、福祉に関して体系的に学ぶことのできる福祉コースの受講者数 | ― | | ↑ |

**主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ）**

| | |
|---|---|
| 取組・方向性①（Ｐｌａｎ） | 地域の集まり、企業内研修など、あらゆる機会を通じて、地域課題に関心や理解を持つ層を増やす取り組みを進める。 |
| 関連主要事業 | ⑴地域福祉推進事業　⑵人権啓発活動事業、⑶人権啓発事業　⑷企業内人権研修推進事業　⑸生涯学習推進事業 |

⑴社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会（市社協）の活動を補助することで、小学生対象の車いす体験や高齢者の見守り活動未実施地区を対象とした研修会など、幅広い世代がボランティア活動に参画するきっかけとなる取組が行われた。（市社協主催講座等開催数/参加者数　118回/2,952人）
⑵人権啓発資料による啓発活動を行うとともに、人権作文等の表彰や街頭啓発活動などを行い、市民の人権意識の向上を図った。また、市民グループの学習会や人権啓発講座等により、人権意識の高揚や定着を図り、市民一人ひとりの人権が尊重される共生社会の実現を目指した。
⑶じんけんスタディツアーを開催し、部落差別や障害・DVなどをテーマとして取り上げ、人権意識の高揚を図った。生涯学習プラザや市内公共施設で人権啓発映画の上映、全市民対象の映画会の開催等を行った。また人権の花運動として、小・中学生及び幼稚園の児童が協力して花を育てることで、思いやりの心を深め、情操を豊かにするために苗等の配布を行った（中学校：2校、小学校：4校、幼稚園：1園）。
⑷事業所における人権意識の高揚に資するため、市内の企業内における人権・同和問題の自主的・継続的学習の促進と人権・同和教育の推進を図っている企業人権・同和教育合同研究会の事務局業務を委託するとともに、各種研修会・講演会を開催することにより、企業内における人権啓発活動の促進を図った。
⑸障害者の生きがいの醸成と社会参加を促進するとともに、共生社会の実現に向けて公民館において障害者と健常者が教養・生活文化・レクリエーション等で交流する講座等を開催した。（受講者数 H30:11,185人）

| | |
|---|---|
| 取組・方向性②（Ｐｌａｎ） | 交流･体験などを通じて仲間づくりや福祉活動への参加を促進するなど、参加者自身の知識や能力を活用して行う地域貢献が自己実現にもつながることを実感し、主体的に参加する意欲を高める取組を進める。 |
| 関連主要事業 | ⑴みんなの尼崎大学事業　⑵生涯学習推進事業　⑶尼崎学びのサポート事業　⑷人権啓発リーダー育成事業 |

⑴市内の学びの場をめぐってつなぐ「オープンキャンパス」と、まちで活動したい人の相談・交流の場「みんなの相談室」により、市民の学びと活動のステップアップをサポートしたほか、学びの成果を生かす活動の場として、講座を初の完全公募とした「みんなのサマーセミナー」、大学祭「まちじゅう学祭」を通じて市民等が知識や経験を教え学び合うことが出来た。
⑶生涯学習に関する情報発信として、生涯学習情報誌「あまナビ」を市内公共施設に加え、駅や店舗等の民間施設への設置、また、市内学校園にも配布したことで掲載情報に関する問い合わせが増加した。また、ブログ「まな×ビバ！」も活用し、様々な方法で情報発信を行うことで多様な層の市民に生涯学習の機会の提供や周知を図った。
⑷人権学習研修会等の学習を支援し、市民リーダーを育成するオピニオンリーダー研修では、正しい人権知識を学習する中で、次世代のリーダーの育成を図った。人権啓発推進リーダーは、小集団学習グループの助言者として参加し、身近なリーダーとして学習活動を行った。また、人権教育指導者を幼稚園等の保護者のグループに派遣し、グループの関心事から、人権問題を身近な問題として関連づけ啓発した。

| 取組・方向性 | 主な活動指標 | 方向 | 基準値 年度 | 基準値 数値 | 基準値 単位 | 実績値 H29 | 実績値 H30 | 実績値 R1 | 実績値 R2 | 実績値 R3 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | 地域福祉活動の理解促進に向けた講座等数（延べ） | ↑ | H29 | 176 | 回 | 178 | 160 | 118 | | |
| | 考え方　地域福祉活動専門員（生活支援コーディネータ兼務）が市民に対して行った講座等の開催数を増やす | | | | | | | | | |
| ② | みんなのサマーセミナー延べ参加者数 | ↑ | H29 | 5,300 | 人 | 5,300 | 6,000 | 6,300 | | |
| | 考え方　市民との協働事業である「みんなのサマーセミナー」の延べ参加者数を増やす | | | | | | | | | |
| ③ | 地域学校協働本部の実施校数 | ↑ | H28 | 7 | 校 | 18 | 30 | 36 | | |
| | 考え方　市内の全小学校41校での設置を目指し、実施校数を増やす | | | | | | | | | |
| ④ | あまらぶジュニアコース申請団体数 | ↑ | H28 | 2 | 件 | 3 | 7 | 7 | | |
| | 考え方　高校生の地域活動への参加のきっかけになるよう、申請団体数を増やす | | | | | | | | | |
| ⑤ | みんなの尼崎大学学びの検索サイト「ささえあい分野」の登録講座数 | ↑ | H29 | 19 | 件 | 19 | 24 | 20 | | |
| | 考え方　平成29年度から実施したみんなの尼崎大学学びの検索サイトにおいて、「ささえあい分野」の登録講座を増やす | | | | | | | | | |

# 展開方向１　福祉学習の推進

| 実績値 | | | | | 説明等 | 施策評価の目標値(R4) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | | |
| ― | ― | ― | | | 市民のﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等に興味を持つ意識の醸成を評価するためｱﾝｹｰﾄ調査でﾎﾞﾗﾝﾃｨｱなどの地域の支え合い活動に対して「興味・関心はない」「不明」以外の項目を回答した割合を増やす。 | ― |
| 351 | 137 | 218 | | | みんなの尼崎大学と連携して、福祉に関して体系的に学ぶことのできる福祉コースを設置し、その受講者を増やすことに取り組む。 | 720 |

| | |
|---|---|
| 取組・方向性③（Ｐｌａｎ） | 学校教育を地域が支える取り組みを進めることで、子どもや学生が地域と関わり、地域に対する愛着や誇りが育まれるよう取り組む。 |
| 関連主要事業 | ⑴学社連携推進事業　⑵トライやる・ウィーク推進事業　⑶ティーンズミーティング事業　⑷支え合いの人づくり支援事業 |

⑴市民の活動や学習支援を行い、その取組を充実することで地域での人材育成や資源発掘を行い、その成果を地域社会に活かすことのできる人づくり、しくみづくりを推進した。また、子どもたちや地域へ還元する機会の創出や地域ぐるみで子どもを育てるための効果的な学校支援を目指した。（活動指標③）
⑵地域の事業所等を活動場所として、班単位でさまざまな体験活動（農林水産体験活動、職場体験活動、文化・芸術創作体験活動、ボランティア・福祉体験活動、等）を行った。（対象：市立中学校・あまよう特別支援学校　18校　期間：9月、11月を中心とし、1校あたり5日）
⑶尼崎市子どもの育ち支援条例の理念を実現するにあたり、当事者である子どもの思いや考えを聴き、子どもに積極的に関わるなどの取組を高めることを目的に、子ども同士が話し合える機会を設けた。また、家庭等で様々な課題を抱えるヤングケアラーを対象とし、日頃抱えている思いや悩みを聴き、今後の支援の参考とした。
⑷「支え合いの人づくり支援事業」を活用して9校15グループ344人の高校生・大学生が、市民活動団体と協働して活動を行った。

| | |
|---|---|
| 取組・方向性④（Ｐｌａｎ） | 地域社会への関心を高めるとともに、課題解決に向けた知識や技術を学び、次の担い手となるよう、若い世代が地域課題の解決に体験的に取り組むことを推進する。 |
| 関連主要事業 | ⑴社会福祉関係団体補助金　⑵あまがさきチャレンジまちづくり事業　⑶支え合いの人づくり支援事業　⑷自発的活動支援事業　⑸救急業務体制充実強化事業 |

⑴市社協の活動を補助することで、小学生対象の車いす体験や高齢者の見守り活動未実施地区を対象とした研修会など、幅広い世代がボランティア活動に参画するきっかけとなる取組が行われた。（市社協主催講座等開催数、延べ参加者数H29：178回/3,294人、H30：160回/3,490人、R1：118回／2,952人）
⑵地域住民が自ら地域課題の解決に取り組むなど、主体的な地域コミュニティ形成を促進するため、地域で活動を行う団体等が実施する事業に対して支援を行った。あまらぶチャレンジ事業補助の申請団体数は横ばい、地域コミュニティ活動支援事業補助の申請団体は8団体増加した。（活動指標④）
⑶高校生、大学生が学びを通して、市内の福祉に関する地域課題の解決に向けて市民活動団体と協働して、子どもの居場所での高校生による学習支援等の新たな取組や、大学生による子ども食堂の支援を通じた地域防災活動への広がりなど、学生等の主体的な取組による活動の広がりが見られた。
⑷障害者やその家族、地域住民等による自発的な活動に対し、その費用の一部を助成することにより、障害者等の社会参加や理解促進を図った。
⑸予防救急の推進を図り、高齢者等を支える様々な地域の関係機関とのより一層の連携に取り組むため、救急救命士や救急隊員への指導者となる指導救命士を養成した。老人会等の高齢者団体、子育て世代の保護者等に対し予防救急の講話を行うとともに、市報等を活用し啓発活動を実施（受講者2,436人）、指導救命士を2名養成した。

| | |
|---|---|
| 取組・方向性⑤（Ｐｌａｎ） | みんなの尼崎大学の取り組みを活用し、福祉課題の解決に向けた意識を醸成するための体系的な学びの場を作る。 |
| 関連主要事業 | ⑴支え合いの人づくり支援事業　⑵みんなの尼崎大学事業 |

⑴「支え合いの人づくり支援事業」を活用し市民活動団体との協働による、地域課題を学ぶきっかけとなる人権啓発講座や、市民共通課題の「防災」をテーマにして地域に暮らす「要配慮者」への理解を促すことを目的とした防災×福祉セミナーを行った。（3講座/218人）
⑵市内の学びの場をめぐってつなぐ「オープンキャンパス」と、まちで活動したい人の相談・交流の場「みんなの相談室」により、市民の学びと活動のステップアップをサポートしたほか、学びの成果を生かす活動の場として、講座を初の完全公募とした「みんなのサマーセミナー」、大学祭「まちじゅう学祭」を通じて市民等が知識や経験を教え学び合うことが出来た。

| | |
|---|---|
| 計画の評価（Ｃｈｅｃｋ） | ①②⑤多くの市民の福祉への興味・関心を醸成し、身近な地域福祉活動に参画する市民を増やすために、関係部局や各種団体それぞれが実施している福祉に関する学びの場の効果的な情報発信が課題となる。<br>③④学生等の様々な活動への主体的な参画を促進するためには、連携先となる様々な地域福祉課題に取り組む市民活動団体等や活動場所の情報提供を行う支援が必要となる。 |
| 今後の取り組み（Ａｃｔ） | ①②⑤地域の福祉課題に興味、関心を持ち地域福祉活動に取り組む意識を醸成するために、地域福祉推進協議会において関係部局や各種団体、専門機関と連携し、地域の福祉ニーズに応じた様々な学びの場づくりや、効果的な情報発信について検討を進める。<br>③④様々な市民活動の支援に活用できるよう、市社協や地域振興センターが把握する市民活動団体の情報を共有する仕組みづくりを進める。 |
| 委員の意見 | |

# 基本目標１　支え合いを育む人づくり

| | 評価指標 | 基準値 | | 方向性 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | ボランティア活動など地域の支え合い活動に参加する市民の割合 | 12.1 | % | ↑ |
| 2 | あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数 | 51 | 団体 | ↑ |

**主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ）**

| | |
|---|---|
| 取組・方向性①（Ｐｌａｎ） | 若い世代に地域の活動を幅広く知ってもらうために、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などインターネットの活用等による情報発信に取り組む。 |
| 関連主要事業 | ⑴市民活動情報発信事業　⑵市のHP、SNS(LINE、Facebook、Twitter）などでの情報発信　【新】⑶情報発信推進事業　⑷地域福祉推進事業 |

⑴インターネット上で市民活動団体の情報や様々な事業に関する情報の収集・発信を行う「市民活動の広場あまがさき」において、令和元年度は、地域の小さなイベントから市主催のイベントまで様々な地域の情報をできる限り掲載したため、イベント掲載数は増加したが、アクセス数は平成29年度以降減少傾向にある。(活動指標①)
⑵学びの場や、学んでいる人、活動が連携するためのプラットフォームとしての「みんなの尼崎大学」の取組として、平成28年度から始めたまちの学びの情報を一元化し、分野や段階で情報が検索できる「学びの検索サイト」では、月間平均アクセス件数が約4,000件となった。
⑵引き続き、この「学びの検索サイト」を活用して、幅広い世代への福祉学習を推進するために、市民活動団体が公益的に行っている学びの活動の情報発信に努めた。(H30:みんなの尼崎大学ささえあい分野等・登録講座数13、R1登録講座数12)
⑶全庁的な発信力の強化を図るため、令和元年8月から情報発信支援業務委託を開始し、PRやコミュニケーション分野で高い専門知識や実践経験を持つ事業者から全庁横断的な情報発信に係るアドバイス等の支援を受けている。
⑷市民の福祉への関心を高める取組等を検討するために、地域福祉推進協議会に関係部局や社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会(市社協）で構成する地域福祉活動推進方策検討チーム(我がことチーム)を設置し、様々な団体が実施する福祉に関する各種講座等の効果的な情報発信の仕組みづくりの検討を始めた。

| | |
|---|---|
| 取組・方向性②（Ｐｌａｎ） | 高校生などの若い世代を対象にボランティア講座等を開催し、その参加者がボランティア講座の企画、運営に参加するなど成果があらわれている。この企画等を行う市社会福祉協議会のボランティアセンターを支援する。 |
| 関連主要事業 | ⑴社会福祉関係団体補助金 |

⑴市社協の活動を補助することで、小学生対象の車いす体験や高齢者の見守り活動未実施地区を対象とした研修会など、幅広い世代がボランティア活動に参画するきっかけとなる取組が行われた。(市社協主催講座等開催数、延べ参加者数H29：178回/3,294人、H30：160回/3,490人、R1：118回／2,952人)

| 取組・方向性 | 主な活動指標 | 方向 | 基準値 年度 | 基準値 数値 | 基準値 単位 | 実績値 H29 | 実績値 H30 | 実績値 R1 | 実績値 R2 | 実績値 R3 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | 市民活動ポータルサイト平均月間アクセス数 | ↑ | H28 | 2,103 | 件 | 2,866 | 2,685 | 2,420 | | |
| | 考え方：市民活動ポータルサイトの年間アクセス数の月平均件数を増やす | | | | | | | | | |
| ② | 市社協ボランティアセンター講座開催数 | ↑ | H28 | 49 | 回 | 44 | 31 | 34 | | |
| | 考え方：市社協ボランティアセンターが開催した講座回数を増やす | | | | | | | | | |
| ③ | （評価指標2を参照） | | | | | | | | | |
| | 考え方： | | | | | | | | | |
| ④ | 生活支援サポーター養成研修修了者数 | ↑ | H29 | 315 | 人 | 315 | 510 | 613 | | |
| | 考え方：高齢者を支える担い手の裾野の拡大に向けて生活支援サポーター養成研修の修了者数を増やす | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 考え方： | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 考え方： | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 考え方： | | | | | | | | | |

## 展開方向２　地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援

| 実績値 | | | | | 説明等 | 施策評価の目標値(R4) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | | |
| － | － | － | | | 地域福祉活動の担い手が増えているかどうかを評価するため、アンケート調査において、市民がボランティア活動など地域の支え合い活動へ「参加している」と回答した割合を増やす。 | ― |
| 53 | 49 | 57 | | | 地域活動に取り組もうとする団体が増えているかどうかを評価するために、あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数を増やす。 | 55 |

| | |
|---|---|
| 取組・方向性③（Ｐｌａｎ） | 市民が自ら考え、力を合わせて取り組む公益的な事業を支援する「あまがさきチャレンジまちづくり事業」等において、福祉課題の解決に向けた取組を支援する。 |
| 関連主要事業 | ⑴あまがさきチャレンジまちづくり事業　⑵地域福祉推進事業　⑶支え合いの人づくり支援事業 |

⑴地域の課題解決に取り組む活動を行う団体、グループが実施する事業に対し補助する「あまがさきチャレンジまちづくり事業」は、地域コミュニティ活動支援事業補助の申請団体数が8団体増加した。
⑶引き続き「支え合いを育む人づくり支援事業」を活用し、9校15グループ344人の高校生、大学生が市民活動団体等と協働した。子どもの居場所での高校生による学習支援等の新たな取組が行われたほか、大学生による子ども食堂の支援を通じた地域防災活動への広がりなど、学生等の主体的な取組による活動の広がりがみられた。また、こうした学生等の地域福祉活動への主体的な参加を促進するために、FMあまがさきや、市ホームページによる学生等の取組の情報発信や事業内容の周知を行った。

| | |
|---|---|
| 取組・方向性④（Ｐｌａｎ） | 平成29年度から介護保険制度の総合事業において、新たな担い手の拡大に向けた「生活支援サポーター」の養成に取り組むとともに、「生活支援サポーター」をはじめ、地域福祉活動を希望する人の能力、希望に応じてマッチングを行う仕組みの充実を検討する。 |
| 関連主要事業 | ⑴生活支援サポーター養成事業　⑵社会福祉関係団体補助金 |

⑴⑵市社協が各支部に設置したささえあい地域活動センター「むすぶ」では、ボランティア講座の受講者や尼崎市生活支援サポーター養成講座の修了者（活動指標④）等の中で、地域福祉活動を希望する人を登録し、希望する地域福祉活動のマッチングを進めた。（「むすぶ」新規登録者数　H30：81人　R1:81人）

| | |
|---|---|
| 計画の評価（Ｃｈｅｃｋ） | ①②多くの市民の福祉への興味・関心を醸成し、身近な地域福祉活動に参加する市民を増やすために、関係部局や各種団体それぞれが実施している福祉に関する学びの場の効果的な情報発信が課題となる。<br>③学生等の様々な活動への主体的な参画を促進するためには、連携先となる様々な地域福祉課題に取り組む市民活動団体等や活動場所の情報提供を行うなどの支援が必要となる。<br>④支援を必要とする人が増えていくことが予想される中、地域福祉活動を維持・発展させるためには、地域福祉活動を希望する人の確保・育成とともに、「むすぶ」登録者への活動志向に応じたきめ細やかな地域福祉活動に係る情報提供が課題となっている。 |
| 今後の取り組み（Ａｃｔ） | ①②地域の福祉課題に興味、関心をもち地域福祉活動に取り組む意識を醸成するために、地域福祉推進協議会において関係部局や各種団体、専門機関と連携し、地域の福祉ニーズに応じた様々な学びの場づくりや、効果的な情報発信について検討を進める。<br>③学生等が地域活動に参加しやすい環境づくりに向けて、引き続き、市社協や地域振興センターと連携し、協働先となる市民活動団体の紹介等を行う。また、様々な市民活動の支援に活用できるよう、市社協や地域振興センターが把握する市民活動団体の情報を共有する仕組みづくりを進める。<br>④引き続き、新たな担い手づくりに向けて、市社協の活動を補助することにより、地域福祉活動の担い手発掘等の講座を通して「むすぶ」への登録勧奨を行う。また地域福祉活動と「むすぶ」登録者をマッチングすることにより、ボランティア活動への参加を促す。 |
| 委員の意見 | 【平成30年度(平成29年度実績)評価にかかる委員の意見】<br>取組・方向性① 市報やHP等を通じて提供しているイベント情報の一元化とともに、効果的な情報発信についての検討や取組が必要。 |

# 基本目標１　支え合いを育む人づくり

| | 評価指標 | | 基準値 | | 方向性 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 民生児童委員及び福祉事業者が普段の活動の中で相談、協力を求める先として「地域福祉活動専門員」を選択した割合 | 民生児童委員 | 15.8 | % | ↑ |
| | | 福祉事業者 | 18.4 | % | ↑ |

| 主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ） | | |
|---|---|---|
| | 取組・方向性①（Ｐｌａｎ） | 地域の活動をつなぐ中心的な役割を果たす市社会福祉協議会の地域福祉活動専門員に対しての支援を行う。 |
| | 関連主要事業 | (1)地域福祉推進事業 |
| | (1)社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会(市社協)の地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)の研修経費を補助することで、住民ニーズの多様化・複雑化に対応するための専門性の向上に取り組んだ。(活動指標①) | |
| | 取組・方向性②（Ｐｌａｎ） | 各団体との連携に取り組むNPO法人等の取組に対しての支援について検討を行う。 |
| | 関連主要事業 | (1)地域福祉推進事業 |
| | (1)引き続き、子ども食堂等の地域福祉活動の実施主体であるNPO法人等に高校生・大学生が参画できるよう働きかけたことで、地域課題の解決に向け、高校生等とNPO法人等による協働の取組が行われた。また、地域での福祉学習を推進するNPO法人等が実施する講座の周知啓発のために、みんなの尼崎大学の学びの検索サイトや民生児童委員等の関係者への情報発信などを行った。 | |

| 取組・方向性 | 活動指標 | 方向 | 基準値 年度 | 基準値 数値 | 基準値 単位 | 実績値 H29 | 実績値 H30 | 実績値 R1 | 実績値 R2 | 実績値 R3 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | 地域福祉活動専門員等の研修参加回数 | → | H29 | 282 | 回 | 282 | 200 | 163 | | |
| | 考え方：地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーターを兼務）の専門性の向上のため、研修への参加を持続し専門性を確保する。 | | | | | | | | | |
| ② | （活動指標なし） | | | | | | | | | |
| | 考え方： | | | | | | | | | |
| ③ | 自治のまちづくり条例に係る職員研修の受講者数 | → | H29 | 453 | 人 | 453 | 504 | 383 | | |
| | 考え方：自治まちづくりに必要な職員の役割について、理解を深めるため、継続的に職員研修を実施する。 | | | | | | | | | |
| ④ | （活動指標なし） | | | | | | | | | |
| | 考え方： | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 考え方： | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 考え方： | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 考え方： | | | | | | | | | |

## 展開方向３　地域福祉活動を支援する人材の育成

| 実績値 | | | | | 説明等 | 施策評価の目標値(R4) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | | |
| － | － | － | | | 地域福祉活動専門員が、民生児童委員や福祉事業者との連携状況を把握するために、アンケート調査において、民生児童委員及び福祉事業者が、普段の相談、協力を求める先として「地域福祉活動専門員」と回答する割合を増やす。 | － |
| － | － | － | | | | |

| | |
|---|---|
| 取組・方向性③（Ｐｌａｎ） | 窓口で地域課題に接する市職員一人ひとりが、市民が行う活動を支援するために多様な主体をつなぐことを意識するよう地域福祉に関する研修を実施する。 |
| 関連主要事業 | ⑴自治のまちづくり条例推進事業　⑵地域とともにある職員研修事業　⑶地域福祉推進事業 |

⑴主に地域担当職員を対象とし、グループ学習の会である地域担当主事会を13回、ファシリテーションスキルを学ぶ研修を8回実施したほか、人権についての感度を高めるフィールドワークや各種団体が実施する研修への派遣などにより、延べ330人の受講があった。研修を通して学んだことにより、地域に出る際の心構えができたり、目標が明確化したと言った声があったほか、地域の会議の活性化の支援ができたといった事例が生まれた。
⑵地域振興センターに配置された地域担当職員が、人と人とを結ぶコミュニティソーシャルワーカー的な役割を担う職員として必要な力を身に着けるために、地域に出る手法を話し合い、課題に向き合う姿勢等を学習する「地域担当主事会」等を開催したことで、地域の会議の活性化の支援につながる事例があった。また、採用後３年目等職員向けの「協働のまちづくり研修」での市民活動団体と交流により、市職員に必要な「協働」についての理解を深めることができた。
⑶民生児童委員の一斉改選(R1.12)や子どもの育ち支援センター(いくしあ)の開設に伴い、相互理解による協力関係の構築を目的として南北保健福祉センター職員と民生児童委員や主任児童委員、保護司との意見交換会等を実施した。

| | |
|---|---|
| 取組・方向性④（Ｐｌａｎ） | 多様な福祉専門職が、地域住民と協働するための取り組みについて検討を進める。 |
| 関連主要事業 | ⑴地域福祉推進事業　⑵生活支援サービス体制整備事業　⑶地域社会の子育て機能向上支援事業 |

⑴⑵高齢者の生活支援等について住民主体で話し合う介護保険制度の「協議体」を基盤とし、6地区に設置した地域福祉ネットワーク会議では、市社協の地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)と地域包括支援センターを中心として、地域の特性に応じた多様な活動主体に加え、新たに地域振興センターが参画し、地域福祉活動の担い手不足や要配慮者支援等の地域課題の共有、解決に向けた話し合いが行われた。
⑶地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援することを目的に、ヤングケアラー(家族の介護等を大人に代わり担う子ども)に対する支援を行う上で、キーパーソンとなる福祉・保健・教育関係の職員や地域の子育て支援者等を集め、参加者の意識を高めるとともに、支援者間の連携強化を図った。

| | |
|---|---|
| 計画の評価（ＣｈｅｃＫ） | ①社会経済情勢の変化により、多様化・複雑化する課題の解決に向けて、引き続き、地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)の専門性の向上が必要となる。<br>②NPO法人等の活動を把握するとともに、その情報発信や活動に参画を希望する人や地域活動とのコーディネートの仕組みづくりが課題である。<br>③市職員一人ひとりが自治のまちづくりに必要な役割を理解することは地域福祉推進にとっても必要なことであり、引き続き、研修の実施が必要となる。また、社会的孤立等により市民の抱える様々な課題が深刻化する前の早期把握や支援に向けて、市職員が様々な支援関係者と連携して取り組むための意識を高める必要がある。<br>④6地区の地域福祉ネットワーク会議では、高齢者支援や担い手づくりの課題など、様々な福祉課題が話し合われている。こうした福祉課題の解決には、様々な社会資源の把握や共有が課題となっている。 |
| 今後の取り組み（Ａｃｔ） | ①引き続き、地域福祉活動専門員の研修経費の補助などを行うことにより、8050問題や子ども・子育て支援等の多様化・複合化した課題に対応できるよう、専門性の向上に向けた支援を行う。<br>②引き続き、NPO法人等の活動内容を把握するとともに、地域資源の情報を公開しエリアごとに検索できるシステムを導入することにより、様々な主体間における情報共有を進めることで、地域における活動の促進等を進める。<br>③引き続き、市民活動や協働等をテーマとした職員研修の実施に取り組むほか、南北保健福祉センターや子どもの育ち支援センター(いくしあ)、地域担当職員と地域で活動する民生児童委員や保護司等の様々な支援関係者が、相互理解を図るための研修を実施する。<br>④地域振興センターや市社協が把握する様々な地域情報を共有することで、様々な団体が参画する仕組みづくりについて検討を行うとともに、6地区の地域福祉ネットワーク会議の活性化を図るために市社協と協議を進める。 |
| 委員の意見 | |

# 基本目標２　多様な主体の参画と協働による地域づくり

| | 評価指標 | 基準値 | | 方向性 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 地域福祉ネットワーク会議の設置数 | ― | | ↑ |

| 主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ） | | |
|---|---|---|
| | 取組・方向性①（Ｐｌａｎ） | 地域を支える重層的なネットワーク構築に向けて、市社会福祉協議会の体制の強化に向けた支援を行うとともに、市と市社会福祉協議会が連携して取り組む。 |
| | 関連主要事業 | ⑴地域福祉推進事業　⑵生活支援サービス体制整備事業 |
| | ⑴⑵社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会（市社協）の地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）が、引き続き、地域の福祉課題解決のために、地域の社会資源の把握に努めるとともに、課題解決に向けてNPO、福祉事業者、当事者団体、地縁団体、教育機関等との連携を進めた。（活動指標①） | |
| | 取組・方向性②（Ｐｌａｎ） | 引き続き、身近な生活圏域で、地域住民が「子育て」「高齢者等の見守り」などのテーマを自主的、継続的に話し合う場の構築を支援する。 |
| | 関連主要事業 | ⑴地域福祉推進事業　⑵地域社会の子育て機能支援事業 |
| | ⑴市社協と連携して進めている住民主体の様々な地域活動の中で、地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）が地域の福祉課題を共有し、働きかけを行ったことで、見守りや災害時要援護者支援等の取組につながった。（活動指標②）<br>⑵地域活動や社会資源を結び付け、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援するため、コミュニティソーシャルワークを行う中で、グループ活動に対して助言・情報提供を行うとともに、地域の子どもと大人の交流の場を作りたいという市民が、具体的な活動につながるような取組を行った。<br>⑵ヤングケアラー（サポートが必要な祖父母、親、兄弟等がいるために、家事、家族の世話、介護、感情面のサポート、通訳などを担っている18歳以下の子ども）に対する支援を行う上で、キーパーソンとなる福祉・保健・教育関係の職員や地域の子育て支援者等を集め、参加者の意識を高めるとともに、支援者間の連携強化を図った。 | |

| 取組・方向性 | 活動指標 | 方向 | 基準値 年度 | 基準値 数値 | 基準値 単位 | 実績値 H29 | 実績値 H30 | 実績値 R1 | 実績値 R2 | 実績値 R3 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | 地域福祉活動専門員が参加した会議数 | → | H29 | 863 | 回 | 863 | 771 | 606 | | |
| | 考え方　地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）が参加した地域の会議数を増やす | | | | | | | | | |
| ② | 高齢者等見守り及び高齢者ふれあいｻﾛﾝ実施数 | ↑ | H28 | 111 | 団体 | 139 | 150 | 155 | | |
| | 考え方　高齢者等見守り安心事業の実施地区数及び高齢者ふれあいサロンの実施箇所数の合計を増やす | | | | | | | | | |
| ③ | 地域学校協働本部の実施校数 | ↑ | H28 | 7 | 校 | 18 | 30 | 36 | | |
| | 考え方　市内の全小学校41校での設置を目指し、実施校数を増やす | | | | | | | | | |
| ④ | 地域福祉ネットワーク会議の参画団体数 | ↑ | H29 | 49 | 団体 | 49 | 89 | 79 | | |
| | 考え方　地域福祉ネットワーク会議の参画団体数を増やす | | | | | | | | | |
| ⑤ | 指標なし | | | | | | | | | |
| | 考え方 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 考え方 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 考え方 | | | | | | | | | |

# 展開方向１　地域を支えるネットワークづくり

| 実績値 | | | | | 説明等 | 施策評価の目標値(R4) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | | |
| 6 | 6 | 6 | | | 地域のネットワークの構築に向けて6地区での地域福祉ネットワーク会議の設置に向けて取り組む。 | ― |

| | |
|---|---|
| 取組・方向性③（Ｐｌａｎ） | 地域の人々の学びやスキルを発揮して学校を支援する活動が進むことで、そうした活動に参加している地域住民、団体のつながりづくりを進める。 |
| 関連主要事業 | ⑴学社連携推進事業 |

⑴地域学校協働本部が継続的・発展的に展開されるよう、研修会・交流会の実施や地域学校協働活動推進員、校長、地域課、社会教育課による推進会議を開催した。
⑴地域学校協働本部の設置校での実践活動としては、昔あそび、稲刈り体験や防災教室など、学校を核として地域と学校が連携・協働して一体となった様々な取組が進められた。また、地域学校協働本部未設置校には、訪問する等により進捗の確認、働きかけを行ったことで、令和2年4月に地域学校協働本部を小学校全校に設置することができた。(活動指標③)

| | |
|---|---|
| 取組・方向性④（Ｐｌａｎ） | 地域住民と各専門機関、事業所などがともに課題を共有し、解決に向けて協議する場として、介護保険制度における協議体を基盤とした地域福祉ネットワーク会議の設置に向けて取り組む。 |
| 関連主要事業 | ⑴地域福祉推進事業　⑵生活支援サービス体制整備事業 |

⑴⑵高齢者の生活支援等について住民主体で話し合う介護保険制度の「協議体」を基盤として6地区に設置した地域福祉ネットワーク会議には、地域の特性に応じた多様な活動主体に加え、新たに地域振興センターが参画し、地域福祉活動の担い手不足や要配慮者支援等の地域課題の共有、解決に向けた話し合いが行われた。(地域福祉ネットワーク会議参画団体数:中央6、小田25、大庄8、武庫7、園田25)

| | |
|---|---|
| 取組・方向性⑤（Ｐｌａｎ） | 地域福祉ネットワーク会議で話し合われた課題を全市的に共有し、課題に対応した新たな施策等を協議する場として地域福祉推進協議会を設置する。 |
| 関連主要事業 | ⑴生活困窮者自立相談支援事業　⑵地域福祉推進事業 |

⑴⑵地域福祉ネットワーク会議で話し合われた課題等を共有し、具体的解決手法等を検討するために地域福祉推進協議会に地域福祉活動方策検討チーム(我がことチーム)及び複合的な課題を抱える事例検討チーム(丸ごとチーム)を設置した。
⑴丸ごとチームでは、「ひきこもり支援」をテーマに、包括的・総合的な相談支援体制の充実に向けた協議を開始した。
⑵我がことチームでは、市社協や関係部局とともに地域福祉活動への参画のきっかけづくりとなる福祉への関心を高めるための意識啓発の取組等の検討を行った。

| | |
|---|---|
| 計画の評価（Ｃｈｅｃｋ） | ①②様々な市民の地域活動を把握し、その活動団体が主体的に取り組むきっかけとなる地域の福祉課題を共有する仕組みづくりが課題となる。<br>③更に活動の輪を広げるためには、保護者や地域住民、教職員へ制度や取組の周知が必要となる。<br>④6地区の地域福祉ネットワーク会議では、高齢者支援や担い手づくりの課題など、様々な地域の福祉課題が話し合われている。こうした福祉課題の解決には、様々な社会資源の把握や共有が課題となっている。<br>⑤地域づくりを支援する市社協と地域振興センターがそれぞれの強みを活かして連携し、様々な困りごとや不安等に対応した地域福祉活動を推進するためには、市社協と市の把握する情報の共有を図ることが必要となる。 |
| 今後の取り組み（Ａｃｔ） | ①②④⑤地域振興センターや市社協が把握する様々な地域情報を共有することで、様々な団体が参画する仕組みづくりについて検討を行うとともに、6地区の地域福祉ネットワーク会議の活性化を図るために市社協と協議を進める。<br>③「地域とともにある学校づくり」について周知を図るため、教職員やPTA・地域住民への研修が出前講座を実施する。また、学校運営に地域の人々の参画を進めるため、モデル校において「コミュニティ・スクール」を導入し、ノウハウを蓄積する。 |
| 委員の意見 | |

# 基本目標２　多様な主体と協働による地域づくり

| | 評価指標 | 基準値 | | 方向性 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 担当区域で地域福祉活動が行われていると答えた民生児童委員の割合 | 68.0 | % | ↑ |
| 2 | 高齢者等見守り安心事業及び高齢者ふれあいサロンの実施数 | ― | | ↑ |
| 3 | 食や学習支援などを通して子どもに寄り添う地域の居場所の数 | 5 | カ所 | ↑ |
| 4 | 孤立感を感じている市民の割合 | 35.9 | % | ↓ |

| 主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ） | | |
|---|---|---|
| | 取組・方向性①（Ｐｌａｎ） | 訪問型の高齢者等の見守り活動とともに、通い型の住民同士の顔の見える関係づくり（仲間づくり）や閉じこもり予防、介護予防や地域での見守り、支え合いを目的とした、誰もが気軽に立ち寄る交流スペースとなる高齢者ふれあいサロンなど、地域の特性に合わせた多様な高齢者等の見守り支え合いを進める。 |
| | 関連主要事業 | ⑴高齢者等見守り安心事業　⑵高齢者ふれあいサロン運営費補助金　⑶介護予防対策事業　⑷緊急通報システム普及促進等事業　⑸認知症対策推進事業 |

⑴「高齢者等見守り安心事業」では新たに2地区立ち上がり、45地区での見守り活動が行われた。また、既実施地区の活動者の活動意欲の維持向上を図るために、見守り安心委員会等での意見交換会を行うとともに、未実施地区への取組を促すために、未実施地区の社会福祉連絡協議会会長を対象とした実施地区の見守り活動の取組紹介や意見交換会を試行的に行った。(活動指標①)
⑵引き続き、週1回以上のサロンの開催等を要件として自主的・定期的に地域で活動するグループやNPO等が福祉会館等において地域の高齢者等に対して実施する交流活動や介護予防に資する活動等に対して補助を行うことで、身近な地域で高齢者が気軽に参加でき、体操や交流を深める場づくりが進んだ。サロン主催者に対して行ったアンケート結果から「外出の頻度が増えた」「地域で居場所ができた」と感じている参加者が78.4%、「サロンを運営することで住民間のつながりや新たな交流が生まれた」と感じている団体は86.2%という結果が得られた。(活動指標①)
⑶身近な地域で気軽に参加できる、住民主体で取り組む介護予防事業「いきいき百歳体操」の活動立ち上げに向けた説明会を28回実施。うち19グループが活動開始し、活動中グループ(者)は　150グループ(3,540人)となった。
⑷引き続き、高齢者単身世帯や身体障害者手帳１級又は２級を所持する障害者単身世帯等の急病や事故等の緊急時に、ボタンを押せば相談センターにつながる発信機及びペンダントを貸与することで、高齢者等の日常生活の安全確保と不安の解消が図られた。
⑸認知症で、万が一行方不明になった場合に備え、警察や見守り協定事業所、民生児童委員等の協力機関と連携して早期発見・保護につなげる「尼崎市認知症みんなで支えるSOSネットワーク事業」では、協力機関登録の依頼を強化した結果、コンビニ2社を新たに登録し令和元年度末で127協力機関、事前登録者数が554人(年度内新規登録者224人)となり、発見協力依頼が33件と増加した。

| 取組・方向性 | 主な活動指標 | 方向 | 基準値 年度 | 基準値 数値 | 基準値 単位 | 実績値 H29 | 実績値 H30 | 実績値 R1 | 実績値 R2 | 実績値 R3 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | 要援護高齢者等見守り活動地域 | ↑ | H28 | 42 | 地区 | 42 | 43 | 45 | | |
| | 考え方　高齢者等見守り安心事業の実施地区数を増やす | | | | | | | | | |
| ① | 高齢者ふれあいサロン実施数 | ↑ | H28 | 69 | 団体 | 97 | 107 | 110 | | |
| | 考え方　高齢者ふれあいサロンの実施箇所数を増やす | | | | | | | | | |
| ② | （評価指標3を参照） | | | | | | | | | |
| | 考え方　食や学習支援などを通して、子どもに寄り添う地域の居場所の増加を増やす | | | | | | | | | |
| ③ | 高齢者いきいき事業実施団体数 | ↑ | H28 | 191 | 団体 | 182 | 187 | 190 | | |
| | 考え方　助成を受けて活動している社会福祉連絡協議会及び単位福祉協会数を増やす | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 考え方 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 考え方 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 考え方 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 考え方 | | | | | | | | | |

## 展開方向２　地域での見守り・支え合いの充実

| 実績値 H29 | 実績値 H30 | 実績値 R1 | 実績値 R2 | 実績値 R3 | 説明等 | 施策評価の目標値(R4) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ― | ― | ― | | | 地域での見守り、支え合い活動が行われているかどうかを把握するために、アンケート調査において、地域における身近な相談支援窓口である民生児童委員が、自分の担当区域における地域福祉活動を把握していると回答した割合を増やす。 | ― |
| 139 | 150 | 155 | | | 高齢者等見守り安心事業の実施地区数及び高齢者ふれあいサロンの実施箇所数を増やすことに取り組む。 | 300 |
| 34 | 41 | 45 | | | 食や学習支援などを通して、子どもに寄り添う地域の居場所づくりを支援することで、そうした居場所の数を増やすことに取り組む。 | ― |
| 40.0 | 44.6 | 38.0 | | | 様々な地域での見守り、支え合い活動が行われることで、総合計画のアンケート調査において、地域の中で孤立していると感じている市民の割合を減らす。 | 32.1 |

| | |
|---|---|
| 取組・方向性②（Ｐｌａｎ） | 子どもに寄り添いながら、地域のつながりの場にもなる食を通じた居場所・交流の場などの取り組みが一層広がるよう検討する。 |
| 取組・方向性③（Ｐｌａｎ） | 地域の居場所が、世代を超えて、また課題を抱えた当事者も含めて交流できる居場所に発展するよう、取組みを進める。 |
| 関連主要事業 | ⑴地域福祉推進事業　⑵生活支援サービス体制整備事業　⑶地域社会の子育て機能向上支援事業　⑷子育てサークル育成事業　⑸あまがさきキッズサポーターズ支援事業　⑹地域高齢者福祉活動推進事業 |

⑴⑵地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター)が、子ども食堂で活動するボランティアをはじめとする地域住民と協働し、一人親家庭の親子が相談できる居場所になるよう食事会を実施した結果、不登校児童の支援や、地域の新たな居場所づくりにつながった。(活動指標②)
⑶これまでに引き続き、子育てコミュニティワーカーが地域に出向く中で子ども食堂などのグループ活動に対して助言・情報提供を行うとともに、地域の子どもと大人の交流の場を作りたいという市民が、具体的な活動につながるように支援を行った。
⑷子育てを楽しむ環境づくりを推進していくため、それぞれの地域で活動している子育てサークルに育成事業を委託し、自主的な子育てサークル活動を支援する。(登録サークル数　H29：23　H30：24　R1：22)また、こうしたサークルを中心として、子育てに関心のある地域住民やNPO法人等によるネットワークを構築するなど、子育てを支える地域での結びつきや支え合いを進めた。
⑸NPO法人等に委託して設置している、子育て中の親子(概ね４歳未満の児童及びその保護者)が気軽に集まって仲良く遊んだり、保護者同士の情報交換や交流を行うことのできる「つどいの広場」(R1：10か所)の延べ利用者数は、平成30年度は64,151人、令和元年度は56,052人で、新型コロナウイルスの影響で３月より利用を休止していたこともあり、前年度と比較し、全体的に利用者数は減少したが、継続的に利用している親子もおり、地域に密着し、相談できる場として子育て中の親子に定着している。
⑹社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会(市社協)が地域高齢者福祉活動推進事業補助金を活用して、地域での自主的な高齢者福祉活動の実施を働きかけたことで、市内全域での単位福祉協会、社会福祉連絡協議会による一定の自主的な活動が維持されており、地域住民によるコミュニティ形成の促進につながっている。(活動指標③)

| | |
|---|---|
| 計画の評価（Ｃｈｅｃｋ） | ①②③地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)や子育てコミュニティワーカーが住民の様々な集まりにおいて、身近な地域の福祉課題が話し合われるように働きかけたことにより、高齢者ふれあいサロンや子どもに寄り添う居場所等の広がりが見られた。<br>①②一方で、社会福祉連絡協議会圏域での訪問型の高齢者等見守り安心事業では、活動者の高齢化による負担感や担い手不足等の課題があり、新規地区の立ち上げは低調となっている。<br>①②見守り活動や子どもの居場所づくり等の地域福祉活動のさらなる推進に向けては、市社協と地域振興センターがそれぞれの強みを活かして連携し、市社協と市の把握する情報の共有を図ることが必要となる。 |
| 今後の取り組み（Ａｃｔ） | ①②③引き続き、訪問型の見守りや通い型の見守り等重層的な見守り活動を進めるとともに、市社協や地域振興センターと社会福祉連絡協議会圏域に限定しない見守りモデル事業について協議・検討を行い、実施する。また、見守り活動や子どもの居場所づくり等の地域福祉活動の推進に向け、市社協の地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)と地域担当職員との情報共有をより一層進めるとともに、活動を希望する人や事業者等の把握を行い、地域福祉活動への参画を支援する。 |
| 委員の意見 | |

# 基本目標２　多様な主体の参画と協働による地域づくり

| | 評価指標 | 基準値 | | 方向性 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 地域福祉活動等把握数（延べ） | 658 | 件 | ↑ |
| 2 | あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数 | 51 | 団体 | ↑ |
| 3 | ソーシャルビジネスの支援数 | － | | ↑ |

| 主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ） | | |
|---|---|---|
| | 取組・方向性①（Ｐｌａｎ） | ホームページ等を活用して、地域で行われている活動の情報提供を充実させる。 |
| | 関連主要事業 | ⑴市民活動情報発信事業　⑵市のHP、SNS(LINE、Facebook、Twitter)などでの情報発信　【新】⑶情報発信推進事業 |
| | (再掲)展開方向1-2 取組・方向性①（活動指標①） | |
| | 取組・方向性②（Ｐｌａｎ） | 活動への参加を希望する人を、その人の希望、知識、経験等に応じて、地域活動につなげる取組みを進める市社協各支部事務局ボランティアセンターの取り組みを支援する。 |
| | 関連主要事業 | ⑴地域福祉推進事業　⑵ファミリーサポートセンター運営事業 |
| | ⑴社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会(市社協)が各支部に設置したささえあい地域活動センター「むすぶ」では、「むすぶ」の登録者に地域福祉活動の紹介をするなど活動につなげる取組を進めた。(H30：81人、R1：80人)(活動指標②)<br>⑵ファミリーサポート運営事業では、子育て家庭の負担軽減を図るために、会員登録している「子育てを援助してほしい人」と「子育てを援助したい人」が会員となって、地域で互いに子育てを支え合う仕組みとして、登録者数は年々増加しており、地域で子どもを育む意識の醸成と主体的な環境づくりの取組を促進した。(登録者数H29：1,929人　H30：2,035人　R1：2,117人) | |
| | 取組・方向性③（Ｐｌａｎ） | 地域福祉活動の立ち上げ支援、有償ボランティアなど、様々な手法による地域福祉活動の推進に向けた検討を行う。 |
| | 関連主要事業 | ⑴地域福祉推進事業　⑵生活支援サービス体制整備事業　⑶自発的活動支援事業　⑷支え合いを育む人づくり支援事業 |
| | ⑴地域福祉活動専門員(生活支援コーディネータ兼務)が、子ども食堂で活動するボランティアをはじめとする地域住民と協働し、一人親家庭の親子が相談できる居場所になるよう食事会を実施した結果、不登校児童の支援や、地域の新たな居場所づくりにつながった。（評価指標１，活動指標③）<br>⑴⑵地域福祉ネットワーク会議で話し合われた課題等を共有し、具体的な解決手法等を検討するために地域福祉推進協議会に地域福祉活動推進方策検討チーム（我がことチーム）を設置し、市社協や関係部局とともに地域福祉活動の参画のきっかけづくりとなる福祉への関心を高めるための意識啓発の取組等を行った。<br>⑴⑵⑷市社協や地域振興センターと連携し、市民活動団体と高校生・大学生との協働の取組を支援したことで、学生等による子どもの居場所での学習支援や体験教室など、地域福祉活動の活性化が図られた。（評価指標１，活動指標③）<br>⑶障害者等やその家族、地域住民等による自発的な活動に対して、その費用の一部を助成することにより、障害者等の社会参加や地域の理解促進を図っている。令和元年度は障害者や地域の関係団体等による活動を支援するため、6団体に補助を行った。また、当該事業を広く周知するため、尼崎市自立支援協議会や市ホームページで公表している。 | |

| 取組・方向性 | 活動指標 | 方向 | 基準値 年度 | 基準値 数値 | 基準値 単位 | 実績値 H29 | 実績値 H30 | 実績値 R1 | 実績値 R2 | 実績値 R3 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | 市民活動ポータルサイト平均月間アクセス数 | ↑ | H28 | 2,103 | 件 | 2,866 | 2,685 | 2,420 | | |
| | 考え方　市民活動ポータルサイトの年間アクセス数の月平均件数を増やす | | | | | | | | | |
| ② | ささえあい地域活動センター「むすぶ」新規登録者数 | ↑ | H29 | 177 | 人 | 177 | 81 | 80 | | |
| | 考え方　市社協が各支部事務局に設置した『ささえあい地域活動センター「むすぶ」』の新規登録者数を増やす | | | | | | | | | |
| ③ | 地域福祉活動専門員による地域福祉活動組織化及び活動支援数 | ↑ | H29 | 267 | 回 | 267 | 215 | 179 | | |
| | 考え方　市社協の地域福祉活動専門員による地域福祉活動の組織化や活動を支援した数を増やす | | | | | | | | | |
| ④ | 提案型協働事業及び委託事業の応募団体数 | ↑ | H28 | 41 | 団体 | 44 | 47 | 50 | | |
| | 考え方　市民提案型制度の応募数を増やす | | | | | | | | | |
| ⑤ | ＷＬＢが「やや悪い」「悪い」の割合 | ↓ | H29 | 12.3 | % | 12.3 | 13.5 | 12.8 | | |
| | 考え方　自己申告においてＷＬＢが「やや悪い」「悪い」と回答する人の割合を減らす | | | | | | | | | |
| ⑥ | （評価指標３を参照） | | | | | | | | | |
| | 考え方 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

# 展開方向３　多様な手法による地域福祉活動の推進

| 実績値 H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | 説明等 | 施策評価の目標値(R4) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 786 | 887 | 947 | | | 地域福祉活動の広がりを評価するために、地域福祉活動の実施団体数を増やす。 | 964 |
| 53 | 49 | 57 | | | 地域活動に取り組もうとする団体が増えているかどうかを評価するために、あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数を増やす。 | 55 |
| 16 | 14 | 13 | | | ソーシャルビジネスの手法により、尼崎市が抱える課題、これから先に顕著化してくる課題の解決を目指す取り組みを支援するために、尼崎市ソーシャルビジネス支援メニューで支援した団体数を増やす。 | ― |

| | |
|---|---|
| 取組・方向性④（Ｐｌａｎ） | 先進的に取り組む活動事例をPRすることで、新たに地域福祉活動へ参画しようとする団体が取り組みやすい環境づくりを進める。 |
| 関連主要事業 | ⑴市のHP、SNS(LINE、Facebook、Twitter) などでの情報発信 |

⑴市のホームページにより、高齢者ふれあいサロン実施一覧やいきいき百歳体操活動グループ一覧を写真つきで掲載するほか、「子育てコミュニティワーカー日記」等により様々な地域の子ども子育て支援活動の発信等を行うことで、先進的に取り組む事例についてPRを行った。

| | |
|---|---|
| 取組・方向性⑤（Ｐｌａｎ） | 市職員も一人の地域住民としての役割を果たすため、職員有志によるボランティアグループへの参加や、ワークライフバランス研修の推進による地域活動への参加促進に取り組む。 |
| 関連主要事業 | ⑴ワークライフバランスにかかる職員研修 |

⑴男性の育児に関する情報発信を様々行い、男性職員育児休業取得者数が増加(市長事務部局　H30：5人→R1：6人)し、また、男性版産休(出産補助休暇・男性職員の育児のための休暇)取得率が向上(市長事務部局　53.7%⇒R1：72.1%)した。

| | |
|---|---|
| 取組・方向性⑥（Ｐｌａｎ） | ソーシャルビジネスの担い手が数多く集まり、生まれ育っていく環境づくりを進めるための支援を検討する。 |
| 関連主要事業 | ⑴創業支援事業　⑵市民提案制度関係事業 |

⑴4年目となるあまがさきビジネスプランコンテストでは31件の応募があり、産業団体や金融機関と連携してブラッシュアップから事業化までの支援を継続して実施した。また、概ね月1回開催しているあまがさきビジネスプランコンテスト実行委員会は、創業支援の情報交換の場としも機能しており、今後の創業支援事業の方針等も協議できている。
⑴尼崎市創業支援オフィス「アビーズ」の卒業生を含む総利用者数は61人で、そのうち開業届を出した人数は52人となった。10月には尼崎城開城をビジネス契機ととらえて観光をテーマとしたアビーズ4周年記念報告会を行い、アビーズ利用者、創業予備軍、観光事業者が尼崎においての創業や観光についての知識を深めながら交流することができた。
⑵市民等の市政参画の推進及び政策提案機会の拡大等を図るとともに、行政と市民等との相互理解を深め、適切で良好なパートナーシップを築き、協働の取組を実施するため、市民活動団体及び事業者の提案に基づき、事業の委託、協働事業の実施、共催等を行う。

| | |
|---|---|
| 計画の評価（Ｃｈｅｃｋ） | ①④多くの市民の福祉への興味・関心を醸成し、身近な地域福祉活動に参画する市民を増やすために、関係部局や各種団体それぞれが実施している福祉に関する学びの場の効果的な情報発信が課題となっている。(展開方向1-2再掲)<br>②地域福祉活動を希望する人の確保・育成とともに、「むすぶ」登録者への活動志向に応じたきめ細やかな地域福祉活動にかかる情報提供が課題となっている。<br>③市社協と地域振興センターがそれぞれの強みを活かして連携し、様々な困りごとや不安等に対応した地域福祉活動を推進するためには、市社協と市の把握する情報の共有を図ることが必要となる。<br>⑤男性の育児を後押しする取組が引き続き必要である。<br>⑥創業予備軍への情報発信としてセミナーの開催などを行ったが、新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、思うような創業者の掘り起こしにつながっていないため、ターゲットやテーマを絞ったセミナーの実施を検討するとともに、アビーズの支援内容や取組内容についてこれまで以上に周知に力を入れていき、創業者の発掘を行っていく必要がある。 |
| 今後の取り組み（Ａｃｔ） | ①④地域の福祉課題に興味、関心をもち地域福祉活動に取り組む意識を醸成するために、地域福祉推進協議会において関係部局や各種団体、専門機関と連携し、地域の福祉ニーズに応じた様々な学びの場づくりや効果的な情報発信について検討を進める。(展開方向1-2再掲)<br>②引き続き、新たな担い手づくりに向けて市社協の活動を補助することにより、地域福祉活動の担い手発掘等の講座を通して「むすぶ」への登録勧奨を行うとともに、地域福祉活動と「むすぶ」の登録者をマッチングすることにより、ボランティア活動への参加を促す。<br>③地域福祉の裾野を広げるために、引き続き、高校生・大学生等と市民活動団体が福祉課題の解決に向けて協働する取組を支援する。また、地域福祉活動専門員と地域担当職員との情報共有をより一層進めるとともに、活動を希望する人や事業者等の把握を行い、地域福祉活動への参画を支援する。<br>⑤男性版育休7日間の完全取得や、男性版産休と育児休業計1か月以上の取得を推奨するなど取組を進める。<br>⑥新型コロナウイルス感染症の影響もあり、創業者発掘のためのセミナーの通常開催が難しいため、積極的にオンラインセミナーを開催するとともに、新型コロナウイルス感染症収束後には、アビーズ外でPRの機会を設けることで多くの人へ支援内容や取組内容の周知に取り組む。 |
| 委員の意見 | 【平成30年度(平成29年度実績)評価にかかる委員の意見】<br>取組・方向性① 市報やHP等を通じて提供しているイベント情報の一元化とともに、効果的な情報発信についての検討や取組が必要。<br>取組・方向性③ 地域福祉活動を支えるものの一つとして、困難事例の際に、権利擁護や包括的・総合的な相談支援体制があるといったことをPRすることが必要。 |

# 基本目標２　多様な主体の参画と協働による地域づくり

| | 評価指標 | 基準値 | | 方向性 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 地域において何らかの活動に「特に取り組んでいる」と答えた福祉事業者の割合 | 75.2 | % | ↑ |

| 主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ） | |
|---|---|
| 取組・方向性①（Ｐｌａｎ） | 社会福祉法人に対して、地域公益活動の積極的な実施に向けた、啓発や情報提供などの働きかけを引き続き行う。 |
| 関連主要事業 | (1)社会福祉法人指導監査等事業 |
| (1)所管している社会福祉法人のうち地域公益活動を行っていない法人に対し、指導監査実施時等に取組状況についての聞き取りを行い、積極的な取組を促す等の働きかけを行ったことで、約96%の法人が、地域公益活動を行うようになった。 | |
| 取組・方向性②（Ｐｌａｎ） | 社会福祉法人、企業、NPO、ボランティア団体の取組が幅広く周知されるよう、市のホームページ等を活用して庁内外に発信する。 |
| 関連主要事業 | (1)みんなの尼崎大学　(2)市民活動情報発信事業　【新】(3)情報発信推進事業 |
| (1)学びの場や、学んでいる人、活動が連携するためのプラットフォームとしての「みんなの尼崎大学」の取組として、平成28年度から始めたまちの学びの情報を一元化し、分野や段階で情報が検索できる「学びの検索サイト」では、月間平均アクセス件数が約4,000件となった。<br>(1)この「学びの検索サイト」を活用して、幅広い世代への福祉学習を推進するために、市民活動団体が公益的に行っている学びの活動の情報発信に努めた。(H30:みんなの尼崎大学ささえあい分野等・登録講座数13、R1登録講座数12)<br>(2)インターネット上で市民活動団体の情報や様々な事業に関する情報の収集・発信を行う市民活動の広場あまがさき」において、令和元年度は、地域の小さなイベントから市主催のイベントまで様々な地域の情報をできる限り掲載するよう情報収集をこまめに実施し、イベント掲載数は増加したが、アクセス数は平成29年度以降減少傾向にある。<br>(3)全庁的な発信力の強化を図るため、令和元年8月から情報発信支援業務委託を開始し、PRやコミュニケーション分野で高い専門知識や実践経験を持つ事業者から、各所属が情報発信に係る相談ができる体制を整えた(延べ相談件数112件)ほか、職員の情報発信に対するマインドやスキル向上に資する研修を実施した。 | |

| 取組・方向性 | 活動指標 | 方向 | 基準値 年度 | 基準値 数値 | 基準値 単位 | 実績値 H29 | 実績値 H30 | 実績値 R1 | 実績値 R2 | 実績値 R3 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | 所轄法人における地域における公益的な取組の実施割合 | ↑ | H28 | 78.4 | % | 94.1 | 95.8 | 96.0 | | |
| | 考え方　市が所轄する51社福法人のうち、現況報告書における地域における公益的な取組を記載した団体の割合を増やす | | | | | | | | | |
| ② | 市民活動ポータルサイト平均月間アクセス数 | ↑ | H28 | 2,103 | 件 | 2,866 | 2,685 | 2420 | | |
| | 考え方　市民活動ポータルサイトの年間平均アクセス数の月平均件数を増やす | | | | | | | | | |
| ③ | 地域福祉ネットワーク会議の参画団体数 | ↑ | H29 | 49 | 団体 | 49 | 89 | 79 | | |
| | 考え方　地域福祉ネットワーク会議の参画団体数を増やす | | | | | | | | | |
| ④ | 福祉避難所指定施設数 | ↑ | H28 | 20 | 施設 | 22 | 25 | 36 | | |
| | 考え方　要配慮者のうち特に支援を要する人の受け入れを行う福祉避難所指定施設を増やす | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 考え方 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 考え方 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

# 展開方向４　社会福祉法人、企業、NPO等による地域貢献の推進

| 実績値 | | | | | 説明等 | 施策評価の目標値(R4) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | | |
| ― | ― | ― | | | 福祉事業者の地域貢献の推進を図るため、アンケート調査において、福祉事業者が、地域において何らかの活動に「特に取り組んでいない」「不明」以外を回答した割合を増やす。 | ― |

| | |
|---|---|
| 取組・方向性③（Ｐｌａｎ） | 社会福祉法人、企業、NPO等がそれぞれのつよみを活かし、協働して地域の課題に取り組むよう働きかけを行う。 |
| 取組・方向性④（Ｐｌａｎ） | 社会福祉施設が、地域の交流の場として地域住民にスペースを提供することや、福祉避難所としての協力を行うなど、地域貢献に取り組むよう働きかける。 |
| 関連主要事業 | ⑴地域福祉推進事業　⑵生活支援サービス体制整備事業　⑶災害時要援護者支援事業 |

⑴⑵6地区に設置された地域福祉ネットワーク会議には、地域の特性に応じた多様な活動主体に加え、新たに地域振興センターが参画し、地域福祉活動の担い手不足や要配慮者支援等の地域課題の共有、解決に向けた話し合いが行われた。（活動指標③）
⑴⑵地域福祉活動専門員が地域にある様々な社会資源を把握することで、地域活動に関心の高い事業所と活動する場所を探している地域住民とを結び付けて、ふれあい喫茶の立ち上げを支援するなど、近隣高齢者の見守りにつながる居場所の拡大につながった。
⑴⑵⑶尼崎市ケアマネジャー協会と共催による防災と福祉の連携をテーマとしたセミナーや、地域振興センターと連携し、コープこうべ等の民間企業や社会福祉法人、高校・大学が地域とともに取り組む防災活動を紹介するパネル展示の実施を通じて、地域住民や専門職への防災意識の向上に取り組んだ。
⑶就労に困難を抱える方の活動場所の拡大に向けて就労支援を行う事業者と協議検討を行ったほか、市内の社会福祉法人の協力を得て、新たに3法人9施設と福祉避難所の協定を締結した。

| | |
|---|---|
| 計画の評価（Ｃｈｅｃｋ） | ①現時点で地域公益活動を行っていない法人は昨年度に新設された法人のみとなっている。<br>②③学びや活動の情報を一元化するなど効果的な周知が課題となっている。<br>③6地区の地域福祉ネットワーク会議では、高齢者支援や担い手づくりの課題など、様々な地域の福祉課題が話し合われている。こうした福祉課題の解決には、様々な社会資源の把握や共有が課題となっている。<br>④社会福祉法人、企業、NPO等の活動の把握とともに、様々な地域活動とのコーディネートの仕組みづくりが課題となっている。 |
| 今後の取り組み（Ａｃｔ） | ①地域公益活動の未実施法人については、指導監査実施時等に他法人の取組状況等を踏まえた助言を行うことにより、地域公益活動の積極的な実施に向けた、啓発や情報提供などの働きかけを行う。<br>②みんなの尼崎大学の取組と連携するなど、効果的な情報発信について検討を進める。<br>③地域振興センターや社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会（市社協）が把握する様々な地域情報を共有することで、様々な団体が参画する仕組みづくりについて検討を行うとともに、6地区の地域福祉ネットワーク会議の活性化を図るために市社協と協議を進める。<br>④地域福祉の裾野を広げるため、引き続き、地域活動を希望する人や事業者等の把握を行い、地域福祉活動への参画を支援する。 |
| 委員の意見 | 【平成30年度（平成29年度実績）評価にかかる委員の意見】<br>取組・方向性②　市報やHP等を通じて提供しているイベント情報の一元化とともに、効果的な情報発信についての検討や取組が必要。 |

# 基本目標３　誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

| | 評価指標 | 基準値 | | 方向性 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 困り事があった時に「相談できる人はいない」「相談しようと思わない」と答えた市民の割合 | 3.7 | % | ↓ |
| 2 | 自立相談支援窓口に相談した市民の割合 | 0.015 | % | ↑ |

**主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ）**

| | |
|---|---|
| 取組・方向性①（Ｐｌａｎ） | 市政出前講座等やホームページなどを通じて行政等の各相談窓口について広く周知する。 |
| 関連主要事業 | ⑴市政出前講座等 |
| ⑴市政出前講座・各種研修会や市ホームページなどを通じて尼崎市の施策や取組、各相談窓口について周知を図った。また、市の各窓口に転入、離婚、お悔やみ、妊娠・出産等に関連した手続きや相談先窓口をまとめたシートを設置し、市民からの相談の際に各窓口の周知を図った。（活動指標①） | |
| 取組・方向性②（Ｐｌａｎ） | 「しごと・くらしサポートセンター尼崎」の体制の充実と、地域、専門機関、行政の重層的なネットワークの強化に取り組むことで民生児童委員、市社会福祉協議会をはじめとした関係機関の活動を支援する。 |
| 取組・方向性③（Ｐｌａｎ） | 民生児童委員、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者の相談支援事業所、ハローワークなどの各相談窓口と連携し、地域における課題の早期把握・支援のネットワークの充実、強化に取り組む。 |
| 取組・方向性⑦（Ｐｌａｎ） | 福祉の専門的な支援に加え、多重債務、消費者被害、虐待などに対応した法的支援など、様々な分野別の専門機関と連携するための取り組みを進める。 |
| 取組・方向性⑨（Ｐｌａｎ） | 専門機関における支援終結後も、地域のつながりの中でその人らしく暮らしていけるよう、必要に応じて市社会福祉協議会支部事務局と連携して地域福祉活動など地域の支え合いにつなぐ。 |
| 関連主要事業 | ⑴生活困窮者自立相談支援事業　⑵地域福祉推進事業　⑶生活支援サービス体制整備事業　⑷地域包括支援センター運営事業　⑸在宅医療・介護連携推進事業　⑹障害者（児）相談支援事業　⑺心の教育相談事業　⑻民生児童協力委員関係事業費、民生児童委員関係事業 |

⑴しごと・くらしサポートセンター尼崎において生活困窮者からの幅広い相談に応じ、様々な課題に対応した支援計画した上で、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行い、寄り添い型の支援を展開している。（活動指標⑦⑨）
⑴地域福祉推進協議会に複合的な課題を抱える事例検討チームを設置し、「ひきこもり支援」をテーマに包括的・総合的な相談支援体制の充実に向けた協議を開始したほか、出席者に守秘義務をかけることで支援対象者の同意を待たずに、速やかに支援機関相互の情報共有と支援策の検討を行う「個別支援会議」を新たに設置し6回開催したことにより、単独の支援機関では知り得なかった情報が共有でき、多角的な支援策の検討ができた。
⑵⑶関係機関との調整に時間を要する課題の複合化したケースが増えたため、地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）相談支援件数はほぼ横ばいとなっているが、地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）が様々な機関と連携することで、介護サービス等を拒否する独居高齢者やゴミ屋敷などの制度の狭間や複合的な課題を抱える世帯の支援につながった。（活動指標③）
⑷地域包括支援センターの認知度が63.2%から63.5%に高まり、年間約27,000件の総合相談に対応した。また、高齢者の介護予防等の意識啓発・行動変容を図る「介護予防・重度化防止ハンドブック」を多職種協働により作成した。
⑸「尼崎市医療・介護連携協議会（17団体で構成）」において「人づくり」「ものづくり」「市民の意識づくり」の視点で検討・協議を行い、医療・介護連携支援センター（あまつなぎ）を中心に多職種によるチームアプローチを推進する各種取組を行った。
⑹支援を必要とする人への適切な対応・支援に向けて、毎月開催する連絡会で情報共有や事例検討、テーマ別研修を行うほか、子どもの育ち支援センター（いくしあ）との連絡会も開催して、近況や課題の共有、今後の連携策等について意見交換を行った。
⑺スクールソーシャルワーカーが学校で活動することにより、学校現場に福祉の視点を導入して、関係機関との連携を図り、要支援の子どもの発見および環境改善に係る体制作りを行った。（活動校数　R1：40校、ケース数　R1：244件）
⑻地域の身近な相談窓口である民生児童委員を対象に関係機関との連携を図るために、新任研修等で南北保健福祉センターや地域包括支援センター、いくしあ、社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会（市社協等）の役割についての研修を行った。

| 取組・方向性 | 主な活動指標 | 方向 | 基準値 年度 | 基準値 数値 | 基準値 単位 | 実績値 H29 | 実績値 H30 | 実績値 R1 | 実績値 R2 | 実績値 R3 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | 市政出前講座開催回数 | ↑ | H28 | 246 | 件 | 224 | 287 | 258 | | |
| | 考え方：各課が実施した市政出前講座の開催回数を増やす | | | | | | | | | |
| ② | （活動指標なし） | | | | | | | | | |
| | 考え方： | | | | | | | | | |
| ③ | 地域福祉活動専門員の相談支援件数 | ↑ | H29 | 377 | 校 | 377 | 354 | 339 | | |
| | 考え方：地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）の相談支援件数を増やす | | | | | | | | | |
| ④ | （活動指標なし） | | | | | | | | | |
| | 考え方： | | | | | | | | | |
| ⑤ | 生活困窮者等就労準備支援事業の登録者数 | ↑ | H28 | 115 | 人 | 82 | 86 | 111 | | |
| | 考え方：直ちに一般就労に就くことが難しい生活困窮者等を支援する生活困窮者等就労準備支援事業登録者数を増やす | | | | | | | | | |
| ⑥ | 生活保護受給者世帯の子どもの高等学校等の進学率 | ↑ | H28 | 96.9 | % | 93.5 | 93.7 | 97.1 | | |
| | 考え方：「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもの高等学校等の進学率を増やす | | | | | | | | | |
| ⑦ | 支援調整会議において検討したケース数 | ↑ | H28 | 362 | 件 | 364 | 400 | 425 | | |
| | 考え方：支援調整会議により支援策を検討・評価したケースを増やす | | | | | | | | | |
| ⑧ | （活動指標なし） | | | | | | | | | |
| | 考え方： | | | | | | | | | |
| ⑨ | 自立相談支援事業における支援終結数 | ↑ | H28 | 160 | 件 | 272 | 235 | 260 | | |
| | 考え方：「しごと・くらしサポートセンター尼崎」が支援し、終結した件数を増やす | | | | | | | | | |

# 展開方向１　包括的・総合的な相談支援体制の充実

| 実績値 | | | | | 説明等 | 施策評価の目標値(R4) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | | |
| ― | ― | | | | 市民が課題を抱えたときに相談しやすい体制が構築できているかを評価するため、アンケート調査において、市民が困りごとがあった時に、「相談できる人はいない」「相談しようとは思わない」と答えた市民の割合を減らす。 | ― |
| 0.015 | 0.019 | | | | 早期把握に取り組む生活困窮者自立支援制度の自立支援窓口である「しごと・くらしサポートセンター尼崎」(平成27年4月開設)に相談に来所した市民の割合を増やす。 | 0.02 |

| | |
|---|---|
| 取組・方向性④（Ｐｌａｎ） | 市の各福祉窓口に加え、税や保険料などの窓口を中心に、市民のSOSに気づき、支援につなげるための研修の充実を図り、市職員一人ひとりがワンストップ窓口であることを意識した早期把握、早期対応に取り組む。 |
| 関連主要事業 | (1)生活困窮者自立相談支援事業　(2)地域福祉推進事業 |

(1)来庁者の中から生活困窮者を早期発見し支援につなげるため、生活困窮者自立支援制度庁内連携会議を開催し庁内連携を進めたほか、「尼崎市生活困窮者支援の手引き」を作成し、課題を抱えた市民と接する機会の多い市役所の関係窓口に配付することで、生活困窮者のイメージを関係各課で共有し、適切な窓口につなげる取り組みを行った。
(2)課題を抱えた市民の早期把握と支援を目的に、南北保健福祉センターや子どもの育ち支援センター(いくしあ)の職員と地域の支援者である民生児童委員や保護司が円滑に連携できるよう意見交換会を実施した。

| | |
|---|---|
| 取組・方向性⑤（Ｐｌａｎ） | 相談者の意欲・能力に応じ、ハローワークなどの関係機関と連携した早期の就労支援のほか、地域の様々な活動やボランティア・職業体験、支援付きの就労訓練などを通じて、自らの社会への帰属意識と自己有用感を高める、段階的な就労支援に取り組む。 |
| 関連主要事業 | (1)生活困窮者等就労準備支援事業　(2)障害者就労支援事業 |

(1)日常生活や社会生活などに課題があり、直ちに一般就労に就くことが難しい生活保護受給者及び生活困窮者に対して一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を図るため、支援段階に応じて就労準備セミナー及びボランティア・職業体験を組み合わせて計画的に支援を行った結果、登録者111人のうち、28人が求職活動へ移行し、そのうち20人が就労につながった。(活動指標⑤)
(2)「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」の支援による就労者数は31人であった。また「障害者就労チャレンジ事業」では「しごとくらしサポートセンター尼崎」の支援者をチャレンジャーとして受入れる等により10人の支援を行った。

| | |
|---|---|
| 取組・方向性⑥（Ｐｌａｎ） | 家庭環境や生活環境の影響により、学習や就労訓練の機会を十分得られずに、その結果、成長しても経済的困窮状態におちいるといった親から子への「貧困の連鎖」を防止するための取り組みを進める。 |
| 関連主要事業 | (1)生活困窮者学習支援事業 |

(1)教育委員会と参加する子どもの出席状況や教室での様子などの情報共有を図り、学校との調整役を担ってもらった結果、各小・中学校とよりスムーズな連携を進めることができた。また、前年度中に参加意向調査を実施し、ケースワーカの働きかけによって生活保護世帯の中学3年生142人のうち29人を教室への参加につなげ、教室に通う中学3年生全員が高等学校等への進学を果たした。

| | |
|---|---|
| 取組・方向性⑧（Ｐｌａｎ） | 設置予定の子どもの育ち支援センターでは、子どもや子育て家庭の身近な相談から専門的な相談まで幅広い範囲の総合相談や、様々な困難や課題を有する子どもに対し、子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援を総合的かつ継続的に行うため、子どもの育成に関する支援の拠点として取り組みを進める。 |
| 関連主要事業 | (1)子どもの育ち支援センター開設運営事業　【新】(2)子ども・子育て総合相談事業　(3)発達相談支援事業 |

(1)(2)令和元年10月に子どもの育ち支援センター「いくしあ」を開設した。開設後の相談は約400件/月、12月の来所者調査では対応内容等についての満足度の平均値は78.6%であった。
(3)発達に不安を抱える子どもやその保護者に対し、医師の診察や心理検査などの各種検査、心理士や作業療法士、言語聴覚士等の専門職による相談を行い、地域の医療機関等の支援につなげた。（診察件数　R1:230件（うち初診138件、再診92件）、専門相談：157件）

| | |
|---|---|
| 計画の評価（Ｃｈｅｃｋ） | ①新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、雇用・就業等への影響により、生活資金や家賃等の生活課題を抱える人からの相談の増加が著しいため、支援体制の強化が課題である。<br>①～⑨地域で課題を抱えた市民を早期に把握し、適切な支援につなげる取組は進んでいるものの、複合的な課題を抱える場合は支援が長期化することや、ひきこもり状態などにより支援につながりにくいケースもあり、より一層関係機関と連携し、日常生活や社会生活の自立に向けた支援や能力の向上を行う必要がある。<br>⑤求職活動までに至らない登録者については、セミナーからボランティア体験、職業体験などのステップアップの過程と併せて、アンケートを活用した登録者の見える化を図っているが、より有効な支援につなげるため、評価項目の改善を検討する必要がある。<br>⑥低年齢期から学習を習慣付けることが重要であるが、現在は高等学校等への進学を目指す中学3年生の参加を優先しており小学生の待機者を多く抱える状況にある。そのため、引き続き最適な実施場所を含めた事業規模の検討が必要である。また、参加する子どもの学力や生活態度などの変容を把握・評価する手法の検討を進める必要がある。<br>②～⑨多様化、複雑化した地域の福祉課題に適切な対応を行うために、支援に係わる市職員、関係者の連携意識やスキル向上等が必要となる。 |
| 今後の取り組み（Ａｃｔ） | ①生活に困窮する人の支援体制を確保し、ニーズに応じた自立支援の取組を進める。また、尼崎市社会福祉協議会と連携しながら、迅速かつ適切な支援に努める。<br>①～⑨支援が長期化している対象者の課題をより丁寧に見立て、社会参加に向けた適切な支援を行うとともに、共通する課題については、地域福祉推進協議会で支援方法の協議を行う。また、ひきこもりについてはユース相談支援事業の支援方法を情報交換するなど、効果的な支援方法や社会資源を検討する。また、個別支援会議のさらなる活用により、より一層関係機関との一体的支援を図るなど、滞留することのない円滑な支援体制の構築を目指す。<br>⑤障害者就労支援事業については、支援対象者のニーズに応じ多様な求人開拓を行い、相談者、事業者双方のニーズに寄り添う就労支援に取り組む。また、就労準備支援事業については、新たに職業体験等相談員を南北保健福祉センターそれぞれに１名配置することで、委託事業者との連携をさらに強化して一人ひとりに寄り添った支援を実施する。<br>⑥引き続き、学習支援を必要とする世帯への働きかけとともに、待機者解消に向け、最適な実施場所を含めた事業規模の検討を行う。事業効果については、学びと育ち研究所と連携し、参加する子どもたちの学力や非認知能力などの変容を検証していく。<br>②～⑨引き続き、南北保健福祉センター職員等の各支援関係者に対し地域や関係機関との連携に資する研修等を実施する。 |
| 委員の意見 | [平成30年度(平成29年度実績)評価にかかる委員の意見]<br>地域福祉ネットワーク会議と、既存の対象者別会議体の連携を図り、全体としての情報共有、相談体制を構築するとともに、地域のニーズを把握、協議できる仕組みが必要。 |

# 基本目標３　誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

| | 評価指標 | 基準値 | | 方向性 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 成年後見制度利用支援事業の利用者数 | 51 | 人 | ↑ |

| | | |
|---|---|---|
| 主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ） | 取組・方向性①（Ｐｌａｎ） | 虐待やＤＶ被害の防止・早期発見に向け広く市民に対して虐待についての広報・啓発や成年後見等支援センター―の周知を図るとともに、各分野別の相談窓口とも連携を深め市民等から通報があった場合については関係機関をはじめ必要に応じて警察等とも連携し迅速な対応に努める。 |
| | 取組・方向性②（Ｐｌａｎ） | 2か所の保健福祉センターの保健福祉総合相談窓口と、成年後見等支援センターが密接に連携し権利擁護に取り組むために、一体的な設置を進める。 |
| | 関連主要事業 | ⑴権利擁護推進事業　⑵成年後見制度利用支援事業（高齢者等、障害者等）⑶障害者虐待防止対策事業　⑷配偶者等暴力に関する支援事業 |
| | ⑴成年後見等支援センターでは市民や事業者等の相談を受け、相談支援件数は増加する一方、当事者の判断能力が低下し、滞納や債務により周囲とトラブルになるも支援を拒否する対応困難ケースの増加など支援が長期化する傾向がみられた。（相談対応件数　H30：868件　R1:781件、うち支援修了件数　H30:700件　R1:591件）また、指定相談支援事業所の連絡会や家族会等での成年後見制度周知のための研修や講師派遣を行った。成年後見業務を行う市民後見人の要請等を行い6人（6件）が活動中となった。（H30:10人（10件））<br>⑵成年後見等開始の申し立て及び経済的理由で制度利用が困難と認められる者に対して助成を行った。（事業利用件数　①高齢者　H30:128件　R1:152件、②障害者　H30：29件　R1：35件）<br>⑶南北保健福祉センターを「障害者虐待防止センター」と位置づけて、常時の通報受付体制を確保した。（通報・相談件数　H30:47件　R1：31件、うち虐待認定　H30：5件　R1：4件）また、虐待防止制度や緊急通報先を一層周知するため、障害者虐待に見識のある専門家を講師として招き、相談・就労・生活支援に係る指定事業所を対象に合同研修会を開催した。<br>⑷配偶者暴力相談支援センターにおいては、DVと児童虐待が密接な関係があることを踏まえ、子どもの育ち支援センターから南北保健福祉センターに派遣されている児童ケースワーカーと緊密な連携を図りながら相談対応を実施した。（DV相談件数　H30:531件　R1：473件、DV証明書の発行等　H30：123件　R1：144件） | |
| | | 市社協が実施している福祉サービスの利用援助事業を推進することにより、後見には至らないが支援の必要な人の自立と社会参加を進める。 |
| | 関連主要事業 | ⑴社会福祉関係団体等補助金 |
| | ⑴社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会（市社協）の実施する福祉サービス利用援助事業（成年後見制度の利用に至らないが、判断能力に不安のある高齢者等を対象に金銭管理等を行う事業）の相談件数は増加したが、契約件数については伸び悩んだ。（相談件数　H30：1,501件　R1：1,770件、契約件数　H30：77件　R1:80件）（活動指標③）<br>⑴契約件数の増加に向けて市社協と協議を進め、制度利用にかかる標準処理期間の短縮等、利用しやすい制度へと改善に取り組んだ。 | |

| 取組・方向性 | 活動指標 | 方向 | 基準値 年度 | 基準値 数値 | 基準値 単位 | 実績値 H29 | 実績値 H30 | 実績値 R1 | 実績値 R2 | 実績値 R3 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | （評価指標１を参照） | | | | | | | | | |
| | 考え方 | | | | | | | | | |
| ② | （評価指標１を参照） | | | | | | | | | |
| | 考え方 | | | | | | | | | |
| ③ | 福祉サービス利用援助事業の年間利用件数 | → | H28 | 59 | 件 | 63 | 77 | 80 | | |
| | 考え方 | 福祉サービス利用援助事業が利用しやすい体制を構築することで、利用件数を増やす | | | | | | | | |
| ④ | 要保護児童対策協議会への相談件数 | → | H28 | 2,506 | 件 | 2,423 | 2,566 | 2,709 | | |
| | 考え方 | 要保護児童対策協議会に相談があった児童の相談件数を計上する。 | | | | | | | | |
| ⑤ | （活動指標なし） | | | | | | | | | |
| | 考え方 | | | | | | | | | |
| ⑥ | 障害者差別解消法の認知度 | ↑ | H29 | 11.3 | % | 11.3 | － | 14.0 | | |
| | 考え方 | 地域への研修（講座）開催や啓発用リーフレット等を活用し、認知度を増やす。 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 考え方 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 考え方 | | | | | | | | | |

# 展開方向２　権利擁護の推進

| 実績値 | | | | | 説明等 | 施策評価の目標値(R4) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | | |
| 123 | 157 | 187 | | | 権利擁護の推進を評価するために、成年後見制度利用支援事業の利用者数を増やす。 | ― |

| | |
|---|---|
| 取組・方向性④（Ｐｌａｎ） | 権利擁護にかかる様々な関係機関が連携するネットワークの強化に努め、福祉サービスの利用支援、虐待等の早期発見、迅速な対応などの取り組みを進める。 |
| 関連主要事業 | ⑴尼崎市要保護児童対策地域協議会運営事業　⑵権利擁護推進事業　⑶成年後見制度利用支援事業（高齢者等、障害者等）⑷障害者虐待防止対策事業 |
| ⑴尼崎市要保護児童対策地域協議会において、児童虐待防止等に関する機関との連携を図り、虐待の発見や早期予防など要保護児童等対策の促進を図った。（活動指標④）<br>⑴西宮子ども家庭センターへの職員派遣研修（２人）、支援者としてのあり方研修等、人材育成を行った。<br>⑵⑶取組・方向性①⑴⑵参照<br>⑷虐待防止制度や緊急通報先を一層周知するため、障害者虐待に見識のある専門家を講師として招き、相談・就労・生活支援に係る指定事業所を対象に合同研修会を開催した。 | |
| 取組・方向性⑤（Ｐｌａｎ） | 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の取り組みについて、今後設置される協議会において、広報・啓発を図るとともに、障がい者差別の相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取り組みに努める。 |
| 関連主要事業 | ⑴差別解消・コミュニケーション支援等検討事業 |
| ⑴障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組を行っていくため、「障害者差別解消支援地域協議会」において、新たな啓発用パンフレットの作成や活用方法等の協議に取り組んだ。また、新たに制定された「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」の周知パンフレットにも障害者差別解消法の概要等を掲載することで、周知・啓発を図った。 | |
| 取組・方向性⑥（Ｐｌａｎ） | ⑴市職員に対して虐待やDV防止、差別解消に向けた研修等に取り組む。 |
| 関連主要事業 | ⑴差別解消・コミュニケーション支援等検討事業　⑵配偶者等暴力に関する支援事業 |
| ⑴障害者差別解消法の趣旨や重要性等に対する意識の醸成を図るため、引き続き、新任課長や新採職員を対象とした「職員対応要領」の研修を開催したほか、差別解消に係る制度周知を図るため、既存の啓発用リーフレットを増刷して全公立中学校に配布するとともに、各中学校に対して、障害当事者が参加する授業や教員研修の案内を行った。<br>⑵令和2年1月に関係職員のスキルアップを図るための「DVと児童虐待研修」を実施し、47名が受講した。また、配偶者暴力相談支援センター相談員に対し、困難事例への対応力強化や資質向上のため、有識者アドバイザーによる助言・指導を9回実施した。 | |

| | |
|---|---|
| 計画の評価（Ｃｈｅｃｋ） | ①②④成年後見等支援センターにおける対応困難ケースや児童虐待の相談件数等が増加する中、引き続き、南北保健福祉センターを中心として関係機関が連携した相談支援の充実を図るとともに、虐待等に対応する関係機関職員の人材育成を図る必要がある。<br>③制度利用を拒否する人の説得や、対応困難ケースに時間を取られ、契約件数が伸び悩んでいることが課題である。<br>④成年後見制度の利用を必要とする個別ケースの支援にあたっては、地域包括支援センターや相談支援事業所など関係機関が役割分担のうえ連携した支援につながるように「地域連携ネットワーク」機能の強化が必要である。また、成年後見制度利用促進のためには、相談活動の充実に加え、市民や各種団体に対して制度理解を図るための周知啓発が重要である。<br>⑤障害者差別解消法の認知度は、令和2年2月に実施したアンケート調査結果で14.0%(参考：平成29年7月 11.3%)と、障害当事者等においても未だ低い状況にあるため、引き続き、地域への啓発等に取り組む必要がある。<br>⑥市職員に対する虐待、DV防止などの研修の実施や差別解消に向けた取り組みは進められており、引き続き、障害者差別解消法に基づく「職員対応要領」等が全ての市職員の内部的規範となるよう、研修の機会等を設けて周知を図っていくことが必要である。 |
| 今後の取り組み（Ａｃｔ） | ①②④引き続き、南北保健福祉センターやいくしあ等の関係部局や関係機関が連携した権利擁護にかかる相談支援の充実を図るとともに、西宮子ども家庭センターへの職員派遣研修を継続する等、児童相談所の設置も見据えた人材育成等に努める。<br>③市社協と協議を行い、各支援関係者との役割分担等の整理や、対応マニュアル作成、支援関係者への周知を行う等による処理の迅速化を図る。<br>④相談や啓発、地域連携ネットワーク機能の強化など市が成年後見制度基本計画で定める内容について、次期地域福祉計画に包含して盛り込むことも含め検討していく。<br>⑤障害者差別解消法や制度の周知・啓発に向けては、継続的に実施している講座や研修会等に新たなパンフレットを活用するほか、「障害者差別解消支援地域協議会」を定期的に開催し、引き続き、差別事例の共有やその解消に向けた取組、効果的な啓発手法等について協議する。<br>⑥「職員対応要領」の研修について、これまでに作成した各種パンフレット等を活用し、引き続き、市の新任課長や新採職員を対象とした研修メニューとして、定期的に開催する。 |
| 委員の意見 | |

# 基本目標３　誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

| | 評価指標 | 基準値 | | 方向性 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 福祉事業者が地域へ福祉等に関する情報発信をしている割合 | 28.8 | % | ↑ |
| 2 | 意思疎通支援事業の利用者数 | 81 | 人 | ↑ |

| 主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ） | | |
|---|---|---|
| | 取組・方向性①（Ｐｌａｎ） | 市の関係各課が連携しながら、福祉事業者に行う指導監査等の充実を図るとともに、利用者から寄せられた苦情相談を対応窓口につなぐなど、苦情解決体制の向上を図る。 |
| | 関連主要事業 | ⑴社会福祉法人指導監査等事業 |
| | ⑴社会福祉法人及び社会福祉施設等に関しての苦情等があった場合、法人指導課と事業担当課が連携し、関係者からできるだけ早急に事情の聞き取りを行うことや、実態の把握の必要性が高いと判断するものについては、優先して実施調査を行うなど、実地指導を効果的に行った。また、通常の実地指導時においても、施設や事業所内の苦情処理の体制（受付・解決など）の状況を確認し、状況に応じて指導、助言していくことで、問題発生を未然に防ぐことができるように取り組んだ。（活動指標①） | |
| | 取組・方向性②（Ｐｌａｎ） | 障害のある市民や外国人市民などで意思疎通に課題を抱える市民に対し、市報や市のホームページに加えて、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）など様々な媒体を通じて、必要な情報を取得するための制度等の情報提供に努める。 |
| | 関連主要事業 | ⑴市報、市HPの活用による情報発信　⑵多文化共生社会推進事業 |
| | ⑴障害福祉サービス等の内容をまとめた「福祉の手引き」を毎年更新し、市ホームページを活用して広報に努めている。また、「市報あまがさき」の点訳・音訳である「点字あまがさき」「声の広報」や「議会だより」等を発行するとともに、市報においては、障害のある人への「お知らせ欄」にファックス番号を併記するなど、障害のある人に資する施策やまちの情報等の提供を行った。<br>⑵外国籍住民の日常生活をサポートする情報を掲載した5か国語対応（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・ベトナム語）の「あまがさきスタートガイド」にQRコードを掲載することで、必要な情報にスムーズにアクセスできるよう工夫を行うとともに、これまで配置していた地域振興センター12カ所に加え、外国人への相談対応を行う南北保健福祉センターや各サービスセンター、市内大学施設にも設置した。<br>⑵外国籍住民の現状と課題を把握するため、「外国籍住民聞き取りアンケート」（97人）及び「外国籍住民わいわいトーキング」（5人）を実施し、ごみの出し方、災害時等の情報収集や友達が欲しいことなど言語や文化の違いから生活に関する情報収集や地域住民との交流に関して課題があることが分かった。 | |

| 取組・方向性 | 活動指標 | 方向 | 基準値 年度 | 基準値 数値 | 基準値 単位 | 実績値 H29 | 実績値 H30 | 実績値 R1 | 実績値 R2 | 実績値 R3 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | 苦情等による実地指導等件数 | ↓ | H28 | 25 | 件 | 16 | 70 | 44 | | |
| | 考え方　社会福祉法人及び社会福祉施設等に関しての情報提供、苦情、相談等に係る実地指導等件数を減らす | | | | | | | | | |
| ② | 外国語のできる職員登録者の活動実績 | ↑ | H28 | 14 | 件 | 4 | 1 | 0 | | |
| | 考え方　外国語のできる職員登録者が活動した実績数を増やす | | | | | | | | | |
| ③ | （評価指標２を参照） | | | | | | | | | |
| | 考え方 | | | | | | | | | |
| ④ | 活動指標なし | | | | | | | | | |
| | 考え方 | | | | | | | | | |
| ⑤ | 活動指標なし | | | | | | | | | |
| | 考え方 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 考え方 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 考え方 | | | | | | | | | |

# 展開方向３　適切な福祉サービスの提供と情報利用の推進

| 実績値 | | | | | 説明等 | 施策評価の目標値(R4) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | | |
| ― | ― | ― | | | 福祉サービスを提供する福祉事業者が、地域に対する情報の発信ができているかどうかを評価するために、アンケート調査において、福祉事業者が地域への福祉等に関する情報発信をしていると回答した割合を増やす。 | ― |
| 81 | 99 | 99 | | | 課題を抱えた方の情報利用が推進できているかどうかを評価するために、意思疎通支援事業における手話通訳及び要約筆記の利用者数を増やす。 | ― |

| | |
|---|---|
| 取組・方向性③（Ｐｌａｎ） | 障がい特性に応じて、必要な情報が合理的な配慮のもとで適切に確保、利用できるよう、広報、啓発等に取り組む。 |
| 関連主要事業 | ⑴意思疎通支援事業　⑵差別解消・コミュニケーション支援等検討事業　⑶手話言語普及啓発事業 |

⑴聴覚障害者、音声・言語機能障害者及び視覚聴覚重複障害者(盲ろう者)が、公的機関及び医療機関等に赴く等、社会生活上外出が必要不可欠なときにおいて、適当な付き添いが得られない場合に派遣する意思疎通支援者の派遣実績は、昨年度を下回ったものの、平成25年度の956件・80人に対して令和元年度で1,118件・92人と増加傾向にある。また、意思疎通支援者の養成にあたっては、新たに「失語症者向け支援者」の養成講座を開講するなど受講機会の拡大に取り組んでいる。
⑵障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組を行っていくため、地域の関係機関で構成する障害者差別解消支援地域協議会において、新たな啓発用パンフレットの作成や活用方法等の協議に取り組んでいる。また、新たに制定された「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」の周知パンフレットにも障害者差別解消法の概要等を掲載することで、周知・啓発を図っている。
⑶手話の普及等に向けては、手話ハンドブック・啓発パンフレットを各種講座やイベントで配布するほか、「はじめての手話講座」などの講習会を4講座開催し、計30人の参加があった。

| | |
|---|---|
| 取組・方向性④（Ｐｌａｎ） | 個人の課題や地域が抱える課題を共有し、解決策を検討するために、行政がもつ様々な情報を、「尼崎市個人情報保護条例」等の規定に基づく適正な取り扱いのもと、必要に応じて本人等の同意を得ながら、地域の関係者や団体、専門機関の間で共有する方法について検討する。 |
| 取組・方向性⑤（Ｐｌａｎ） | 将来的な取り組みとして、見守りや支え合いを支援するためにICT（情報通信技術）を活用して、個人情報を含めた様々な情報を集約、関係機関間で共有し、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい・防犯・防災に係るサービスを一体的に提供する仕組みについて検討を進める。 |
| 関連主要事業 | ⑴地域福祉推進事業　⑵在宅医療・介護連携推進事業　⑶生活困窮者自立相談支援事業 |

⑴6地区の地域福祉ネットワーク会議には、地域の特性の応じた多様な活動主体に加え、新たに地域振興センターが参画し、地域福祉活動の担い手不足や要配慮者支援等の地域課題の共有、解決に向けた話し合いが行われた。
⑵在宅医療・介護連携体制の充実を図るために、ケアマネジャー等の支援者が在宅医療を支える地域の医療機関を把握することのできる在宅医療機能マップシステム（あまつなぎ機能マップシステム）の運用を開始した。
⑶出席者に守秘義務をかけることで、支援対象者の同意を待たずに、速やかに支援機関相互の情報共有と支援策の検討を行う「個別支援会議」を新たに設置し6回開催した。会議開催により、単独の支援機関では知り得なかった情報が共有でき、多角的な支援策を検討することができた。

| | |
|---|---|
| 計画の評価（Ｃｈｅｃｋ） | ①効果的な実地指導を進めることで、適切な福祉サービスの提供に寄与している。<br>②外国籍住民が行政へ相談しやすい環境を整備し、ニーズの把握を行うとともに、外国籍住民同士及び外国籍住民と日本人が交流する場づくりが必要となる。<br>③養成講座の修了者数は増加傾向にあるものの、午前開催の講座の受講者数が少ないことや派遣事業の支援登録者数がほぼ横ばいであるため、引き続き、支援者の増加に向けた取組が必要となっている。<br>④⑤６地区の地域福祉ネットワーク会議では、高齢者支援や担い手づくりの課題など、様々な地域の福祉課題が話し合われている。こうした福祉課題の解決には、様々な社会資源の把握や共有が課題となっている。また、個々に複合的な課題を抱えた支援を要する人には、「個別支援会議」を活用するなど、関係機関が相互の役割を理解し連携した支援を行っていく必要がある。 |
| 今後の取り組み（Ａｃｔ） | ①関係各課が連携しながら、福祉事業者に行う指導監査等の充実を図るとともに、利用者から寄せられた苦情相談を対応窓口につなぐなど、引き続き苦情解決体制の向上を図る。<br>②新型コロナウイルス感染症の情報など必要な情報が外国籍住民に届くよう、やさしい日本語の活用や、可能な限り多言語での情報発信に努める。また、テレビ通訳・電話通訳を導入し、外国籍住民が行政に相談しやすい環境を整備する。<br>③派遣事業は潜在的な利用ニーズが高いことや対象とする派遣理由の拡充を求める声が多いため、事業の運用方法等の検討を行う。また、意思疎通支援者確保に向け、引き続き、各養成講座の実施や手話講習会での支援内容の紹介などに取り組む。<br>④⑤様々な地域情報を共有することで、様々な団体が参画する仕組みづくりについて検討を行う。また、「個別支援会議」の活用により、関係機関との一体的支援を図るなど、円滑な支援体制の構築を目指す。 |
| 委員の意見 | |

# 基本目標３　誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

| | 評価指標 | | 基準値 | | 方向性 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 地域にお住まいの要配慮者（災害時要援護者）の避難支援のために日頃から「取り組んでいる（取り組もうとしている）」と答えた市民等の割合 | 市民 | 22.2 | % | ↑ |
| | | 民児童委員 | 82.1 | % | |
| | | 福祉事業者 | 75.2 | % | |
| 2 | 避難行動要支援者名簿情報の提供を行った地域団体数 | 連協 | ― | | ↑ |
| | | 福祉協会 | | | |

**主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ）**

| | |
|---|---|
| 取組・方向性①（Ｐｌａｎ） | 避難行動要支援者名簿を整備するとともに、災害時に備えて普段からの顔の見える関係づくりや、避難支援を通じた地域づくりの大切さを知ってもらうための啓発を行う。 |
| 関連主要事業 | ⑴災害時要援護者支援事業　⑵地域福祉推進事業　⑶地域の防災力向上事業　⑷防災対策等事業 |

⑴⑵地域の集まりや市政出前講座等の機会に啓発(R1：32回)を行ったほか、若い世代が新たな地域の防災活動の担い手となるよう、防災学習を希望する大学と地域団体をつなぐほか、学生等が地域や当事者団体、社会福祉施設と協働する防災訓練等の取組を支援した。(R1：県立尼崎小田高校17回、県立尼崎西高校5回、関西大4回、関西国際大学2回)
⑵防災ブックの改訂に併せて、「自助」「共助」の重要性について市報・市ホームページに掲載したほか、中央北生涯学習プラザにおいて市民活動団体、学生等による防災活動のパネル展示や尼崎市ケアマネジャー協会と共催による防災×福祉セミナーの実施等、地域住民や福祉専門職の防災意識の向上に取り組んだ。(活動指標①)
⑶⑷「1.17は忘れない」地域防災訓練に地域の要配慮者施設に参加いただく中で、地域団体とともに避難訓練を体験してもらったほか、自主防災会の防災訓練を支援した中で、民生児童委員と高校生が一緒に要援護者の安否確認を行う訓練が行われるなど、防災訓練を通じ、様々な世代が参加し、地域のつながりと、共助意識の醸成が図られた。

| | |
|---|---|
| 取組・方向性②（Ｐｌａｎ） | 指針をもとに平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うための支援体制について市民、事業者、関係団体、関係機関とともに整備する。 |
| 関連主要事業 | ⑴災害時要援護者支援事業　⑵地域の防災力向上事業　⑶防災対策等事業 |

⑴地域の集まりや市政出前講座等の機会に啓発を行った結果、新たに1つの社会福祉連絡協議会、8つの福祉協会が避難行動要支援者名簿を受領し、日頃の見守り、声かけ(R1：19団体)や名簿を活用した避難訓練(R1：8団体)などの取組が進められた。
（評価指標１）
⑴尼崎ケアマネジャー協会の災害対策委員会に参画し協力体制などの協議を行うとともに、大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会(JRAT)の関係者と情報共有に向けた意見交換を行った。
⑵防災知識の学習や災害時におけるまちのリスクや資源の確認、住民相互の情報共有を図るため、地域住民による「防災マップづくり」の支援に取り組んだ結果、防災マップを作成した地域は平成30年度から9地域増の70地域となった。
⑵市内75自主防災会のうち54団体が取り組んだ防災訓練等の活動を支援した。また、様々な地域活動の主体により構成された園田北小学校区まちづくり協議会の防災活動を支援し「防災マニュアル」の作成に取り組んだ。
⑶尼崎市防災総合訓練では要配慮者を交えた避難誘導訓練などの実動訓練を中心に、災害時における情報伝達を重視した内容を新たに取り入れるとともに、「1.17は忘れない」地域防災訓練においては、日本医師会災害医療チーム(JMAT)と合同で要配慮者に対するトリアージを想定した訓練を実施するなど、関係機関との総合協力体制を構築して防災意識の高揚・防災技術の向上を図った。

| 取組・方向性 | 活動指標 | 方向 | 基準値 年度 | 基準値 数値 | 基準値 単位 | 実績値 H29 | 実績値 H30 | 実績値 R1 | 実績値 R2 | 実績値 R3 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | 指針を活用した市民への啓発実施数 | ↑ | H28 | 0 | 回 | 27 | 35 | 32 | | |
| | 考え方：地域の集まりや市政出前講座、地域や事業所の訓練等の機会に啓発を行った回数を増やす | | | | | | | | | |
| ② | （評価指標２） | | | | | | | | | |
| | 考え方： | | | | | | | | | |
| ③ | 福祉避難所指定数 | ↑ | H28 | 20 | 施設 | 22 | 25 | 36 | | |
| | 考え方：要配慮者のうち特に支援を要する人の受け入れを行うための福祉避難所の指定数を増やす | | | | | | | | | |
| ④ | 福祉避難所開設・運営マニュアル作成数 | ↑ | H29 | 0 | カ所 | 0 | 0 | 4 | | |
| | 考え方：福祉避難所ごとの個別の開設・運営マニュアルの作成数を増やす | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

# 展開方向４　要配慮者（災害時要援護者）支援の推進

| 実績値 H29 | 実績値 H30 | 実績値 R1 | 実績値 R2 | 実績値 R3 | 説明等 | 施策評価の目標値(R4) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ― | ― | ― | | | 要配慮者（災害時要援護者）支援の推進を評価するため、アンケート調査において、市民、民生児童委員、福祉事業者が要配慮者（災害時要援護者）の避難支援のために日頃から「取り組んでいることはない」「不明」以外の項目を回答した割合を増やす。 | ― |
| ― | ― | ― | | | | |
| ― | ― | ― | | | | |
| 7 | 15 | 16 | | | 避難行動要支援者名簿を受け取った地域の団体の数を増やす。<br>（目標設定が困難なため、実績値のみを表記。社会福祉連絡協議会内のすべての福祉協会に名簿提供が完了した場合、1社会福祉連絡協議会として計上し直している。） | ― |
| 14 | 34 | 29 | | | | |

| | |
|---|---|
| 取組・方向性③（Ｐｌａｎ） | 社会福祉施設等に福祉避難所の設置等についての協力要請を行ない、福祉避難所の拡大等に努める。 |
| 関連主要事業 | ⑴災害時要援護者支援事業 |

⑴福祉避難所の拡充に向け社会福祉施設を中心に協議を進め、新たに障害者支援施設9施設、特別支援学校1校、ひと咲きタワーを福祉避難所に指定し、令和元年度末で福祉避難所指定数が36カ所となった。（活動指標③）

| | |
|---|---|
| 取組・方向性④（Ｐｌａｎ） | 福祉避難所において要援護者が安心して避難生活を送ることができるよう、災害時要援護者支援連絡会等での意見を踏まえて、運営マニュアル等の作成を進める。 |
| 関連主要事業 | ⑴災害時要援護者支援事業 |

⑴福祉避難所指定10施設において開設運営マニュアルの作成支援を行い、4施設でマニュアルが作成された。また2施設においてマニュアルに基づく開設運営訓練の支援を行った。（活動指標④）

| | |
|---|---|
| 計画の評価（Ｃｈｅｃｋ） | ①②地域の防災意識を高め、要配慮者（災害時要援護者）支援に取り組む支援関係者を増やすために、社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会（市社協）や福祉専門職等の支援関係者と関係部局が連携しながら、市民の共助意識を高めていく必要がある。<br>②福祉的な配慮が必要となる要配慮者の避難支援にあたっては、災害時に速やかに福祉専門職からの受援（応援の受入）体制を構築する必要がある。<br>③④引き続き、災害時の福祉避難所の円滑な開設運営に向け、各施設におけるマニュアル作成や訓練等の実施を支援していく必要がある。 |
| 今後の取り組み（Ａｃｔ） | ①引き続き、高校生、大学生の防災教育の支援や市政出前講座等の様々な機会を捉えて「自助」「共助」の重要性の周知啓発を進めるとともに、みんなの尼崎大学の取組と連携した共助意識を高めるための情報発信について検討を行う。<br>②避難行動要支援者や支援関係者等の情報の管理や、地図上で位置情報の可視化が行えるシステムの導入とともに、共助による避難支援の仕組みづくりに向けて市社協や地域振興センターと連携し、個別支援計画の段階的な作成支援に取り組む。併せて、福祉専門職からの受援体制を整備するとともに、災害時に福祉専門職の支援を受けるためのマニュアルを策定する。<br>③④引き続き、福祉避難所の拡充に向けて、様々な施設と協議を行う。また、引き続き、福祉避難所指定施設のマニュアル作成を支援するとともに、施設での福祉避難所開設運営訓練の実施に取り組む。 |
| 委員の意見 | |

# 基本目標３　誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

| | 評価指標 | 基準値 | | 方向性 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合 | 58.8 | % | ↑ |

| 主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ） | | |
|---|---|---|
| | 取組・方向性①（Ｐｌａｎ） | インターネット被害などの新たな手口や被害について、高齢者等の見守り活動等とも連携するなど、子どもから高齢者までの様々な世代に向けた消費者教育や啓発活動を行う。 |
| | 関連主要事業 | ⑴消費生活安全推進事業、⑵消費者行政活性化事業、⑶「こども安全・安心・便利」情報提供事業 |
| | ⑴消費者の権利と安全を守るため、消費者問題、契約に関する相談・苦情を受け付け、消費者被害の回復・救済を図った。うち、多重債務に関する相談については、弁護士又は司法書士による特別相談を受付け、自立した生活の確保に向けた最善の処理方法をアドバイスした。また、特殊詐欺の被害者となりやすい高齢者に対し、入電時に”特殊詐欺防止のため会話を録音する”旨の音声と共に自動で録音を開始する自動通話録音機の貸し出しを令和元年度に23台、受話器を上げると飛び出す「啓発手形POP」を148枚設置する等して、被害の未然防止を図ったことにより、令和元年の特殊詐欺認知件数は48件（前年比73件減）と大幅に減少した。（活動指標①）<br>⑵若年層の消費者被害の防止のため、小・中学生向けの啓発チラシを作成し、児童生徒に配付した。<br>⑶引き続き、就学前児童の保護者などに、携帯電話等のインターネット機能を活用して、警察からの不審者情報など子どもの「安全と安心」に関する緊急情報を発信し、地域の子どもを犯罪などから守ることに取り組んだ。 | |
| | 取組・方向性②（Ｐｌａｎ） | 防犯力の高い地域コミュニティづくりを目指して、普段の散歩等、市民それぞれの日常生活の中で気軽に参加できる防犯活動等の取り組みを進める。 |
| | 取組・方向性③（Ｐｌａｎ） | 街頭犯罪防止や安全・安心を確保する観点から、防犯カメラの設置効果について検証を行い、今後のあり方について検討を進める。 |
| | 関連主要事業 | ⑴街頭犯罪防止等事業 |
| | ⑴「防犯カメラ設置中」であることを示すステッカーを、店舗だけでなく、市内小学校・特別支援学校の校門に設置された防犯カメラ付近にも掲示するなど、令和2年3月末時点で協力店舗を含め合計437箇所に掲示している。また、防犯カメラを設置する地域団体等（24団体）に補助を行ったことで、累計155台の防犯カメラが地域によって設置されるなど、地域の防犯力の向上に寄与した。また、令和元年のひったくり認知件数は38件となり、前年度比べ増加したが、昨年に引き続き低い認知件数で推移しており、職員による土日祝日・昼夜を問わない青色防犯パトロールや可動式防犯カメラの設置運用などの取組効果が出たと考えられる。（活動指標②） | |

| 取組・方向性 | 主な活動指標 | 方向 | 基準値 年度 | 基準値 数値 | 基準値 単位 | 実績値 H29 | 実績値 H30 | 実績値 R1 | 実績値 R2 | 実績値 R3 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | 消費生活センター（尼崎市消費者協会）相談件数 | ↑ | H28 | 3,164 | 件 | 3,036 | 3,418 | 3,364 | | |
| | 考え方：尼崎市消費者協会に委託して実施している消費生活や消費者問題に関する相談件数を増やす | | | | | | | | | |
| ② | ひったくり認知件数（※年計） | ↓ | H28 | 42 | 件 | 59 | 16 | 38 | | |
| | 考え方：尼崎市内におけるひったくり認知件数を減らす | | | | | | | | | |
| ③ | ②を参照 | | | | | | | | | |
| | 考え方： | | | | | | | | | |
| ④ | 放置自転車台数 | ↓ | H28 | 570 | 台 | 319 | 257 | 158 | | |
| | 考え方：市内全駅の駅前放置自転車台数（放置禁止区域内）を減らす | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 考え方： | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 考え方： | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 考え方： | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 考え方： | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 考え方： | | | | | | | | | |

# 展開方向５　安全・安心に暮らせる環境整備

| 実績値 | | | | | 説明等 | 施策評価の目標値(R4) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | | |
| 56.2 | 60.8 | 59.7 | | | 安全・安心に暮らせる環境が整備されているかどうかを評価するために、総合計画のアンケート調査における日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合を増やす。 | 80.0 |

| | |
|---|---|
| 取組・方向性④（Ｐｌａｎ） | 快適に安心して住み続けられる住宅・住環境の整備を促進するとともに、放置自転車の対策など、誰もが安全・安心に暮らしやすい環境整備に取り組む。 |
| 関連主要事業 | ⑴駅周辺放置自転車対策事業、⑵分譲マンション共用部分バリアフリー化助成事業　⑶市営住宅建替等事業 |

⑴JR塚口、JR猪名寺、阪神武庫川、阪神尼崎センタープール前、阪神大物、阪神杭瀬駅にある経年劣化で汚損、破損しているバリケード等をサインキューブへ順次置き換えるとともに、商業施設改装に伴う駐輪場不足を防止するため、商業施設及び共同住宅における駐輪場附置義務の条例施行規則を改正し、令和元年5月1日に施行した。
⑴また、令和元年6月と令和2年2月に土曜日の放置自転車撤去を試行的に実施し、平日と比較し大きな差がないことを確認した。また、駐輪場の利用動向を踏まえ、定期利用スペースを一時利用の受入れ場所とし、駐輪場の利用促進に努め、放置自転車の減少に向けて取り組んだ。
⑵建設当時バリアフリーの規定が無かった市内分譲マンションの管理組合を対象に、共用部分のバリアフリー化改修費用の一部を助成することで、高齢期等に適した住宅を整備し、地域における良質な住宅ストックの形成と住環境の向上を図った。
⑶市営住宅のバリアフリー性能を確保するため、市営住宅を建て替える際には、エレベーターを設置するとともに、室内のバリアフリー化を図ることとしており、令和元年度は市営西昆陽・宮ノ北住宅の建替事業を進めた。

| | |
|---|---|
| 計画の評価（Ｃｈｅｃｋ） | ①高齢者を対象とした特殊詐欺の被害が本市では減少に転じたところであるが、引き続き関係機関との更なる連携を図り、被害未然防止に向けて情報の共有化と意識啓発に取り組む必要がある。また、多岐にわたる消費者トラブルが発生している中、成年年齢を18歳に引き下げる改正民法が令和4年4月に施行されることに伴い、親権者の同意がなく契約などの法律行為が可能になることから、社会経験の少ない若年層を対象とした消費者教育を教育機関等と連携しながら推進し、若年層の消費者被害を未然に防止する必要がある。<br>②③今後、さらなる成果を上げるためには、ひったくりや自転車盗難当の防止に加え、その他の犯罪等についても時勢に応じて対応していく必要があり、これまで培ってきたノウハウを活かし、より高度で効果的な対策を検討する。<br>④市営・民間住宅のバリアフリーを計画的に進めることで、バリアフリーの住まい・まちづくりが進められた。市営住宅の建替えを計画的に進めることで、バリアフリー性能が確保された市営住宅が増えている。また、放置自転車対策については、平日を含めた夜間の繁華街の台数が、日中に比べ多い傾向にあるため対策が必要である。 |
| 今後の取り組み（Ａｃｔ） | ①②③引き続き、特殊詐欺や悪質商法被害の未然防止に向けた対策を関係機関と連携を図りながら実施するとともに、相談員の直営化に伴い、より一層機動的かつ能動的な消費者相談の検討を行う。また、若年層の消費者被害の防止のため、教育機関等と連携し、成年としての消費行動の心構えや契約の重要性など、若年層向けの講座や啓発等を実施することで、若年層の消費者被害の未然防止を図るとともに、現在実施している弁護士等による法律相談の活用などを含め、県消費生活総合センターや警察関係機関等と連携し、消費者被害の防止や救済に取り組む。<br>④引き続き、市営住宅のバリアフリー化を図るため、尼崎市営住宅建替等基本計画を着実に進める。また、夜間の繁華街の放置自転車は店舗利用者の一時的な駐輪が多いことが想定されるため、店舗への啓発指導や協力要請を行うことで夜間についても放置できない環境づくりを進める。 |
| 委員の意見 | 【平成30年度(平成29年度実績)評価にかかる委員の意見】<br>計画の評価①　未成年に対する消費者教育や意識啓発とともに、法律相談の充実など弁護士と連携したネットワークの構築が必要。 |

# 参考資料

# 関連事業一覧

## 第3期「あまがさきし地域福祉計画」関連事業一覧（※令和元年度事業）

| 基本目標 | 展開方向 | 方向性 | No. | R1新規 | 関連事業（市の取り組み）中事業名 | 後期総合計画施策No. | R2所属 | 業務内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1「支え合い」を育む人づくり | (1)福祉学習の推進 | 取組・方向性①<br>地域の集まり、企業内研修など、あらゆる機会を通じて、地域課題に関心や理解を持つ層を増やす取り組みを進める。 | 1 | | 地域福祉推進事業 | 6 | 福祉課 | 「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。 |
| | | | 2 | | 人権啓発活動事業 | 5 | 社会教育課 | 基本的人権が尊重される地域社会の形成に向け人権啓発資料の作成を行うとともに、学習会や講演会を実施し、市民の意識の高揚を図る。 |
| | | | 3 | | 人権啓発事業 | 5 | ダイバーシティ推進課 | 人権問題を正しく理解し、差別意識や偏見を解消するため、人権問題講演会や啓発映画の上映をはじめ各種の啓発事業を行う。 |
| | | | 4 | | 企業内人権研修推進事業 | 13 | しごと支援課 | 事業所における人権意識の高揚に資するため、市内の企業内における人権・同和問題の自主的・継続的学習の促進と人権・同和教育の推進を図っている企業人権・同和教育合同研究会の事務局業務を委託するとともに、各種研修会・講演会を開催することにより、企業内における人権啓発活動の促進を図る。 |
| | | | 5 | | 生涯学習推進事業 | 2 | 生涯、学習！推進課 | 生涯にわたって、自己の能力や個性を伸ばすことができる生涯学習社会の形成に向けた幅広い分野の学習機会を提供する。 |
| | | 取組・方向性②<br>交流・体験などを通じて仲間づくりや福祉活動への参加を促すなど、参加者自身が自らの知識や能力を活用し、主体的に参加する意欲を高める取り組みを進める。 | 6 | | みんなの尼崎大学事業 | 1 | 生涯、学習！推進課 | 地域づくりに取り組む“人づくり”に向け、みんなの尼崎大学がプラットホームとなり、市内の学びの情報やその魅力を発信するなど、市民の主体的な学習や活動を支援することにより、学びを通じて地域や社会に興味を抱く、また、学びの成果を活動に活かすことのできる環境づくりに取り組む。 |
| | | | 7 | | 生涯学習推進事業 | 2 | 生涯、学習！推進課 | 生涯にわたって、自己の能力や個性を伸ばすことができる生涯学習社会の形成に向けた幅広い分野の学習機会を提供する。 |
| | | | 8 | | 尼崎学びのサポート事業 | 2 | 社会教育課 | 学習活動の成果が市民主体のまちづくりにつながり、そのまちづくりの活動過程が学習になるような循環型の生涯学習環境の実現を図る。 |
| | | | 9 | | 人権啓発リーダー育成事業費 | 5 | 社会教育課 | 市民の自主的な人権学習の推進を図るため、学習会等で助言する身近なリーダーの育成を行うとともに、研修会に人権教育指導者を派遣するなど、市民の学習の促進と充実を図る。 |
| | | 取組・方向性③<br>子どもや学生が地域と関わり、地域に対する愛着や誇りが育まれるよう取り組む。 | 10 | | 学社連携推進事業 | 2 | 社会教育課<br>学び支援課 | 学習の成果を地域社会に生かすことのできる人づくり・しくみづくりを推進するため、地域の方々の活動や学習を支援するとともに、その成果を子どもたち・地域へ還元する機会の創出を図る。 |
| | | | 11 | | トライやる・ウィーク推進事業 | 3 | 学校教育課 | 地域の事業所等を活動場所として、班単位（1班2～6人）でさまざまな体験活動（農林水産体験活動、職場体験活動、文化・芸術創作体験活動、ボランティア・福祉体験活動、等）を行う。<br>対象：市立中学校・あまより特別支援学校　18校　期間：9月、11月を中心とし、1校あたり5日（令和元年度実績） |
| | | | 12 | | ティーンズミーティング開催事業 | 4 | こども青少年課 | 条例の理念である「子どもの人権を尊重することを基本として子どもの育ちを地域社会全体で支える」ために、当事者である子ども同士の話し合いを通じて、思い・考えを聴き、必要に応じ、子ども関連事業の構築等につなげるとともに、地域住民等が、今の子どもの育ちに関心をもち、関わる可能性を高めることを目的としている。 |
| | | | 13 | | 支え合いの人づくり支援事業 | 6 | 福祉課 | 高校生、大学生が尼崎市の福祉に関する地域課題解決のために行う学習と市内の市民活動団体と協働して地域貢献活動を行う際に必要となる交通費等の経費の一部を補助する。 |
| | | 取組・方向性④<br>次の担い手の育成に取り組むために、若い世代が地域課題の解決を体験的に取り組むことを推進する。 | 14 | | 社会福祉関係団体補助金 | 6 | 福祉課 | 尼崎市社会福祉協議会が運営するボランティアセンター等への補助を行い、ボランティア活動等を推進する。 |
| | | | 15 | | あまがさきチャレンジまちづくり事業 | 1 | 協働推進課 | 地域住民が自ら地域の課題解決に取り組むなど主体的な地域コミュニティの形成を促進するため、地域で活動を行う団体・グループが実施する事業や高校生が地域の魅力向上や課題解決のために行う事業に対して支援を行う。 |
| | | | 16 | | 支え合いの人づくり支援事業<br>（福祉課題の解決に受けた体系的な学びの場支援） | 6 | 福祉課 | 新たな地域福祉活動の担い手を育むことを目的として、市の関係各課が他団体と共催し、福祉に関する講座等を行う場合の経費等の一部を支出する。 |
| | | | 17 | | 自発的活動支援事業 | 8 | 障害福祉政策担当 | 障害者等やその家族、地域住民等による自発的な活動に対して、その費用の一部を助成することにより、障害者等の社会参加や地域の理解促進を図る。 |
| | | | 18 | | 救急業務体制充実強化事業<br>（救急救命士の質的向上） | 11 | 救急課 | 高齢化の進展に伴って、救急需要は複雑多様化かつ増加している中、予防救急の推進及び救急業務の質の向上を図り、高齢者等を支える様々な地域の関係機関・団体とのより一層の連携に取り組むため、救急救命士や救急隊員への指導者となる指導救命士を養成する。 |
| | | 取組・方向性⑤<br>「みんなの尼崎大学」の取り組みを活用し、福祉課題の解決に向けた意識を醸成するための体系的な学びの場を作る。 | 19 | | 支え合いの人づくり支援事業 | 6 | 福祉課 | 高校生、大学生が尼崎市の福祉に関する地域課題解決のために行う学習と市内の市民活動団体と協働して地域貢献活動を行う際に必要となる交通費等の経費の一部を補助する。 |
| | | | 20 | | みんなの尼崎大学事業 | 1 | 生涯、学習！推進課 | 地域づくりに取り組む“人づくり”に向け、みんなの尼崎大学がプラットホームとなり、市内の学びの情報やその魅力を発信するなど、市民の主体的な学習や活動を支援することにより、学びを通じて地域や社会に興味を抱く、また、学びの成果を活動に活かすことのできる環境づくりに取り組む。 |
| | (2)地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援 | 取組・方向性①<br>インターネットを活用してSNS等により、若い世代に向けた地域活動の情報発信に取り組む。 | 21 | | 市民活動情報発信事業 | 1 | 協働推進課 | インターネット上の市民活動ポータルサイト「市民活動の広場あまがさき」において、市民活動団体の情報や様々な事業に関する情報の収集・発信を行うとともに、相互の交流を図ることができる機能を有するポータルサイトを設ける。 |
| | | | 22 | | 市のホームページ、SNS（LINE、Facebook、Twitter）などでの情報発信 | | 各担当課 | 地域の活動を市のホームページ、facebook等で情報を発信する。 |
| | | | 23 | 新 | 情報発信推進事業 | 14 | 広報課 | 戦略的な広報を行うためには、情報発信のクオリティ・コントロール、メディア戦略などに取り組む必要がある。それらを取り組むにあたり、PRやコミュニケーション分野で高い専門知識や実践経験を有する民間事業者から、組織横断的なマネジメントや多岐にわたるアドバイス等の支援を受け、全庁的な発信力の強化を図る。 |
| | | | 24 | | 地域福祉推進事業 | 6 | 福祉課 | 「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。 |
| | | 取組・方向性②<br>若い世代向けのボランティア講座等を行う市社会福祉協議会のボランティアセンターの活動を支援する。 | 25 | | 社会福祉関係団体補助金 | 6 | 福祉課 | 尼崎市社会福祉協議会が運営するボランティアセンター等への補助を行い、ボランティア活動等を推進する。 |
| | | 取組・方向性③<br>「あまがさきチャレンジまちづくり事業」において引き続き、福祉課題の解決に向けた取り組みを支援する。 | 26 | | あまがさきチャレンジまちづくり事業 | 1 | 協働推進課 | 地域住民が自ら地域の課題解決に取り組むなど主体的な地域コミュニティの形成を促進するため、地域で活動を行う団体・グループが実施する事業や高校生が地域の魅力向上や課題解決のために行う事業に対して支援を行う。 |
| | | | 27 | | 地域福祉推進事業 | 6 | 福祉課 | 「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。 |
| | | | 28 | | 支え合いの人づくり支援事業 | 6 | 福祉課 | 高校生、大学生が尼崎市の福祉に関する地域課題解決のために行う学習と市内の市民活動団体と協働して地域貢献活動を行う際に必要となる交通費等の経費の一部を補助する。 |
| | | 取組・方向性④<br>地域福祉活動を希望する人の能力、希望に応じてマッチングを行う仕組みの充実を検討する。 | 29 | | 生活支援サポーター養成事業 | 7 | 介護保険事業担当 | 介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業において、比較的軽度な状態にある要支援者等に対する支援者としての生活支援サポーターを養成する。 |
| | | | 30 | | 社会福祉関係団体補助金 | 6 | 福祉課 | 尼崎市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターへの補助を行い、ボランティア活動等を推進する。 |
| | (3)地域福祉活 | 取組・方向性①<br>引き続き、地域での活動を支援する市社会福祉協議会の地域福祉活動専門員に対する支援を行う。 | 31 | | 地域福祉推進事業 | 6 | 福祉課 | 「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。 |
| | | 取組・方向性②<br>各団体との連携に取り組むNPO法人の活動に対する支援について検討を行う。 | 32 | | 地域福祉推進事業 | 6 | 福祉課 | 「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。 |

| 基本目標 | 展開方向 | 方向性 | No. | R1新規 | 関連事業（市の取り組み）中事業名 | 後期総合計画施策No. | R2所属 | 業務内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 活動を支援する人材の育成 | 取組・方向性③<br>市民の活動を支援するために市職員に対して地域福祉に関する研修を実施する。 | 33 | | 自治のまちづくり条例推進事業 | | | |
| | | | 34 | | 地域とともにある職員研修事業 | 1 | 生涯、学習！推進課 | 人と人を結ぶコミュニティソーシャルワーカー的な役割を担う職員になるために必要な力を身に着けるため、地域担当職員として地域に出る上での手法を話し合い、課題に向き合う姿勢などを学習する「地域担当主事会」等を実施する。 |
| | | | 35 | | 地域福祉推進事業 | 6 | 福祉課 | 「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。 |
| | | 取組・方向性④<br>多様な福祉専門職が、地域住民と協働するための取り組みについて検討を進める。 | 36 | | 地域福祉推進事業 | 6 | 福祉課 | 「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。 |
| | | | 37 | | 生活支援サービス体制整備事業 | 7 | 高齢介護課 | 団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けた地域包括ケアシステムの構築に向け、「生活支援」及び「介護予防」の充実を図るにあたり、「生活支援コーディネーター」を配置し、協議体の運営等を通じて、生活支援体制の充実を図る。 |
| | | | 38 | | 地域社会の子育て機能向上支援事業 | 4 | こども青少年課 | 「尼崎市子どもの育ち支援条例」の理念を実現していくにあたり、地域社会の子育て機能の向上に資するため、子どもに関する施策等を行う各分野と連携し、保護者、地域住民、子ども施設、事業者等の主体的な取り組みが進むように働きかけを行うとともに、地域活動や社会資源等を結び付け、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援するため、コミュニティソーシャルワークを行う。 |
| 2 多様な主体の参画と協働による地域づくり | (1) 地域を支えるネットワークづくり | 取組・方向性①<br>地域を支える重層的なネットワークの構築に向けて、市と市社会福祉協議会が連携して取り組む。 | 39 | | 地域福祉推進事業 | 6 | 福祉課 | 「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。 |
| | | | 40 | | 生活支援サービス体制整備事業 | 7 | 高齢介護課 | 団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けた地域包括ケアシステムの構築に向け、「生活支援」及び「介護予防」の充実を図るにあたり、「生活支援コーディネーター」を配置し、協議体の運営等を通じて、生活支援体制の充実を図る。 |
| | | 取組・方向性②<br>身近な生活圏域で、地域住民が「子育て」「高齢者等の見守り」などのテーマを自主的、継続的に話し合う場の構築を支援する。 | 41 | | 地域福祉推進事業 | 6 | 福祉課 | 「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。 |
| | | | 42 | | 地域社会の子育て機能向上支援事業 | 4 | こども青少年課 | 「尼崎市子どもの育ち支援条例」の理念を実現していくにあたり、地域社会の子育て機能の向上に資するため、子どもに関する施策等を行う各分野と連携し、保護者、地域住民、子ども施設、事業者等の主体的な取り組みが進むように働きかけを行うとともに、地域活動や社会資源等を結び付け、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援するため、コミュニティソーシャルワークを行う。 |
| | | 取組・方向性③<br>地域の人々の学びやスキルを発揮して学校を支援する活動が進むことで、そうした活動に参加している地域住民、団体のつながりづくりを進める。 | 43 | | 学社連携推進事業 | 2 | 社会教育課<br>学び支援課 | 学習の成果を地域社会に生かすことのできる人づくり・しくみづくりを推進するため、地域の方々の活動や学習を支援するとともに、その成果を子どもたち・地域へ還元する機会の創出を図る。 |
| | | 取組・方向性④<br>6地区に地域住民と各専門機関が課題を共有し、解決に向けて協議する（仮称）地域福祉ネットワーク会議の設置に取り組む。 | 44 | | 地域福祉推進事業 | 6 | 福祉課 | 「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。 |
| | | | 45 | | 生活支援サービス体制整備事業 | 7 | 高齢介護課 | 団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けた地域包括ケアシステムの構築に向け、「生活支援」及び「介護予防」の充実を図るにあたり、「生活支援コーディネーター」を配置し、協議体の運営等を通じて、生活支援体制の充実を図る。 |
| | | 取組・方向性⑤<br>全市的な取り組みを様々な関係機関と協議する地域福祉推進協議会を設置する。 | 46 | | 生活困窮者自立相談支援事業 | 9 | 南部福祉相談支援課 | 生活困窮者からの相談に応じて、様々な課題に対応した支援計画を策定し、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行うことで、生活困窮者の自立に向けた支援を行う。 |
| | | | 47 | | 地域福祉推進事業 | 6 | 福祉課 | 「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。 |
| | (2) 地域での見守り・支え合いの充実 | 取組・方向性①<br>訪問型の高齢者等の見守り活動とともに、通い型の高齢者ふれあいサロンなど、地域特性に合わせた多様な見守りによる支え合いを進める。 | 48 | | 高齢者等見守り安心事業費 | 7 | 福祉課 | 高齢者等が住みなれた地域で安心して暮らせるように、地域住民等による見守り体制の構築を図る。 |
| | | | 49 | | 高齢者ふれあいサロン運営費補助金 | 7 | 高齢介護課 | 介護予防・日常生活支援総合事業における一般介護予防事業として、週1回以上のサロンの開催等を要件として自主的・定期的に地域で活動するグループやNPO等が福祉会館等において地域の高齢者等に対して実施する交流活動や介護予防に資する活動等に対して補助を行う。 |
| | | | 50 | | 介護予防対策事業 | 7 | 包括支援担当 | 身近な地域で気軽に参加できるように、健康な高齢者も含めた地域ぐるみの介護予防体制を構築していく。 |
| | | | 51 | | 緊急通報システム普及促進等事業 | 7 | 高齢介護課 | ひとり暮らしの高齢者等に対して、外部に急病や事故等の発生を知らせ援助を要請するための通報機器や通報用ペンダントを貸与し、日常生活の安全確保と不安の解消を図る。緊急時に、この通報機器や通報用ペンダントのボタンを押すと、24時間体制の緊急通報受信センターに連絡ができ、状況に応じて、協力員及び受信センター職員の駆けつけまたは救急車の出動を要請する。 |
| | | | 52 | | 認知症対策推進事業 | 7 | 包括支援担当 | 高齢化の進展に伴い増加が見込まれている認知症高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るよう、地域包括ケアシステムを推進するため、①パンフレットによる認知症の正しい理解や本市取組の周知②認知症サポーター養成拡大と活動の場の充実、③地域の方がひとり歩き・帰宅困難な人を発見し関係機関が身元を捜しやすい仕組みづくり、④初期集中支援事業の実施による支援、により、具体的な支援から連携体制の構築を進める。 |
| | | 取組・方向性②<br>子どもに寄り添い地域のつながりの場にもなる取り組みが一層広がるよう検討する。 | 53 | | 地域福祉推進事業 | 6 | 福祉課 | 「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。 |
| | | | 54 | | 生活支援サービス体制整備事業 | 7 | 高齢介護課 | 団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けた地域包括ケアシステムの構築に向け、「生活支援」及び「介護予防」の充実を図るにあたり、「生活支援コーディネーター」を配置し、協議体の運営等を通じて、生活支援体制の充実を図る。 |
| | | | 55 | | 地域社会の子育て機能向上支援事業 | 4 | こども青少年課 | 「尼崎市子どもの育ち支援条例」の理念を実現していくにあたり、地域社会の子育て機能の向上に資するため、子どもに関する施策等を行う各分野と連携し、保護者、地域住民、子ども施設、事業者等の主体的な取り組みが進むように働きかけを行うとともに、地域活動や社会資源等を結び付け、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援するため、コミュニティソーシャルワークを行う。 |
| | | | 56 | | 子育てサークル育成事業 | 4 | こども福祉課 | 子育ての不安感や孤独感の軽減を図り、保護者同士が助け合い、連携して、子育ての問題に取り組むサークル活動を支援する。 |
| | | | 57 | | あまがさきキッズサポーターズ支援事業 | 4 | こども福祉課 | 地域の子育て支援情報の収集発信を行う市民の自主的な活動を育成・支援するとともに育児に関する悩みや負担感を軽減するため、子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる交流の場（つどいの広場）を設置する。 |
| | | | 58 | | 地域高齢者福祉活動推進事業 | 6 | 福祉課 | 尼崎市社会福祉協議会の各単位福祉協会または連絡協議会等が実施する地域における安全安心活動、引きこもり防止活動、住民交流事業、学習教養・敬愛事業等、高齢者福祉活動推進事業に対し、補助金を交付する。 |
| | | 取組・方向性③<br>地域の様々な居場所が子どもから高齢者まで、また課題を抱えた当事者も含めて交流できる居場所に発展するよう取り組みを進める。 | 59 | | 地域福祉推進事業 | 6 | 福祉課 | 「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。 |
| | | | 60 | | 生活支援サービス体制整備事業 | 7 | 高齢介護課 | 団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けた地域包括ケアシステムの構築に向け、「生活支援」及び「介護予防」の充実を図るにあたり、「生活支援コーディネーター」を配置し、協議体の運営等を通じて、生活支援体制の充実を図る。 |
| | | | 61 | | 地域社会の子育て機能向上支援事業 | 4 | こども青少年課 | 「尼崎市子どもの育ち支援条例」の理念を実現していくにあたり、地域社会の子育て機能の向上に資するため、子どもに関する施策等を行う各分野と連携し、保護者、地域住民、子ども施設、事業者等の主体的な取り組みが進むように働きかけを行うとともに、地域活動や社会資源等を結び付け、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援するため、コミュニティソーシャルワークを行う。 |
| | | | 62 | | 子育てサークル育成事業 | 4 | こども福祉課 | 子育ての不安感や孤独感の軽減を図り、保護者同士が助け合い、連携して、子育ての問題に取り組むサークル活動を支援する。 |
| | | | 63 | | 地域高齢者福祉活動推進事業 | 6 | 福祉課 | 尼崎市社会福祉協議会の各単位福祉協会または連絡協議会等が実施する地域における安全安心活動、引きこもり防止活動、住民交流事業、学習教養・敬愛事業等、高齢者福祉活動推進事業に対し、補助金を交付する。 |
| | (3) 多様 | 取組・方向性①<br>ホームページ等を活用し、市民に向けて地域で行われている活動の活動の情報提供を充実させる。 | 64 | | 市民活動情報発信事業 | 1 | 協働推進課 | インターネット上の市民活動ポータルサイト「市民活動の広場あまがさき」において、市民活動団体の情報や様々な事業に関する情報の収集・発信を行うとともに、相互の交流を図ることができる機能を有するポータルサイトを設ける。 |

| 基本目標 | 展開方向 | 方向性 | No. | R1新規 | 関連事業（市の取り組み）中事業名 | 後期総合計画施策No. | R2所属 | 業務内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | な手法による地域福祉活動の推進 | | 65 | | 市のホームページ、SNS（LINE、Facebook、Twitter）などでの情報発信 | | 各担当課 | 地域の活動を市のホームページ、Facebook等で情報を発信する。 |
| | | | 66 | 新 | 情報発信推進事業 | 14 | 広報課 | 戦略的な広報を行うためには、情報発信のクオリティ・コントロール、メディア戦略などに取り組む必要がある。それらを取り組むにあたり、PRやコミュニケーション分野で高い専門知識や実践経験を有する民間事業者から、組織横断的なマネジメントや多岐にわたるアドバイス等の支援を受け、全庁的な発信力の強化を図る。 |
| | | 取組・方向性②<br>活動への参加を希望する人の希望等に応じて地域活動につなげる市社会福祉協議会のボランティアセンターの取り組みを支援する。 | 67 | | 地域福祉推進事業 | 6 | 福祉課 | 「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。 |
| | | | 68 | | ファミリーサポートセンター運営事業 | 4 | こども福祉課 | 子育て家庭の負担軽減を図るために、アドバイザーを配置して、会員登録している育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人とをコーディネートすることにより、地域の支え合いによる子育て支援を推進する。 |
| | | 取組・方向性③<br>地域福祉活動の立ち上げ支援、有償ボランティアなどの、様々な手法による地域福祉活動の推進に向けた検討を行う。 | 69 | | 地域福祉推進事業 | 6 | 福祉課 | 「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。 |
| | | | 70 | | 生活支援サービス体制整備事業 | 7 | 高齢介護課 | 団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けた地域包括ケアシステムの構築に向け、「生活支援」及び「介護予防」の充実を図るにあたり、「生活支援コーディネーター」を配置し、協議体の運営等を通じて、生活支援体制の充実を図る。 |
| | | | 71 | | 自発的活動支援事業 | 8 | 障害福祉政策担当 | 障害者等やその家族、地域住民等による自発的な活動に対して、その費用の一部を助成することにより、障害者等の社会参加や地域の理解促進を図る。 |
| | | | 72 | | 支え合いの人づくり支援事業 | 6 | 福祉課 | 高校生、大学生が尼崎市の福祉に関する地域課題解決のために行う学習と市内の市民活動団体と協働して地域貢献活動を行う際に必要となる交通費等の経費の一部を補助する。 |
| | | 取組・方向性④<br>先進的に取り組む活動事例をPRし、新たに地域福祉活動へ参画しようとする団体が取り組みやすい環境づくりを進める。 | 73 | | 市報、市HPの活用による情報発信 | | 各担当課 | 地域の活動を市のホームページ、Facebook等で情報を発信する。 |
| | | 取組・方向性⑤<br>市職員有志のボランティア活動や研修を推進し、市職員の地域活動の参加促進に取り組む。 | 74 | | ワークライフバランスにかかる職員研修 | | | |
| | | 取組・方向性⑥<br>ソーシャルビジネスの担い手が数多く集まり、生まれ育っていく環境づくりを進めるための支援策を検討する。 | 75 | | 創業支援事業 | 13 | 経済活性課 | （公財）尼崎地域産業活性化機構が運営する尼崎創業支援オフィスアビース及び人材育成セミナー等の経費の一部を補助する。また、創業を希望する人や創業後間もない人に対して、創業塾等の講座を開催する。 |
| | | | 76 | | | 13 | 地域産業課 | 指定の賃貸オフィスビル（エーリックビル）に入居する創業から間もない事業者（開業から5年未満）の事業安定化や拡大を支援する。 |
| | | | 77 | | 市民提案制度関係事業 | 1 | 協働推進課 | 市民等の市政参画の推進及び政策提案機会の拡大等を図るとともに、行政と市民等との相互理解を深め、適切で良好なパートナーシップを築き、協働の取組を実施するため、市民活動団体及び事業者の提案に基づき、事業の委託、協働事業の実施、共催等を行う。 |
| | (4)社会福祉法人、企業、ＮＰＯ等による地域貢献の推進 | 取組・方向性①<br>社会福祉法人に対して、地域公益活動の積極的な実施に向けた、啓発や情報提供などの働きかけを引き続き行う。 | 78 | | 社会福祉法人指導監査等事業 | 17 | 法人指導課 | 社会福祉法人や社会福祉施設等の適正な運営や提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性を確保するため、社会福祉法をはじめとする関係法令や施設設置基準等の国通知等及び市監査要綱に基づき、指導監査を実施し、必要な指導助言を行う。 |
| | | 取組・方向性②<br>社会福祉法人、企業、NPO、ボランティア団体の取り組みを市のホームページ等を活用して庁内外に発信する。 | 79 | | みんなの尼崎大学事業 | 1 | 生涯、学習！推進課 | 地域づくりに取り組む“人づくり”に向け、みんなの尼崎大学がプラットホームとなり、市内の学びの情報やその魅力を発信するなど、市民の主体的な学習や活動を支援することにより、学びを通じて地域や社会に興味を抱く、また、学びの成果を活動に活かすことのできる環境づくりに取り組む。 |
| | | | 80 | | 市民活動情報発信事業 | 1 | 協働推進課 | インターネット上の市民活動ポータルサイト「市民活動の広場あまがさき」において、市民活動団体の情報や様々な事業に関する情報の収集・発信を行うとともに、相互の交流を図ることができる機能を有するポータルサイトを設ける。 |
| | | | 81 | 新 | 情報発信推進事業 | 14 | 広報課 | 戦略的な広報を行うためには、情報発信のクオリティ・コントロール、メディア戦略などに取り組む必要がある。それらを取り組むにあたり、PRやコミュニケーション分野で高い専門知識や実践経験を有する民間事業者から、組織横断的なマネジメントや多岐にわたるアドバイス等の支援を受け、全庁的な発信力の強化を図る。 |
| | | 取組・方向性③<br>社会福祉法人、企業、NPO等がそれぞれのつよみを活かし、協働して地域の課題に取り組むよう働きかける。 | 82 | | 地域福祉推進事業 | 6 | 福祉課 | 「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。 |
| | | | 83 | | 生活支援サービス体制整備事業 | 7 | 高齢介護課 | 団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けた地域包括ケアシステムの構築に向け、「生活支援」及び「介護予防」の充実を図るにあたり、「生活支援コーディネーター」を配置し、協議体の運営等を通じて、生活支援体制の充実を図る。 |
| | | | 84 | | 災害時要援護者支援事業 | 11 | 福祉課 | 災害時要援護者及び避難行動要支援者の把握に努め、避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成・更新するとともに、名簿等を活用した避難支援体制の整備や福祉避難所の指定拡大等に関する取組を進める。 |
| | | 取組・方向性④<br>社会福祉施設が地域の交流の場や福祉避難所としての協力を行うなど、地域貢献に取り組むよう働きかける。 | 85 | | 地域福祉推進事業 | 6 | 福祉課 | 「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。 |
| | | | 86 | | 生活支援サービス体制整備事業 | 7 | 高齢介護課 | 団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けた地域包括ケアシステムの構築に向け、「生活支援」及び「介護予防」の充実を図るにあたり、「生活支援コーディネーター」を配置し、協議体の運営等を通じて、生活支援体制の充実を図る。 |
| | | | 87 | | 災害時要援護者支援事業 | 11 | 福祉課 | 災害時要援護者及び避難行動要支援者の把握に努め、避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成・更新するとともに、名簿等を活用した避難支援体制の整備や福祉避難所の指定拡大等に関する取組を進める。 |
| ３誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり | (1)包括的・総合的な相談支援体制の充実 | 取組・方向性①<br>市政出前講座やホームページなどを通じて行政等の各相談窓口について広く周知する。 | 88 | | 市政出前講座、市報、市のホームページ など | | 各担当課 | 市政出前講座や市のホームページ等で各相談窓口について周知している。 |
| | | 取組・方向性②<br>「しごと・くらしサポートセンター尼崎」の体制充実と地域、専門機関、行政の重層的なネットワーク強化により関係機関の活動を支援する。 | 89 | | 生活困窮者自立相談支援事業 | 9 | 南部福祉相談支援課 | 生活困窮者からの相談に応じて、様々な課題に対応した支援計画を策定し、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行うことで、生活困窮者の自立に向けた支援を行う。 |
| | | | 90 | | 地域福祉推進事業費 | 6 | 福祉課 | 「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。 |
| | | | 91 | | 生活支援サービス体制整備事業 | 7 | 高齢介護課 | 団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けた地域包括ケアシステムの構築に向け、「生活支援」及び「介護予防」の充実を図るにあたり、「生活支援コーディネーター」を配置し、協議体の運営等を通じて、生活支援体制の充実を図る。 |
| | | | 92 | | 地域包括支援センター運営事業 | 7 | 包括支援担当 | 高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として、総合的な相談支援や包括的ケアマネジメント業務等の充実を図る。 |
| | | | 93 | | 在宅医療・介護連携推進事業 | 7 | 包括支援担当 | 地域包括ケアシステムの推進にあたり、在宅で生活する要介護・要支援状態の高齢者が増加することから、適切な医療・介護を受けながら住み慣れた地域での生活を継続できるよう、関係機関が連携した支援を提供できる仕組みづくりを推進する。<br>在宅医療・介護の現状や課題に対し、関係諸団体で構成する協議体にて、情報共有・提供手法や連携相談窓口のあり方など、より具体的な協議を進める。 |
| | | | 94 | | 障害者（児）相談支援事業 | 8 | 障害福祉政策担当 | ○障害者相談支援事業<br>障害者（児）、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行う。<br>○障害児等療育支援事業<br>在宅の障害児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する療育機能との重層的な連携を図る。<br>○基幹相談支援センター等機能強化事業<br>相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員を基幹相談支援センター等に配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、情報収集・提供及び地域移行に向けた取組等を実施する。 |

| 基本目標 | 展開方向 | 方向性 | No. | R1新規 | 関連事業(市の取り組み)中事業名 | 後期総合計画施策No. | R2所属 | 業務内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 95 | | 心の教育相談事業 | 4 | こども教育支援課 | 不登校やいじめ、虐待、発達の課題等が多様化・複雑化していることから、学校へスクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、福祉的視点の導入及び関係機関との連携を深め、子どもを取り巻く環境の改善を図ることで、それらの課題の未然防止・早期発見・早期対応を推進するための体制づくりを行う。 |
| | | | 96 | | 民生児童協力委員関係事業 | 6 | 福祉課 | 市民の社会福祉増進に努める民生児童協力委員の活動促進と支援を行う。 |
| | | | 97 | | 民生児童委員関係事業 | 6 | 福祉課 | 市民の社会福祉増進に努める民生児童委員の活動促進と支援を行う。 |
| | | 取組・方向性③<br>各相談窓口と連携し、地域における課題の早期把握・支援のネットワークの充実、強化に取り組む。 | 98 | | 生活困窮者自立相談支援事業 | 9 | 南部福祉相談支援課 | 生活困窮者からの相談に応じて、様々な課題に対応した支援計画を策定し、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行うことで、生活困窮者の自立に向けた支援を行う。 |
| | | | 99 | | 地域福祉推進事業費 | 6 | 福祉課 | 「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。 |
| | | | 100 | | 生活支援サービス体制整備事業 | 7 | 高齢介護課 | 団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けた地域包括ケアシステムの構築に向け、「生活支援」及び「介護予防」の充実を図るにあたり、「生活支援コーディネーター」を配置し、協議体の運営等を通じて、生活支援体制の充実を図る。 |
| | | | 101 | | 地域包括支援センター運営事業 | 7 | 包括支援担当 | 高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として、総合的な相談支援や包括的ケアマネジメント業務等の充実を図る。 |
| | | | 102 | | 在宅医療・介護連携推進事業 | 7 | 包括支援担当 | 地域包括ケアシステムの推進にあたり、在宅で生活する要介護・要支援状態の高齢者が増加することから、適切な医療・介護を受けながら住み慣れた地域での生活を継続できるよう、関係機関が連携した支援を提供できる仕組みづくりを推進する。<br>在宅医療・介護の現状や課題に対し、関係諸団体で構成する協議体にて、情報共有・提供手法や連携相談窓口のあり方など、より具体的な協議を進める。 |
| | | | 103 | | 障害者(児)相談支援事業 | 8 | 障害福祉政策担当 | ○障害者相談支援事業<br>障害者(児)、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行う。<br>○障害児等療育支援事業<br>在宅の障害児(者)の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する療育機能との重層的な連携を図る。<br>○基幹相談支援センター等機能強化事業<br>相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員を基幹相談支援センター等に配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、情報収集・提供及び地域移行に向けた取組等を実施する。 |
| | | | 104 | | 心の教育相談事業 | 4 | こども教育支援課 | 不登校やいじめ、虐待、発達の課題等が多様化・複雑化していることから、学校へスクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、福祉的視点の導入及び関係機関との連携を深め、子どもを取り巻く環境の改善を図ることで、それらの課題の未然防止・早期発見・早期対応を推進するための体制づくりを行う。 |
| | | | 105 | | 民生児童協力委員関係事業 | 6 | 福祉課 | 市民の社会福祉増進に努める民生児童協力委員の活動促進と支援を行う。 |
| | | | 106 | | 民生児童委員関係事業 | 6 | 福祉課 | 市民の社会福祉増進に努める民生児童委員の活動促進と支援を行う。 |
| | | 取組・方向性④<br>市各窓口への研修を充実し、市職員一人ひとりが相談支援のワンストップ窓口であることを意識した早期把握、早期対応に取り組む。 | 107 | | 生活困窮者自立相談支援事業 | 9 | 南部福祉相談支援課 | 生活困窮者からの相談に応じて、様々な課題に対応した支援計画を策定し、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行うことで、生活困窮者の自立に向けた支援を行う。 |
| | | | 108 | | 地域福祉推進事業 | 6 | 福祉課 | 「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。 |
| | | 取組・方向性⑤<br>関係機関と連携して、相談者の意欲・能力に応じた段階的な就労支援に取り組む。 | 109 | | 生活困窮者等就労準備支援事業 | 9 | 北部保健福祉管理課 | 直ちに一般就労に就くことが難しい生活保護受給者及び生活困窮者に対して一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を図るため、支援段階に応じて就労準備セミナー及びボランティア・職業体験を組み合わせて計画的に支援を行う。 |
| | | | 110 | | 障害者就労支援事業費 | 8 | 障害福祉政策担当 | ○障害者就労支援事業<br>就労に関する相談その他必要な支援を行うことにより、就労の促進と安定した就労の継続を図るとともに、当該事業を効果的に実施するため、地域の関係機関等との連携強化及び社会資源の開発・改善に向けた取組等を行う。<br>○障害者就労チャレンジ事業<br>一定期間、市の臨時的任用職員(「チャレンジャー」)として雇用し、就労実習の体験の場を提供することにより、就労意欲の高揚及び民間企業等への就労の促進を図る。<br>○障害者就労施設等販路開拓事業<br>障害者就労施設等に係る工賃向上に向けて、物品等の販路開拓に向けた支援等を行う。 |
| | | 取組・方向性⑥<br>「貧困の連鎖」を防止するための取り組みを進める。 | 111 | | 生活困窮者学習支援事業 | 9 | 北部保健福祉管理課 | 生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもが成長し、再び生活保護世帯や生活困窮世帯に至ることを防止するため、地域に子どもの居場所を確保し、学習への動機付けを含めた学習支援を行うとともに社会性や他者との関係性を育む。また、学習支援を利用した子どもの高校進学後の中退防止にも取り組む。 |
| | | 取組・方向性⑦<br>福祉の専門的な支援に加え、法的支援などの様々な分野別の専門機関と連携するための取り組みを進める。 | 112 | | 生活困窮者自立相談支援事業 | 9 | 南部福祉相談支援課 | 生活困窮者からの相談に応じて、様々な課題に対応した支援計画を策定し、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行うことで、生活困窮者の自立に向けた支援を行う。 |
| | | | 113 | | 地域福祉推進事業費 | 6 | 福祉課 | 「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。 |
| | | | 114 | | 生活支援サービス体制整備事業 | 7 | 高齢介護課 | 団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けた地域包括ケアシステムの構築に向け、「生活支援」及び「介護予防」の充実を図るにあたり、「生活支援コーディネーター」を配置し、協議体の運営等を通じて、生活支援体制の充実を図る。 |
| | | | 115 | | 地域包括支援センター運営事業 | 7 | 包括支援担当 | 高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として、総合的な相談支援や包括的ケアマネジメント業務等の充実を図る。 |
| | | | 116 | | 在宅医療・介護連携推進事業 | 7 | 包括支援担当 | 地域包括ケアシステムの推進にあたり、在宅で生活する要介護・要支援状態の高齢者が増加することから、適切な医療・介護を受けながら住み慣れた地域での生活を継続できるよう、関係機関が連携した支援を提供できる仕組みづくりを推進する。<br>在宅医療・介護の現状や課題に対し、関係諸団体で構成する協議体にて、情報共有・提供手法や連携相談窓口のあり方など、より具体的な協議を進める。 |
| | | | 117 | | 障害者(児)相談支援事業 | 8 | 障害福祉政策担当 | ○障害者相談支援事業<br>障害者(児)、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行う。<br>○障害児等療育支援事業<br>在宅の障害児(者)の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する療育機能との重層的な連携を図る。<br>○基幹相談支援センター等機能強化事業<br>相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員を基幹相談支援センター等に配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、情報収集・提供及び地域移行に向けた取組等を実施する。 |
| | | | 118 | | 心の教育相談事業 | 4 | こども教育支援課 | 不登校やいじめ、虐待、発達の課題等が多様化・複雑化していることから、学校へスクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、福祉的視点の導入及び関係機関との連携を深め、子どもを取り巻く環境の改善を図ることで、それらの課題の未然防止・早期発見・早期対応を推進するための体制づくりを行う。 |
| | | | 119 | | 民生児童協力委員関係事業 | 6 | 福祉課 | 市民の社会福祉増進に努める民生児童協力委員の活動促進と支援を行う。 |
| | | | 120 | | 民生児童委員関係事業 | 6 | 福祉課 | 市民の社会福祉増進に努める民生児童委員の活動促進と支援を行う。 |
| | | 取組・方向性⑧<br>子どもの育ちに係る支援センターで、子どもに関する幅広い範囲の総合相談や、総合的かつ継続的な支援を行うための拠点として取り組みを進める。 | 121 | | 子どもの育ち支援センター開設運営事業 | 4 | いくしあ推進課 | 平成31年10月開設の子どもの育ち支援センターの内部備品等を整備し、子どもの成長段階に応じて切れ目なく総合的かつ継続的に支援できる新センターの環境整備を図るとともに、市民・関係者への広報活動や記念式典、記念事業等を実施する。また、児童福祉法上の市町村子ども家庭総合支援拠点としての位置づけを目指す。 |

| 基本目標 | 展開方向 | 方向性 | No. | R1新規 | 関連事業(市の取り組み)中事業名 | 後期総合計画施策No. | R2所属 | 業務内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 122 | 新 | 子ども・子育て総合相談事業 | 4 | こども相談支援課 | 子どもや子育て家庭の相談をワンストップで受け止め、子どもの年齢に応じた切れ目のない福祉、保健、教育等が連携した総合的な支援を実施するため、子どもの育ち支援センターにおいて総合相談窓口を開設し、専門の相談員が寄り添いながら課題等を整理、解決イメージを共有し、センターの専門職員等につなぐための体制を充実させる。 |
| | | | 123 | | 発達相談支援事業 | 4 | 発達相談支援課 | 発達に不安を抱える子どもやその保護者に対し、相談業務等を実施し、必要な支援につないでいく。 |
| | | 取組・方向性⑨<br>専門機関の支援終結後も、必要に応じて社会福祉協議会支部事務局と連携して地域福祉活動など地域の支え合いにつなぐ。 | 124 | | 生活困窮者自立相談支援事業 | 9 | 南部福祉相談支援課 | 生活困窮者からの相談に応じて、様々な課題に対応した支援計画を策定し、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行うことで、生活困窮者の自立に向けた支援を行う。 |
| | | | 125 | | 地域福祉推進事業費 | 6 | 福祉課 | 「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。 |
| | | | 126 | | 生活支援サービス体制整備事業 | 7 | 高齢介護課 | 団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けた地域包括ケアシステムの構築に向け、「生活支援」及び「介護予防」の充実を図るにあたり、「生活支援コーディネーター」を配置し、協議体の運営等を通じて、生活支援体制の充実を図る。 |
| | | | 127 | | 地域包括支援センター運営事業 | 7 | 包括支援担当 | 高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として、総合的な相談支援や包括的ケアマネジメント業務等の充実を図る。 |
| | | | 128 | | 在宅医療・介護連携推進事業 | 7 | 包括支援担当 | 地域包括ケアシステムの推進にあたり、在宅で生活する要介護・要支援状態の高齢者が増加することから、適切な医療・介護を受けながら住み慣れた地域での生活を継続できるよう、関係機関が連携した支援を提供できる仕組みづくりを推進する。<br>在宅医療・介護の現状や課題に対し、関係諸団体で構成する協議体にて、情報共有・提供手法や連携相談窓口のあり方など、より具体的な協議を進める。 |
| | | | 129 | | 障害者(児)相談支援事業 | 8 | 障害福祉政策担当 | ○障害者相談支援事業<br>障害者(児)、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行う。<br>○障害児等療育支援事業<br>在宅の障害児(者)の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する療育機能との重層的な連携を図る。<br>○基幹相談支援センター等機能強化事業<br>相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員を基幹相談支援センター等に配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、情報収集・提供及び地域移行に向けた取組等を実施する。 |
| | | | 130 | | 心の教育相談事業 | 4 | こども教育支援課 | 不登校やいじめ、虐待、発達の課題等が多様化・複雑化していることから、学校へスクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、福祉的視点の導入及び関係機関との連携を深め、子どもを取り巻く環境の改善を図ることで、それらの課題の未然防止・早期発見・早期対応を推進するための体制づくりを行う。 |
| | | | 131 | | 民生児童協力委員関係事業 | 6 | 福祉課 | 市民の社会福祉増進に努める民生児童協力委員の活動促進と支援を行う。 |
| | | | 132 | | 民生児童委員関係事業 | 6 | 福祉課 | 市民の社会福祉増進に努める民生児童委員の活動促進と支援を行う。 |
| | (2)権利擁護の推進 | 取組・方向性①<br>虐待についての広報・啓発や成年後見等支援センターの周知を図るとともに各相談窓口や警察とも連携を深め迅速な対応に努める。<br>取組・方向性②<br>保健福祉センターの保健福祉総合相談窓口と成年後見等支援センターが連携するために、一体的な設置を進める。 | 133 | | 権利擁護推進事業 | 6 | 北部福祉相談支援課 | 南北保健福祉センターに成年後見等支援センターを設置し、成年後見等に係る専門的な知見を背景に、広く権利擁護に関わる相談をうけ、地域包括支援センター・相談支援事業所等の窓口と協働で対応する。ケースによっては、市民後見人を就任させるなどにより、対応後の支援にも継続的に関わる。 |
| | | | 134 | | 成年後見制度利用支援事業<br>(高齢者等) | 7 | 北部福祉相談支援課 | 契約締結等に必要な判断能力が不十分な身寄りのない認知症高齢者等に代わり、市が家庭裁判所に対し成年後見等開始の申し立てを行う。また、助成を受けなければ制度利用が困難と認められる者に対しては、当該制度に係る費用の全部または一部を助成する。 |
| | | | 135 | | 成年後見制度利用支援事業<br>(障害者等) | 8 | 北部福祉相談支援課 | 契約締結等に必要な判断能力が不十分な身寄りのない知的障害者等に代わり、市が家庭裁判所に対し成年後見等開始の申し立てを行う。また、助成を受けなければ制度利用が困難と認められる者に対しては、当該制度に係る費用の全部または一部を助成する。 |
| | | | 136 | | 障害者虐待防止対策事業 | 8 | 障害福祉政策担当 | 障害者に対する虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の促進、養護者に対する支援等を行う。 |
| | | | 137 | | 配偶者等暴力に関する支援事業 | 9 | 北部福祉相談支援課 | 「尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」(平成24年4月策定)に基づき、平成25年4月に配偶者暴力相談支援センターを設置し、絶え間ない支援を実現していく。 |
| | | 取組・方向性③<br>福祉サービスの利用援助事業を推進することで、後見には至らないが支援の必要な人の自立と社会参加を進める。 | 138 | | 社会福祉関係団体補助金 | 6 | 福祉課 | 成年後見制度までは至らない認知症高齢者、知的障害者等の判断能力の不十分な者が、地域において自立し安心して生活が送れるよう、市社会福祉協議会が行う福祉サービス利用援助事業(金銭管理や相談支援等)に対する事業の経費の一部(支援員にかかる経費)を補助する。 |
| | | 取組・方向性④<br>関係機関のネットワークの強化に努め、福祉サービスの利用支援、虐待等の早期発見、迅速な対応などの取り組みを進める。 | 139 | | 尼崎市要保護児童対策地域協議会運営事業 | 4 | こども相談支援課 | 児童虐待防止法および児童福祉法の改正を踏まえ、平成18年度12月末に「尼崎市要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待等要保護児童の早期発見・早期対応などを図るため定期的に実務者会等会議を実施し児童関連機関が情報交換・共有し、支援方法を検討する。 |
| | | | 140 | | 権利擁護推進事業 | 6 | 北部福祉相談支援課 | 南北保健福祉センターに成年後見等支援センターを設置し、成年後見等に係る専門的な知見を背景に、広く権利擁護に関わる相談をうけ、地域包括支援センター・相談支援事業所等の窓口と協働で対応する。ケースによっては、市民後見人を就任させるなどにより、対応後の支援にも継続的に関わる。 |
| | | | 141 | | 成年後見制度利用支援事業<br>(高齢者等) | 7 | 北部福祉相談支援課 | 契約締結等に必要な判断能力が不十分な身寄りのない認知症高齢者等に代わり、市が家庭裁判所に対し成年後見等開始の申し立てを行う。また、助成を受けなければ制度利用が困難と認められる者に対しては、当該制度に係る費用の全部または一部を助成する。 |
| | | | 142 | | 成年後見制度利用支援事業<br>(障害者等) | 8 | 北部福祉相談支援課 | 契約締結等に必要な判断能力が不十分な身寄りのない知的障害者等に代わり、市が家庭裁判所に対し成年後見等開始の申し立てを行う。また、助成を受けなければ制度利用が困難と認められる者に対しては、当該制度に係る費用の全部または一部を助成する。 |
| | | | 143 | | 障害者虐待防止対策事業費 | 8 | 障害福祉政策担当 | 障害者に対する虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の促進、養護者に対する支援等を行う。 |
| | | 取組・方向性⑤<br>障害者差別解消法に基づく合理的配慮の取り組みの広報・啓発、障がい者差別の相談事例等の共有により差別解消に努める。 | 144 | | 差別解消・コミュニケーション支援等検討事業 | 8 | 障害福祉政策担当 | 障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組を行っていくため、地域の関係機関で構成する協議会を開催する。また、障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進していくための条例の制定に向けた検討協議会を開催する。 |
| | | 取組・方向性⑥<br>市職員に対して虐待やDV防止、差別解消に向けた研修等に取り組む。 | 145 | | 差別解消・コミュニケーション支援等検討事業費 | 8 | 障害福祉政策担当 | 障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組を行っていくため、地域の関係機関で構成する協議会を開催する。また、障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進していくための条例の制定に向けた検討協議会を開催する。 |
| | | | 146 | | 配偶者等暴力に関する支援事業 | 9 | 北部福祉相談支援課 | 「尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」(平成24年4月策定)に基づき、平成25年4月に配偶者暴力相談支援センターを設置し、絶え間ない支援を実現していく。 |
| | (3)適切な福祉サービスの提供 | 取組・方向性①<br>適切な福祉サービスの確保に向けて、市の関係各課が連携し指導監査等の充実を図るとともに、苦情解決体制の向上を図る。 | 147 | | 社会福祉法人指導監査等事業 | 17 | 法人指導課 | 社会福祉法人や社会福祉施設等の適正な運営や提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性を確保するため、社会福祉法をはじめとする関係法令や施設設置基準等の国通知等及び市監査要綱に基づき、指導監査を実施し、必要な指導助言を行う。 |
| | | | 148 | | 市報、市HPの活用による情報発信 | | 各担当課 | |
| | | | 149 | | 多文化共生社会推進事業 | 5 | ダイバーシティ推進課 | お互いの生活や文化を理解・尊重し、外国籍住民が安心して快適に生活や行動ができる多文化共生社会の実現に向けた取組を行う。 |
| | | 取組・方向性③<br>障がい特性に応じて、必要な情報が合理的な配慮のもとで適切に確保、利用できるよう、広報、啓発等に取り組む。 | 150 | | 意思疎通支援事業費 | 8 | 障害福祉政策担当 | 聴覚障害者、音声・言語機能障害者及び盲ろう者が公的機関や医療機関に赴く等、社会生活上外出が必要不可欠なときに、事前に登録している対象者に対して、手話通訳者又は要約筆記者若しくは盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。また、その手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成する。 |
| | | | 151 | | 差別解消・コミュニケーション支援等検討事業費 | 8 | 障害福祉政策担当 | 障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組を行っていくため、地域の関係機関で構成する協議会を開催する。また、障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進していくための条例の制定に向けた検討協議会を開催する。 |

| 基本目標 | 展開方向 | 方向性 | No. | R1新規 | 関連事業（市の取り組み）中事業名 | 後期総合計画施策No. | R2所属 | 業務内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | と情報利用の推進 | | 152 | | 手話言語普及啓発事業 | 8 | 障害福祉政策担当 | 尼崎市手話言語条例に基づき、手話及びろう者に対する理解並びに手話の普及を促進するため、手話ハンドブックや啓発パンフレットを作成するほか、市民等を対象にした体験講座を開催する。 |
| | | 取組・方向性④<br>地域課題の共有・解決策の検討のために、行政の様々な情報を地域の関係者や団体、専門機関で適切に共有する方法を検討する。 | 153 | | 地域福祉推進事業 | 6 | 福祉課 | 「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。 |
| | | 取組・方向性⑤<br>保健福祉センターの保健福祉総合相談窓口と成年後見等支援センターが連携するために、一体的な設置を進める。 | 154 | | 在宅医療・介護連携推進事業 | 7 | 包括支援担当 | 地域包括ケアシステムの推進にあたり、在宅で生活する要介護・要支援状態の高齢者が増加することから、適切な医療・介護を受けながら住み慣れた地域での生活を継続できるよう、関係機関が連携した支援を提供できる仕組みづくりを推進する。<br>在宅医療・介護の現状や課題に対し、関係諸団体で構成する協議体にて、情報共有・提供手法や連携相談窓口のあり方など、より具体的な協議を進める。 |
| | | | 155 | | 生活困窮者自立相談支援事業 | 9 | 南部福祉相談支援課 | 生活困窮者からの相談に応じて、様々な課題に対応した支援計画を策定し、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行うことで、生活困窮者の自立に向けた支援を行う。 |
| | (4)要配慮者（災害時要援護者）支援の推進 | 取組・方向性①<br>避難行動要支援者名簿を整備するとともに、災害時に備えて日頃のつながり作りの大切さ等についての啓発を行う。 | 156 | | 災害時要援護者支援事業 | 11 | 福祉課 | 災害時要援護者及び避難行動要支援者の把握に努め、避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成・更新するとともに、名簿等を活用した避難支援体制の整備や福祉避難所の指定拡大等に関する取組を進める。 |
| | | | 157 | | 地域福祉推進事業 | 6 | 福祉課 | 「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。 |
| | | | 158 | | 地域の防災力向上事業費 | 11 | 危機管理安全局企画管理課 | 災害時要援護者支援対策については、健康福祉局が実施している要援護高齢者見守り対策事業と連携する中で、社会福祉協議会をはじめとし、当事者団体、民生児童委員協議会、事業者、NPO等の団体で構成する連絡会を運営し、連携体制の強化を図る。 |
| | | | 159 | | | 11 | 災害対策課 | 防災マップづくり等による地域における防災力向上講座をはじめ、兵庫県が実施する「ひょうご防災リーダー講座」の受講者に対する経費助成を行う。また、尼崎市防災セミナーの開催等を通して、市民等の防災意識や地域の防災力の向上を図る。 |
| | | | 160 | | 防災対策等事業費 | 11 | 災害対策課 | 尼崎市防災総合訓練、「1．17は忘れない」地域防災訓練等、各種訓練を通じて災害時の適切な防災行動力を身につけるとともに、地域防災力の向上を図る。 |
| | | 取組・方向性②<br>尼崎市避難行動要支援者避難支援指針をもとに、避難行動要支援者の避難支援体制を市民、事業者、関係団体、関係機関とともに整備する。 | 161 | | 災害時要援護者支援事業費 | 11 | 福祉課 | 災害時要援護者及び避難行動要支援者の把握に努め、避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成・更新するとともに、名簿等を活用した避難支援体制の整備や福祉避難所の指定拡大等に関する取組を進める。 |
| | | | 162 | | 地域の防災力向上事業費 | 11 | 災害対策課 | 防災マップづくり等による地域における防災力向上講座をはじめ、兵庫県が実施する「ひょうご防災リーダー講座」の受講者に対する経費助成を行う。また、尼崎市防災セミナーの開催等を通して、市民等の防災意識や地域の防災力の向上を図る。 |
| | | | 163 | | 防災対策等事業費 | 11 | 災害対策課 | 尼崎市防災総合訓練をはじめとする各種訓練を通じて災害時の適切な防災行動力を身につけるとともに、関係機関との相互協力体制を構築して防災意識の高揚・防災技術の向上を図る。 |
| | | 取組・方向性③<br>社会福祉施設等に協力要請を行ない、福祉避難所の拡大等に努める。 | 164 | | 災害時要援護者支援事業費 | 11 | 福祉課 | 災害時要援護者及び避難行動要支援者の把握に努め、避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成・更新するとともに、名簿等を活用した避難支援体制の整備や福祉避難所の指定拡大等に関する取組を進める。 |
| | | 取組・方向性④<br>災害時要援護者支援連絡会等での意見を踏まえて、福祉避難所の運営マニュアル等の作成を進める。 | 165 | | 災害時要援護者支援事業費 | 11 | 福祉課 | 災害時要援護者及び避難行動要支援者の把握に努め、避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成・更新するとともに、名簿等を活用した避難支援体制の整備や福祉避難所の指定拡大等に関する取組を進める。 |
| | (5)安全・安心に暮らせる環境整備 | 取組・方向性①<br>高齢者等の見守り活動等とも連携し、各世代に応じた消費者教育や啓発活動を行う。 | 166 | | 消費生活安全推進事業 | 12 | 生活安全課 | 消費者被害の未然防止及び救済事業として、消費生活相談事業を実施する。 |
| | | | 167 | | 消費者行政活性化事業 | 12 | 生活安全課 | 消費者行政活性化事業費補助金を活用して、各種啓発事業を実施し、消費者被害の未然防止を図る。 |
| | | | 168 | | 「こども安全・安心・便利」情報提供事業費 | 4 | こども福祉課 | 就学前児童の保護者などに、携帯電話等のインターネット機能を活用して、警察からの不審者情報など子どもの「安全と安心」に関する緊急情報を発信する。また、子育て関連情報も随時提供する。 |
| | | 取組・方向性②<br>普段の散歩等、市民それぞれの日常生活の中で気軽に参加できる防犯活動を進める。 | 169 | | 街頭犯罪防止等事業費 | 12 | 生活安全課 | 地域と協働し、地域防犯力の向上を図る。<br>（主な事業内容）・あなたを守り隊・地域での防犯カメラ設置補助・地域青パト活動団体支援等事業 |
| | | 取組・方向性③<br>防犯カメラの設置効果について検証を行い、今後のあり方について検討を進める。 | 170 | | 街頭犯罪防止等事業費 | 12 | 生活安全課 | ひったくりの撲滅及び自転車盗難の防止に向けた各種事業を実施する。<br>（主な事業内容）・可動式防犯カメラ設置運用・街頭犯罪防止実践啓発事業・民間カメラ活用事業等 |
| | | 取組・方向性④<br>住宅・住環境の整備を促進するとともに、放置自転車の対策など、誰もが安全・安心に暮らしやすい環境整備に取り組む。 | 171 | | 駅周辺放置自転車対策事業費 | 12 | 放置自転車対策担当 | 放置自転車の撤去や市内に13箇所ある尼崎市立自転車等駐車場の管理運営について、指定管理者による管理運営を行う。 |
| | | | 172 | | 分譲マンション共用部分バリアフリー化助成事業費 | 16 | 住宅政策課 | 建設当時バリアフリーの規定が無かった市内分譲マンションの管理組合を対象に、共用部分のバリアフリー化改修費用の一部を助成することで、高齢期等に適した住宅を整備し、地域における良質な住宅ストックの形成と住環境の向上を図る。 |
| | | | 173 | | 市営住宅建替等事業 | 16 | 住宅整備担当 | 市営住宅のバリアフリー性能を確保するため、市営住宅の建替えにおいてはエレベーターを設置するとともに、室内のバリアフリー化を図る。また新耐震基準に適合する片廊下型の住棟にエレベーターを設置する。 |